

316  
2  
44

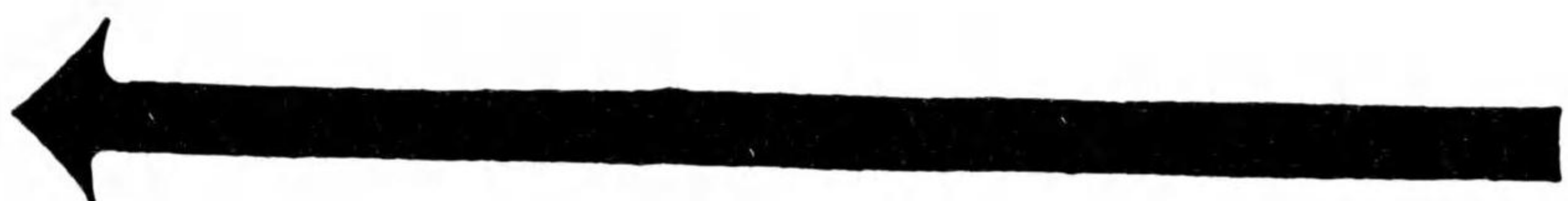
明治外交史

田保橋

潔

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50<sup>7m</sup> 1 2 3 4 5

始





國史研究會編輯 岩波講座 日本歷史

明治外交史

田保橋 潔

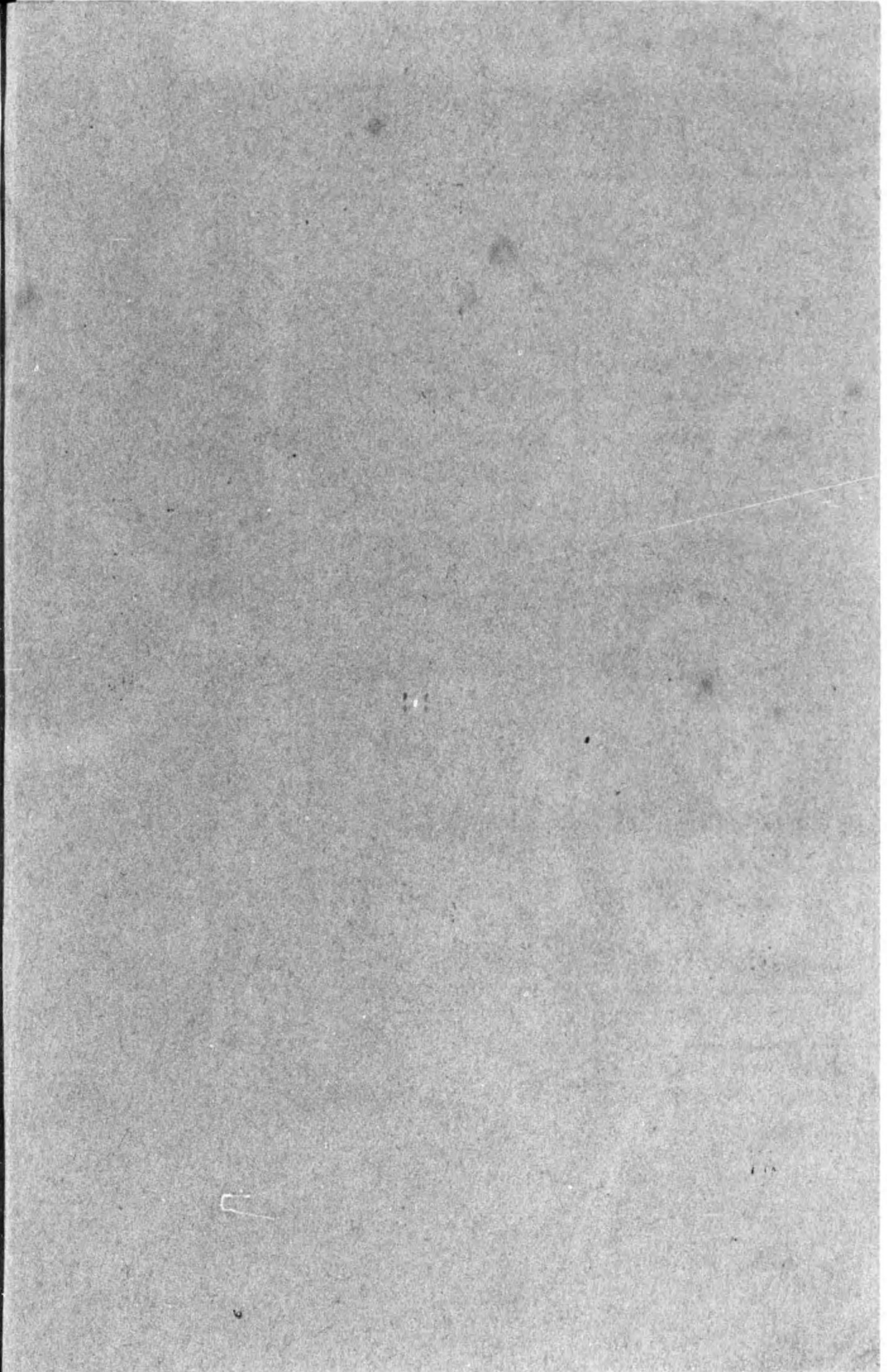
岩波書店





明治外交史

田保橋 潔



385



目次

|                  |     |
|------------------|-----|
| 第一章 總 說          | 三   |
| 第二章 明治新政府の成立     | 五   |
| 第一節 新政府の承認       | 五   |
| 第二節 内亂と局外中立      | 二   |
| 第三章 外交政策の確立      | 二   |
| 第一節 大使の歐米差遣      | 二   |
| 第二節 顧問外交         | 九   |
| 第四章 日支新關係の成立     | 三   |
| 第五章 日支關係の進展      | 三   |
| 第一節 臺灣事變         | 三   |
| 第二節 琉球併合         | 三   |
| 第六章 日鮮新關係の成立     | 三   |
| 第一節 新政府成立と朝鮮     | 三   |
| 第二節 日鮮關係の停頓      | 三   |
| 第三節 日鮮條約の締結      | 三   |
| 第七章 日鮮關係の進展      | 三   |
| 第一節 壬午政變         | 三   |
| 第二節 甲申政變         | 三   |
| 第三節 漢城協約と天津協約    | 三   |
| 第八章 日露關係の紛糾      | 三   |
| 第一節 日露國境の決定      | 三   |
| 第二節 大津事件         | 三   |
| 第九章 條約改正         | 三   |
| 第十章 日支戰役         | 三   |
| 第一節 朝鮮と日支の抗爭     | 三   |
| 第二節 朝鮮國內政改革と日支開戦 | 七〇  |
| 第三節 日支媾和         | 七〇  |
| 第十一章 三國干涉        | 七〇  |
| 第一節 日支戰役と列國の干涉   | 七〇  |
| 第二節 遼東半島の還付      | 七〇  |
| 第十二章 獨立國としての朝鮮   | 七六  |
| 第一節 朝鮮の獨立と改革     | 七六  |
| 第二節 乙未政變 日露協定    | 七六  |
| 第十三章 義和拳匪亂と日本    | 八三  |
| 第一節 義和拳匪亂の公使館攻圍  | 八三  |
| 第二節 聯合國の出兵 媾和    | 八三  |
| 第十四章 ロシアの極東進出    | 八九  |
| 第一節 旅順・大連の租借     | 八九  |
| 第二節 ロシアの滿洲占領     | 八九  |
| 第十五章 日英同盟        | 九六  |
| 第一節 孤立外交と協調外交    | 九六  |
| 第二節 日英同盟の成立      | 九六  |
| 第十六章 日露戰役        | 一〇一 |
| 第一節 滿鮮問題と日露の衝突   | 一〇一 |
| 第二節 日露戰役と國際情勢    | 一〇一 |
| 第三節 日露媾和         | 一〇一 |
| 第十七章 朝鮮併合        | 一一四 |
| 第一節 朝鮮の保護        | 一一四 |
| 第二節 統監政治         | 一一四 |
| 第三節 朝鮮併合         | 一一四 |

第一章 總 說

明治天皇の御宇四十五年間に、日本は古代型國家より飛躍して、近代型國家の列に入つた。世界史上の如何なる革新と雖も、之に匹敵し得べき例はない。神武天皇創業より江戸幕府の崩壞に至る間の日本史は、島帝國に特異な比較的穩健著實な歩みを辿つて來たのであるが、最後の五十年間に於て、全然型の異つた進歩を示した。紺暖簾の香床しく、土藏りの棟も殿めしい、着實一方を以て知られた老舗が、一朝經濟界の大變動に乗じ、一擧にして事業の大擴張新式化に成功を収め、豪壯なるビルヂングに據り、全世界の事業界一方の雄となり、着々同業者を制壓しつゝある壯觀にも譬へられよう。

明治期は五十年にも足りない。然れどもその内容は、優に明治前二千五百年に匹敵する。明治史はあらゆる角度より研究せられなければならない。其基礎となるものは、明治期の外國關係に對する正しき認識である。

明治外交史と云ふも、其間に自ら限界がある。明治期に於ける日本の隣邦としては、朝鮮・支那兩國があつた。其北方には帝政ロシアが存在した。日本の外交が以上三國を對象として居るのも當然であらう。寧ろ朝鮮・支那兩國に限定せられて居ると云つてもよい。ロシアは日本と比較的古くより接觸して居るが、その利害關係は比較的稀薄で、

總 說



問題が朝鮮・支那に波及して、初めて重大なる利害を感ずるに至つた。英國との關係は更に間接的で、支那・ロシア兩國を除けば、日英との直接利害は論ずるに足りなかつた。之を以て考慮すれば、朝鮮・支那の近代政情、及びその外國關係を正しく理解することは、明治外交史研究の第一歩であらなければならぬ。此趣旨を以て、著者はつとめて、朝鮮・支那兩國との關係を主とし、ロシアを従とし、爾餘の諸國については、特に注意すべきものを擧げるに止めた。

大戦後所謂戦責問題に關聯して、各國政府は、各大戦前早きは數十年に溯つて外交文書を公表し、自國の立場を正しく理解せしめるに努力しつゝある。隣邦中華民國國民政府、亦略同一理由を以て、清末外交文書を公開した。最近外務省調査部に於ては、元外務大臣幣原男爵主宰の下に、明治期の外交文書を編纂公刊するの計畫を有して居ると云ふ（東京朝日新聞）。事若し實ならば、國民をして明治史を正しく認識せしめるの第一歩として、深く慶賀しなければならぬ。

本篇の執筆者は、近代史研究の一學徒に過ぎず、如何にして明治外交史を正しく示すかとの問題に當面して、常に困惑しつゝあるものである。眇たる小篇固より云ふに足りないが、如上の見地に於て、明治外交の一般を髣髴たらしめることを得れば、望外の幸福である。

最後に注意を要するのは、本篇に示した曆法及び貨幣の標準である。曆法について云へば、日本・支那・朝鮮三國は、いづれも太陰曆を使用して來たが、日本は明治六（一八七三）年一月一日、朝鮮は開國五百五（明治二十九・一八九六）年一月一日より、各グレゴリウス曆を採用した。ヨーロッパ諸國はすべてグレゴリウス曆、帝政ロシアのみ

ユリウス曆を用ひて居る。依て本篇に於ては、日本を標準とし、明治五年十二月二日以前はすべて太陰曆に、六年一月一日よりは、すべてグレゴリウス曆に換算記載した。次に貨幣については、一九一四年度に於ける各國本位貨幣によつて換算したものである。

## 第二章 明治新政府の成立

### 第一節 新政府の承認

封建日本最後の代表者たる將軍慶喜は、慶應三年十月十四日政權を奉還し、同二十四日右大將頼朝以來武家の棟梁に賦與せられた征夷大將軍の榮職をも辭任した。此に於て内治は固より、外國に對して日本國を代表すべき權利と義務は、當然朝廷に歸したわけである。然るに朝廷そのものは、當時猶紛亂を極めること舊幕府に多く譲らず、新政權を繼承すべき何者の準備をも有しなかつた。此に於て政權を受理した十月十五日、内治・外交猶當分前將軍に委任せらるべき御沙汰があつた。國內に於ける前將軍は、最早何等の威信をも有しなかつたけれども、複雑なる日本の國家組織に通曉しない外國代表者に對しては、政權奉還後、猶日本國代表者として認められ、翌明治元年正月三日、前將軍が大阪城に於て外交團を接見した際、猶國君の禮を用ひ、外國公使の多數は「陛下」の尊稱を以て呼んだ。慶喜自身、政權奉還後は、一大名たるに過ぎずと稱しつゝ、猶外國代表者に對して、元首の貴を以て任じたことは、甚だしき失態であるが、その責任の一半は、一時たりとも大權を極めて曖昧な形式で委任せられた朝廷にも存するものと云



はなければならぬ。

大政奉還後、殆ど二箇月はかゝる紛亂にあつたため、朝廷は新政権の繼承を中外に宣言すべき何等の手段を執り得ず、舊幕府と薩・長兩藩を中心に、紛糾を極めたが、翌明治元年正月三日鳥羽・伏見の戦に敗れて、前將軍及びその軍隊大阪を撤退するや、秩序も稍恢復せられ、同十七日には臨時政府の組織も完成し、政權回收の實此に擧がつたのである。

かくの如き政情の下にあつて、新政府は通例の國際關係に於て見るが如く、その成立を關係列國に通告するの手段をも講ぜず、従うてその承認をも要求することなく、事態を其成行のまゝに放置したものであるが、漸く明治元年正月十五日緊急の必要に迫られて、參與外國事務取調掛東久世通禧を兵庫に遣はし、同地滞在中の外交團に對して、王政復古を通告し、従前條約に於て大君（將軍）の名を以てするものは、今後天皇の號を以てすべく、且別に專任官廳を設置して、外交を管掌せしむべきことを宣言した。

正月十五日の會見は、必然的に新政府の承認に移らざるを得なかつた。初め新政府の有力者にも、參與大久保利通・陸奥宗光等の如く、各知己の英佛外交官等に、その手續を質したのもあつたが、猶此問題に關して明確な概念を得られず、公式に承認を要求したことはなかつた。今東久世參與の通告は、その形式極めて曖昧であつたが、外交團は之を以て、承認の要求と解し、此に激烈なる討論を惹起した。外交團首席フランス帝國全權公使レオン・ロッシュ（Léon Roches）は、かねてより有力なる舊幕府支持者として知られて居たが、新政府承認に強硬なる反對意見を表明した。イタリア國特命全權公使ド・ラ・トゥール伯（Comte de la Tour）、北ドイツ聯邦代理公使マックス・フォン・

ブランド（Max von Brandt）之に反對し、遂に外交團としては、單に新政府の通告を各本國政府に傳達すべきを公約したに過ぎなかつた。超えて二月十四日、大阪裁判所總督醒醐忠順・副總督伊達宗城・兵庫裁判所總督東久世通禧が、外交團に會見した際にも、半公式に承認問題に觸れ、殊に近く新帝、外交團を引見あらせらるべき優旨を傳達したが、フランス國公使は之に同意せず、イタリア・北ドイツ聯邦兩國公使及び合衆國辦理公使ロバート・ヅン・ヅルケンバーク（Robert B. van Valkenburg）は、新政府の問題に餘り深く干與しないことを以て賢明とし、遂に正月十五日の會見以上、何等新たな進展を見るに至らなかつた。

此間に特異の地位を占めたのは、英國特命全權公使サー・ハリイ・パークス（Sir Harry S. Parkes）である。同公使は、フランス國公使が幕府支持を主張するに反對して、薩州藩援助に力を致し、通譯官アーネスト・サトウ（Ernest M. Satow）を通じて、常に同藩の指導者西郷隆盛・大久保利通等と聯絡を保つて居た。従うて彼は、大政奉還の眞の意義を夙に把握するを得て、既に同年十月中外務大臣スタンリー卿（Stanley）に、新政府承認を上申し、その認可を得た程である。故にパークスは、外交團會議の開催せられる毎に、首席公使たるロッシュに反對して、外交團の空氣を緩和するに努めつゝあつた。

此頃に至つて新政府の威信も西部日本に確立し、正月十一日兵庫に於ける備前藩兵の暴行・二月十五日堺に於ける土州藩警備兵とフランス國軍艦「デュプレクス」(Duplex) 乗員との衝突事件も、當該國代表者の要求を承認して迅速に解決を告げ、新政府の外國に對する誠意と、且は開港場の秩序を維持するの實力を有すること、舊幕府に勝るものあるを示したので、ロッシュも漸次其態度を緩和し、パークスの主張に同意するに至つたのである。



二月二十六日に至り、外交團謁見日を同月二十九日に定め、その前日上洛するに決した。かくして豫定の如く、二十九日にはフランス國公使レオン・ロッシュ・蘭國外交事務官兼總領事ディルク・ド・フラアフ・ファン・ポルスブルック (Dirk de Graeff van Polabreeck) は参内、明治天皇に謁見仰付けられた。英國公使サー・ハリイ・パークスは参内の途、暴徒の襲撃を受けたため、改めて同三日参内、拜謁仰付けられた。猶イタリア・合衆國・北ドイツ聯邦三國公使が、期に先んじて、二月十五日大阪出發、横濱に去つたのは、謁見を回避する目的に出でたものであらう。

二月二十九日の謁見は、英・フランス・蘭三國公使共に、本國政府の命によつたものではなく、形式に於ては不備たるを免れないが、三公使及び隨員は、各大禮服・正装を着用し、元首に對する儀禮を以て謁見したもので、事實上新政府を承認したと同一効果を擧げ得た。ついで閏四月一日には、パークスは大阪行在に於て拜謁し、英國女王ヴィクトリア親署の信任狀を捧呈した。明治新政府を正式に承認した第一である。同年十一月二十二日イタリア・フランス・蘭三國公使を最後として、爾餘の諸國代表者同一行動を取り、明治新政府は、明治元年末に及んで、列國より承認せられたのである。

## 第二節 内亂と局外中立

王政復古に續いた内亂に伴ひ免れ難いのは、列強の局外中立宣言である。此事は既に明治元年正月三日、舊幕府が薩州藩に開戦を宣言するに當り、外交團に對して、日本國政府(舊幕府自身を指す)以外の私人(薩長等諸藩を指す)に、軍艦・兵器を賣却することを嚴禁せらるべき旨要求したことに端を發し、ついで同月二十一日には新政府もまた

前將軍慶喜叛亂については、列強が叛徒に軍需品を供給し、及びその軍人の叛徒に参加することを禁止せられんことを要求した。外交團は舊幕府・新政府の要求を以て、共に日本國內亂に際し、兩交戰團體に對して、嚴正局外中立を要求するものと解し、正月二十五日局外中立を布告した。

新政府は舊幕府を、舊幕府は薩州藩を各叛徒と宣言し、列強に對して、叛徒に援助を與ふることなきを要請したもので、外交團の解釋と甚だしく相違して居る。而して之がため寧ろ損害を蒙つたのは新政府であつた。即ち舊幕府は、鳥羽・伏見の敗戦後抵抗を斷念したため、軍需品の輸入杜絶も意に介するに足りなかつたけれども、新政府は東部日本各地に續發した大小の叛亂を鎮定のため、軍需品の缺乏と軍隊輸送上船舶の不足を痛感して居た。當時の日本國に於ては、正に封建軍隊の近世式改編に着手したばかりであるため、在來品にて間に合ふものは日本刀に糧食位のもので、大砲小銃彈藥及び附屬品は固より、被服の如きすら、一切輸入を仰がなければならなかつた。加ふるに國內交通機關不備のため、一切の輸送は海路に依り、しかも多くは外國備船に依頼せなければならぬ。軍需品輸入・備船が局外中立のため、一切停止せられることによる新政府の苦痛は、蓋し豫想以上のものがあつたと解せられる。

此等の事情のため、交戰地帯と遠い大阪以西の諸港に於て、局外中立は多く問題とならず、新政府の軍需品輸入・軍隊輸送は大いなる支障なくして行はれた。尤も之は英國以外の各國に、局外中立を維持すべき充分の海軍力を有しなかつたことも考へなければならぬ。

交戰地帯たる關東以北に於ては、之と事情を異にする。その一は横濱を中立地帯として、新政府・舊幕府兩軍の進入を禁止することであり、その二は最近横濱に來着した裝鐵ラム「ストーンウォール」(Stonewall) の授受である。前



者は、前將軍慶喜の無抵抗方針と、新政府東征軍の慎重なる態度によつて、比較的容易に解決を告げたが、後者はその影響するところ甚大なるだけ、關係當局は深甚な考慮を要することゝなつた。元來本艦は舊幕府より合衆國に注文し、同國海軍中佐ジョージ・ブラウン (George Brown) 指揮下に廻航したものであるから、當然新政府に引渡さるべきであるが、舊幕府では、同艦を徳川家に屬する私有兵器の一部と見做して、引渡を要求するものもあり、又事實上新政府が江戸及び附近海面の秩序を維持する能力の缺如を示したため、合衆國辦理公使ヴン・ヴルケンバーグは、同艦を同國海軍の手を以て抑留することを得策と考へるやうになつた。

然るに海軍力の缺乏に苦しめる新政府軍憲の「ストーンウォール」引渡希望は熾烈なものがあり、局外中立解除の要求、即ち同艦の授受たる觀を呈するに至つた。一方新政府部内に於ても、日本國の主權者は名實共に天皇たることを承認せられた上は、叛徒を討伐するは、當然の權利であり、此場合列國より、局外中立の義務を課せられることは甚だ不合理であると主張するものもあり、英國公使パークスは之を支持したが、「ストーンウォール」事件に重大なる責任を負へる合衆國公使ヴン・ヴルケンバーグは、フランス國公使ロッシュの如く積極的でなかつたが、本來舊幕府支持者であるため、局外中立の解除は決して容易でなかつた。

明治元年八月中旬には、江戸附近秩序維持の最大障害であつた舊幕府艦隊も江戸灣を退去し、又一時新政府に對抗して、入道公現親王（輪王寺宮・北白川宮能久親王）を擁して、一政府を樹立し、外交團にもその獨立を宣言した東北諸藩聯盟も、九月下旬には降服し、十月十三日には明治天皇江戸行幸も實現したので、新政府は叛徒征討の實も舉つたこと、考へ、十一月四日外國官知事伊達宗城の名を以て、外交團に局外中立解除を要求したが、直ちに拒絶せら

れた。之は新政府の意外とするところで、十二月三日には輔相岩倉具視自ら横濱に出張して、外交團に諒解運動を試みるに至つた。外交團の意見猶區々たるを免れなかつたが、内には英國公使の熱心な主張もあり、同月二十八日遂に局外中立解除を宣言するに決した。此に於て「ストーンウォール」授受については、新政府と合衆國公使間の直接交渉となり、翌明治二年二月三日引渡を了したのである。

局外中立に關聯して、困難な問題を惹起したのは、函館役である。明治元年八月舊幕府海軍副總裁榎本武揚は、艦船七隻を率ゐて江戸灣を脱走し、十月二十五日函館を占領、舊幕府政權の再樹立を計畫した。函館は開港場で、各國領事駐在し、商民の居留するものあるのみならず、榎本は外交團に對し、交戦團體として承認せられん事を要求したと傳へられたため、外交團は一時異常な衝動を受け、英・佛兩國公使は軍艦を同港に特派して、調査を命じた。その結果函館政府は微弱なもので、永續の見込なきこと判明したため、外交團としても、是以上の手段を執らなかつた。

新政府の最大關心は、寧ろ叛徒中にフランス陸海軍將校下士官十名の参加したことである。彼等の中、砲兵大尉ブリュネ (Brunet) 及び下士官三名は、舊幕府より招聘したフランス國陸軍教官團所屬で、彼が等叛徒に参加したのは、當時の公使ロッシュの密旨を衝むものであると廣く信ぜられて居た。而して彼等が函館陥落の前數日、密かに在泊フランス軍艦「コエトログン」(Coëtlogon) に收容せられ、サイゴンに後送せられたことは、益々政府の疑念を深め、明治二年五月フランス國全權公使マキシム・ウトレイ (Maxime Outrey) に説明を要求し、損害賠償の意あるを聲明した。然るに其後叛徒首領榎本武揚・松平正親(太郎)等を審問しても、ロッシュとブリュネの關係について確證を得られず、又フランス國公使よりは、ブリュネ等の犯罪は、脱走と中立違反に過ぎず、本國軍法會議に於て、相當の刑



に處した旨説明せられるに及び、之以上追窮するに至らなかつたのである。

### 第三章 外交政策の確立

#### 第一節 大使の歐米差遣

新政府が舊幕府の政權を繼承した當時に於ては、外交を管掌する専任官廳なく、事件毎に適當なる人物を選び、相當の職名を與へ、其衝に當らしめたのであるが、明治元年閏四月二十一日の官制改革に於て、初めて太政官に外國官を置き、知事・副知事・判事・權判事等の職員を任命した。此時の組織は、猶臨時政府の性質を有して居たが、翌明治二年七月八日、更に大寶・養老の舊制を基準とし、之に新時代に必要な修正を加へた永久的の官制を發布した。新官制によれば、外交を管掌すべき官廳として、太政官に外務省を設け、卿・大輔・少輔・大丞・權大丞・少丞・權少丞等の職員を置いた。駐外使節としては常置の官なく、臨時必要に應じて、大使・理事官等の職を設けたが、明治三年閏十月二日、外務省に大辨務使（特命全權公使）・中辨務使（辨理公使）・少辨務使（代理公使）等を置いた。公使駐劄制度の嚆矢である。

新政府成立當時に於ては、いづれも攘夷論者の集合したことゝて、外交官に適不適は問題にならなかつたが、七卿の一人として知られた東久世通禧が、最初の外交代表に選任せられ、意外に鮮やかな外交振を示して、外交團の賞讃を博してより、歐米文化に接觸する機會が比較的多かつたと信ぜられる人々より、外務省吏は選任せられた。即ち皇

族にては山階宮晃親王、堂上にては東久世通禧・澤宣嘉、大名よりは前伊豫國宇和島藩主伊達宗城、諸藩よりは薩州藩士小松清廉・寺島宗則・長州藩士伊藤博文、肥前藩士大隈重信等の人々である。駐外使節としては、明治三年閏十月少辨務使鮫島尙信（薩州藩士）にフランス國駐劄、英・獨兼勤、同森有禮（同）に合衆國駐劄を命じたことを以て嚆矢とする。

外交機關はかくして漸次整頓したが、外交そのものは不振を極めた。もと外交團が本國の威力を背後として横暴を極めたのは、舊幕府外務當局の不信に起因するものであるが、外交團は新政府を見ること舊幕府より猶輕く、特に英國公使パークスは、極東に在留久しく、漢字にも稍通じ、王政復古に際しては、率先して新政府を承認した功を負ひ、外交上の指導者を以て自ら任じて居た。従うて外務卿輔を見ること小兒に異ることなく、交渉の必要あらば、直接太政大臣三條實美・大納言岩倉具視を訪ひ、傲然卓に倚り、時に叱咤督勵は固より、漫罵侮辱を加へることすら稀ではなかつた。而もパークスの同意を得なければ、外交交渉は全く停頓するの外なかつた。之がため、薩長等雄藩少壯有爲の士は、外交官となつて外人の鼻息を窺ふことを屑しとせず、外務省は概して第二流の人物か、或は弱藩出身者を以て滿たされ、その地位を益々輕くした傾向がある。

かゝる状態にあつたため、新政府創立以來確たる對外方針を樹立するに由なく、明治元年以來、長崎縣浦上在基督教徒處分・贋造貨幣引換等の困難なる問題に遭遇して、只管陳謝的釋明にのみ、是多忙を極めたのであるが、既にして内亂も鎮定せられ、新政府の基礎も鞏固となるに及んで、外交の不振漸次注目するところとなり、その改善も考慮せられることゝなつた。其第一に問題となつたのは條約改正である。此事は第九章に於て論述するため、此には細述



しないが、當時の日本が最も惱まされたのは、不平等條約による司法權の喪失である。即ち當時日本在留外國人民は、すべて治外法權の特典に浴して居た。此事は國家の體面上甚だ不面目であるばかりでなく、實際上非常な弊害の存したものである。自主外交の大方針を定めるには、先づ不平等條約を修正し、治外法權を撤去せしめなければならぬとは、新政府首脳部の一致した意見であつた。

日本國政府の方針に好都合であつたのは、現行各國條約が、いづれも明治五年五月二十六日（一八七二年）七月一日滿期となることである。此機會を利用して、有力なる使節を特派し、歐米本國政府と直接交渉を行へば、東京外交團と不愉快な會見を繰返すよりも遙かに有效であらうと想像した。而して條約の規定によれば、日本國政府にして條約改訂の意志を有する時は、滿期前一箇年前に通告を要するを以て、條約改正交渉は、明治四年中には行はなければならぬ。

條約改正と相並んで、當時の日本に於て最も困難にして且重要な事業は、内治の改革である。既に明治四年七月十四日廢藩置縣は斷行せられたけれども、封建勢力猶儼として存し、あらゆる改革を妨げたため、之を一掃することは焦眉の急と考へられたが、政府部内に於ては、意見の對立があつて、如何なる方針に向つて進むべきやは、全く未定であつた。かゝる重大なる時期に於て、有力なる政治家を歐米先進國に特派し、法律・制度・教育・財政・金融等近代國家組織に樞要なる機關は、細大漏らすことなく、實地に於て調査研究せしめ、その長を採つて、我短を補ふことは、最も有效なる方法と考へられたのは當然である。即ち新たに派遣せらるべき使節は條約改正を第一とし、調査を第二の任務とするもので、其使命の重大なるだけ首脳部には一流政治家を任用し、又理事官の名義を以て、各専門

家を隨行せしめるのに、意見の一致を見た。加之使節復命の結果を參考として、根本的大改革を行はんがため、その出張中は本國政府に於ても、現状維持を以て施政方針とし、官吏の新規登庸すらなるべく差控へるに内定した程である。

明治四年十月八日外務卿岩倉具視を右大臣に任じ、特命全權大使と爲し、參議木戸孝允・大藏卿大久保利通・工部大輔伊藤博文・外務少輔山口尙芳を、各本官を以て特命全權副使に命じた。岩倉大使は云ふまでなく維新の元勳として、事實上政府の首腦であり、木戸・大久保・伊藤三副使は、政府部内最も進歩的意見を代表する俊傑である。以て此使節の意義重大なるを知るに足るであらう。又専門委員としては、司法大輔佐々木高行・侍從長東久世通禧・陸軍少將山田顯義・戸籍頭田中光顯・文部大丞田中不二齋・造船頭肥田爲良（濱五郎）を理事官と爲し、全權部に附屬して、各所管事務の研究調査を命じた。超えて十一月一日大使一行東京出發渡米の途に上つた。

岩倉大使等は先づウ・シンントンに赴き、合衆國國務長官ハミルトン・フィッシュ（Hamilton Fish）に條約改正に關して商議せんことを提議したが、手續に重大なる錯誤あるのみならず、各國政府の意嚮より判斷して、所期の目的を達すること不可能なる事情判明したため、條約改正に關する交渉を中止し、之より歐米各國を訪問し、第二の任務たる法律・制度・財政・教育を調査研究し、明治六年九月歸朝した。

岩倉大使の一行は、當初の目的たる條約改正を成就するに至らなかつたけれども、第二の目的たる調査研究に於ては期待に反せず、歸朝後漸を追うて各種の改革を斷行し、遂に封建勢力を完全に一掃して、近代的國家組織を完成したことに於ては、特に説明を要しないであらう。



## 第二節 顧問外交

岩倉大使歐米出張中、かねての申合に反して、各種の重大なる改革が斷行せられたが、外交の刷新の如きもその一であつた。

曩に岩倉外務卿が右大臣に轉ずるに際して、其後任に推薦したのは前參議副島種臣である。新任外務卿は漢學に關する造詣深く、思想的には進歩・守舊の稍中間派に屬し、一部の人士により、外交當局として適任者と認められて居た。

當時東京外交團が、英國公使パークスの指導下にあることは、前章に述べた如くであるが、同公使の專横振には、日本國政府のみならず、外交團中にも不快を懷くものがあつた。新任合衆國特命全權公使チャールズ・デ・ロング(Charles E. De Long)もその一人である。偶、パークス公使は明治四年四月賜暇歸朝したため、副島外務卿は此機を逸せず、外交刷新の歩を進めた。

副島外務卿の外交刷新は、先づ外務省の頭腦改良より開始せられた。是より先、デ・ロング公使は、日本外交官の國際法に關する知識幼稚で、之が外交團の輕侮を招き、又交渉停頓の原因となるを見て、有力なる歐米法律學者を外務省顧問として招聘することを注意した。當時の外務卿澤宣嘉・大輔寺島宗則は、其好意に感謝して、人選をデ・ロング公使に一任し、又駐米少辨務使森有禮に訓令して、合衆國國務長官ハミルトン・フィッシュに、適當なる法律顧問の招聘を依頼せしめたのである。

フィッシュ國務長官は、今次推薦すべき法律顧問が、將來日本國政府の外交方針を決定する上に、多大の感化を及ぼし得べきを豫想して、その人選を慎重にし、遂に國務省賠償委員イ・ペシャイン・スミス(E. Peshine Smith)に内定を見た。乃ち森少辨務使はスミスと交渉を重ねた上、同年十月、年手當金貨一萬圓、任期二箇年の契約成立した。日本國外務省が、法律顧問として有力なる歐米法學者を迎ふる起原である。

新法律顧問スミスは、アメリカ本國に於ても法律家として相當知られて居たが、頗る崎行に富み、東京着任後、日常生活を日本人に擬して、日本服を着用し、雙刀を帶び、外國人の最も危險視せられた東京市中を濶歩したと云ふ。かくの如き豪放の士であるから同じく、疎豪を以て自ら誇とする副島外務卿と意氣相投するものゝあつたことは當然であらう。最後にデ・ロング公使その人も疎放なことは、正に前二者に劣らなかつた。彼はアメリカ東部地方の黄金狂時代に、一鑛夫より身を起し、地方的政治ボスとして勢力を得、カリフォルニア州會議員に當選した。後にネブダ州に轉住し、合衆國上院議員選舉に立候補したが、二度落選し、最後に同人を該州に居住せしめる事は、政治上不利であるため、公使として遠く日本に送られたのであると云ふ。東京外交界に、此三豪傑が各牛耳を執つたのであるから、正に文字通りの「肌脱ぎ外交」の出現したのも當然であらう。

副島外交が外交團を擧げせしめたのは事實であるが、顧問スミスの力が、着々従前不振を極めた外交を刷新したのも亦否定し得ないところである。その第一歩は「マリア・ルス」事件として知られる。

明治五年六月五日ペルウ國苦力船「マリア・ルス」(Maria Luz)は、支那人出稼苦力二百三十名を搭載して、横濱に入港した。此種の苦力は奴隸と異るところなく、人道的見地より非難多かつたため、副島外務卿は、英・米兩國臨



時代理公使の勸告を容れ、「マリア・ルス」を抑留し、搭載苦力全部の無償解放を命じた。

此事件は英断の範囲を超えて無謀と認められたので、ベルウ國より激烈な抗議を提出せられ、外交團よりも非難があつたが、法律顧問スマスは外務卿輔を補佐して、國際法上より見るも苦力解放の合法的なることを論證し、外交團は固より列國の國際法學者をして沈黙を守るの已むなきに至らしめた。

「マリア・ルス」事件はスマスの明敏なる頭腦の勝利であつて、「肌脱ぎ外交」の成功を意味するものでないが、從來國際法を解せず、人道を無視し、しかも能動的に行動することを知らずと見做された日本國外務省が率先して活動し、且之に關する處置は人道・法律上毫も違算がなかつたため、外交界に尠からざる衝動を與へ、國際間に於ける日本國の威信を著しく發揚し得たことは事實である。

副島外務卿の第二顧問は合衆國人李仙得 (Charles W. Le Gendre) とい、同じくデ・ロング公使の推薦による。李仙得の經歷もデ・ロング公使のそれに稍類するところがある。彼はその名の示す如く、フランス系移民の出身にかゝり、南北戦役に従軍、軍功があり、後軍籍を去つて、厦門駐在合衆國領事に任ぜられた。明治五年十月李仙得歸國の途、デ・ロング公使の薦を以て、副島外務卿と會見、意氣大に相投じ、遂に外務卿の奏請により外務省准二等出仕(外務大輔相當)に任ぜられた。外國人をかゝる高官に任ずることは、一二を除き前後其例なきことである。

副島外務卿が李仙得を重用したのは、琉球藩民蕃害事件に關聯して、對支外交に利用せんがためであつた。乃ち明治六年三月副島外務卿本官を以て特命全權大使を命ぜられ、支那に出張したのは、日支修好通商條約批准本書交換を表面上の任務とし、琉球藩民蕃害事件、並びに朝鮮國自主問題の解決に當るにあつた。而して外務卿は、渡支早々清

穆宗(同治帝)謁見に關して、總理衙門・北京外交團間に斡旋し、若干の成功を收めたが、李仙得は兩者共に信用なく、全く無用の長物たることを曝露した。

副島外務卿の顧問外交は功罪相半するの觀があるが、兎も角維新以來無爲無能なりし外交を、或程度まで刷新し、日本國の威信を昂め、後來の外務當局のために道を開いた功績は否定し得ないであらう。

#### 第四章 日支新關係の成立

明治新政府初期の外交として、最も注目し得るものに、日支新關係の成立がある。蓋し大和民族は既に有史以前より、漢民族と交通して居たことは明かであるが、國家としての交通は斷續常なきばかりではなく、一種變態的性質を有するものであつた。舊幕府末期、歐米諸國と條約を締結するに及び、支那とも正式に國交を開始すべきことを主張するものもあつたが、實現せられることなくして止んだ。

明治新政府に及び、日本居留支那人は次第にその數を増し、又日本人にして海外渡航の途、上海に上陸滞留するものも亦尠くないため、何等かの手段によつて條約を締結し、國交を開始することは甚だ必要となつて來た。然れども當時の支那國政府が、果して千年來の行掛を捨て、日本國使節を受けるか否も頗る疑はしく、此際慎重なる考慮を要する問題とせられた。

明治三年六月に至り、日本國政府は條約締結に關して、試験的に委員を派遣することとなり、外務權大丞柳原前光・



權少丞花房義質・文書權正鄭永寧を委員に指名した。此行、外務當局は細心の注意を拂ひ、往時の遣唐使の例に倣うて國書を附せず、唯外務卿輔より清總理衙門大臣宛公函を發したのみであつた。

柳原委員等は上海より天津に到り、署理三口（天津・芝罘・營口）通商大臣成林に會見し、條約に關する豫備交渉を開いた。然るに清廷に於ては舊例を維持し、特に日本と新たに條約を締結する必要なしとの意見が多く、交渉成立の見込頗る薄かつた。柳原委員等は事態の悪化を憂慮し、成林は固より、曾國藩・李鴻章等に會見して、日本の立場を説明し、衷心を披瀝して、極力諒解を求めた。成・曾・李等も之を諒とし、日本は朝鮮・安南等と異つて中國の朝貢國ではなく、今來つて條約締結を懇請するも不合理と認め難い、既に歐米諸國に條約を許して、隣邦日本に拒むは、一視同仁の意に反するとの旨を、總理衙門に注意したので、清廷も遂に日本國委員の要求を認め、若し全權大臣を派出せらるれば、之と會同して、條約締結を行ふことを辭さないとの意味を回答した。

明治四年五月日本國政府は、大藏卿伊達宗城を欽差全權大臣となし、支那に差遣、同國全權大臣直隸總督李鴻章と會同、修好條約締結の任に當らしめた。實際の會商は、日本國隨員外務大丞柳原前光・權大丞津田眞道・文書權正鄭永寧、支那國隨員署理江蘇布政使應寶時・署理天津海關道陳欽間に行はれた。此交渉は頗る困難で、一時決裂を思はしめたのであるが、日本國全權部が讓歩して、支那國全權部起草條約案を原案とすることを承諾するに及んで漸く進行を見、七月二十九日に至り、修好條規十八條・通商章程三十三款及び日支兩國海關稅則に調印した。

日支修好條約は絕對對等主義で、此點より見るも兩國にとつて劃期的のものである。その特異點を挙げれば、（一）兩國國交形式の對等なること、（二）日支兩國雙務的に領事裁判權を認めること、（三）日本に於ける阿片輸入禁止等

ある。

日本國政府は、新たに締結せられた日支條約に多大の不滿を感じた。即ち新條約によれば、歐米人の支那に於て有する特權即ち領事裁判權を支那國內に限ること、最惠國條款に均霑すること、内地通商權を獲得すること等に全く失敗したからである。岩倉・副島兩外務卿は、新條約の批准を拒み、明治五年二月少辨務使柳原前光を支那に派遣し、歐米諸國人と對等の主義に基づき、日支條約の修正を提議したが、李鴻章は日本の不信を痛責して其請求を顧みなかつた。

かくして日支條約は久しく批准せられなかつたが、例の「マリア・ルス」事件その他日支間に問題發生するに及び、副島外務卿は遂に日支修好條規修正を斷念し、批准を急ぐこととなり、明治六年三月自ら特命全權大使の職を帯び、支那に赴いた。四月三十日天津山西公館に於て、支那國全權大臣李鴻章と會見、條約本書交換を終へ、日支條約は調印後殆ど二年を経て、效力を發生することゝなつた。

條約本書交換後、副島大使は北京に赴いた。その主要なる任務の一は清穆宗（同治帝）に謁見し、明治天皇の御親書を捧呈することであつた。當時皇帝謁見式は、支那古式によるべきか、或はヨーロッパ宮廷禮式によるべきか、總理衙門・北京外交團の間に意見の一致を見ず、久しく行惱中であつた。此際副島大使は、その唯一の特命全權大使たる故を以て、北京外交團の首席たるべきであると主張し、總理衙門・外交團共に甚だしく之を惱ました。その單刀直入的態度遂に效を奏し、總理衙門は大使のために特例を設け、六月二十九日謁見式を舉行した。此時大使の捧呈した明治天皇御親書に、『大日本國大皇帝、敬で大清國大皇帝に白す』、支那國書に、『大清國大皇帝、大日本國大皇帝



の好を復問す」と見え、かの聖徳太子の大理想は、千二百餘年の後、第九十代の皇胤明治天皇の御宇初めて實現せられることを得たのである。

明治九年十月に至り、支那國政府は升用翰林院侍講何如璋を欽差出使日本國大臣、候選知府張斯桂を副使となし、東京駐劄を命じた。支那が海外に使臣を常駐せしめた始である。

## 第五章 日支關係の進展

### 第一節 臺灣事變

日支新關係は、其成立の當初より、多難なるを思はしめた。その第一は琉球藩民蕃害事件及び之に伴ふ臺灣事變である。明治四年十一月六日、琉球藩管下宮古・八重山兩群島所屬船二隻、那覇より歸航の途、颶風に遭ひ、その一隻は現臺灣高雄州恒春郡滿洲庄字九棚なる八瑤灣に漂着し、生存乗員六十六名中五十四名は、牡丹社蕃に殺害せられた。殘餘の十二名は幸にして廣東人劉天保といふものに救助せられ、後同じく附近蕃地に漂着した他の一船の乗員四十六名と共に、臺灣道に收容せられ、ついで福州に送られて、閩浙總督の懇切なる救恤を受け、明治五年六月に琉球に送還せられたものである。

此事件が一度傳へられるや、琉球藩監督の地位にある鹿兒島縣參事大山綱良・鎮西鎮臺大貳心得（熊本鎮臺鹿兒島分營長）陸軍少佐樺山資紀等、同年七月率先して臺灣生蕃の兇暴を鳴らし、出兵膺懲すべきことを主唱するに至つた。

大山參事等の出兵論は、無爲に苦める舊鹿兒島藩士族の主張に動かされたものであるが、此事一度中央政府の問題となるや、次に述ぶべき征韓論と關連して、世論囂々として起り、陸海軍少壯將校中には獨斷出兵論を唱へるものもあり、政府にして善處しなければ、意外の事態を發生しないとも限らない事情にあつた。

副島外務卿は此機を逸せず、臺灣蕃族を平定して國威を宣揚し、且國內士族不平の氣を海外に轉ずるの一舉兩得たるを感知したものであるが、臺灣蕃地の支那帝國領土たりや否について確信を有しないため、躊躇決しなかつた。偶々明治五年九月合衆國公使デ・ロングの紹介により、同國前厦門駐在領事チャールズ・リ・ジエンダー（李仙得）と會見して、蕃地の實狀を質した結果、李仙得の主張に基づき、清帝國は理論上・實際上、臺灣蕃族に對して主權を有せずとの結論に到達した。

明治六年副島大使が支那に出張したのは、蕃地主權について、支那國政府より確たる保證を得るのを主要目的として居たものであるが、元來粗放な大使は、渡支後本末を顛倒し、皇帝謁見のみに時を費し、蕃地問題については、唯隨員一等書記官柳原前光を總理衙門に遣はして、臺灣蕃族が日本國臣民たる琉球藩民を虐殺した罪惡を論じ、蕃族の所屬について質問せしめた。總理衙門は琉球藩民の中國所屬たることを主張し、且臺灣生蕃は化外にして深く理めざる事を説明し、猶詳細なる調査の必要上、回答の延期を求めた。柳原書記官は之に應ぜず、本件については再び論議する必要なしと述べ、此交渉を打切つた。

かくの如く臺灣蕃族主權問題については、何等諒解點に達しないのであるが、副島外務卿は之を以て生蕃化外無理たる保證を得たものと認め、歸朝後直に臺灣出兵論を熱心に主唱した。然るに其後久しからずして征韓論のため、同



外務卿も其職を去り、臺灣蕃族遠征の件も自然延期となつた。

明治六年に入り、政府は再び臺灣蕃族征討を計畫し、四月四日陸軍中將西郷従道を臺灣蕃地事務都督、陸軍少將谷干城・海軍少將赤松則良を參軍に命じ、又臺灣蕃地事務局を置き、參議大隈重信を長官に補した。西郷都督は四月五日東京を發し、長崎に於て出師準備を整へ、五月二十二日蕃地上陸、たちまちにして牡丹社蕃酋を斃し、諸蕃社を降し、此地に久屯占領を計畫した。

支那國政府は日本國政府の出兵を見て大に愕き、直ちに日本國外務省に抗議を提出した。ついで同年七月特命全權公使柳原前光命を奉じて渡支し、臺灣出兵を正式に通告するや、總理衙門はその不法を難詰して即時無條件撤兵を要求し、又福建船政大臣沈葆楨に命じ、優勢なる軍隊を引率して臺灣に渡航し、西郷都督に兵力を以て退去を強要するの決心を示し、一方戦備に汲々として、兩國間の國交決裂に瀕した。

支那の戦備を見て、日本も亦頗る戒嚴し、開戦の準備に怠りなく、一時日支戦争を豫想せられたのであるが、その實兩國政府首脳部は、衷心毫も戦争を希望して居なかつた。日本側より見れば、遠く臺灣に有力なる部隊を派遣し、現在既に本國と連絡不充分に苦しめることゝて、開戦の曉には出征部隊は蕃地に孤立し、優勢なる支那軍隊のために覆没せしめられるの惧がある。さりとて出征部隊を急速撤退することは、政治上・技術上不可能であつた。即ち日本國政府としては、支那より挑戦せられ、萬已むを得ざる場合の外、戦争は避けなければならない。

支那側より見れば、元來戦争はつとめて回避するのが傳統の方針であるばかりでなく、今回支那より挑戦するには、その理由不充分であり、且戦勝の確信もないのである。陸軍について云へば支那軍隊は壓倒的に多數であるが、海軍

は日支共に劣弱であるにもせよ、日本稍一步を出で、居る。支那國政府首脳部は、天性操舟の術に長ずる倭人が、新式軍艦に駕して、支那海岸を荒掠し、明末嘉靖倭寇の大亂を再發することを聯想して戦慄した。李鴻章の所謂虎を談じて色を變ずる意味である。

かゝる意味に於て、進退兩難に陥つた日本國政府は率先して、此問題解決に一步を進めることゝなり、明治七年八月五日參議兼内務卿大久保利通を全權辦理大臣となし、支那に派遣した。其權限頗る重く、柳原公使・西郷都督を指揮し、和戦を決するの權を賦與せられて居た。

大久保全權北京に來着して、總理衙門と會商したけれども、形勢毫も緩和するに至らなかつた。但會商中自ら副島大使・柳原公使に重大な過失のあつた事、總理衙門も亦本件に關して責任を免れ得ない事判明し、兩者共に從來の行掛を捨て、圓滿解決を希望する色が次第に動いて來た。但兩國朝野共に硬論甚だ盛で、殊に支那側では、體面上自發的に妥協し得ない事情があり、急速なる解決は困難であつた。

北京駐劄英國特命全權公使サー・トマス・ウェード (Sir Thomas F. Wade) は、此に於て大久保全權、總理衙門大臣恭親王奕訢・大學士文祥間に斡旋し、日本側が賠償金墨銀三百萬弗を以て臺灣撤兵の意志あるを確め、總理衙門にも互讓を懇談した。支那國政府は無條件撤兵論を一時固執したが、かくしては日本の體面を無視し、徒らに解決を遷延する嫌あるに顧み、賠償金以外他の名義による若干の金額を交付するに異存なき旨、ウェード公使に回答した。同公使は之より兩國全權部に斡旋につとめ、遂に支那國政府は、日本の臺灣遠征を「義舉」と認め、且被害民救済金として墨銀十萬弗、蕃地に於ける道路構築・家屋建築費の名義を以て、墨銀四十萬弗交付すべきを提議した。大久保



全權は大局より見て、體面を損せずして、臺灣撤兵を成し得れば可となし、柳原公使等の硬論を斥け、十月三十一日北京協約に調印した。當時臺灣占領地維持は、軍事上・財政上不可能な状態にあつたため、西郷都督初め出先軍憲も撤兵協約に異議なく同意した。

臺灣事變はかくして、日支兩國共に何等得るところなくして終了し、その結局たる北京協約に、兩國輿論共に不満であつたが、その實兩國首脳部は、此不愉快な事件の圓滿解決を告げ、不要な戦争を避け得られたことに衷心より感謝の意を表したであらう。

## 第二節 琉球併合

臺灣事變は、琉球併合と密接な關係を有するので、溯つて琉球併合を略述しなければならない。

琉球中山國は、中世以來獨立國であつたが、慶長十四年の遠征により、初めて日本國屬領に編入せられたものである。然るに江戸幕府は猶之を外國と見做し、舊例によつて明清に朝貢することを禁ぜず、琉球は日支兩屬の觀を呈し、現に最近編纂せられた清史稿にも、琉球を屬國傳に收めて居る。

明治政府は當初舊幕府の舊例によつたのであるが、明治四年廢藩置縣と共に處分の必要を感じ、翌五年八月恩謝使の入京を機會に、琉球中山國を廢して琉球藩となし、國王尙泰を藩王に封じ、一等官に列し、金三萬圓並びに東京藩邸を賜はつた。但此に注意を要することは琉球建藩は日本國政府の一方的行爲で、宗主權を保有すと信ぜられた支那國政府をして、之を承認せしむべき外交的手段を、何等講じなかつたことである。

此時に當つて、琉球藩民蕃害事件が日支兩國によつて論議せられた。支那國政府は被害國民を藩屬國民と見做して救恤を加へ、日本國政府は自國臣民たることを主張して、討伐軍を臺灣蕃地に派遣したのである。此解釋の相違は北京協約によつても決しなかつた。此に於て日本國政府は實力を以て、琉球併合の實を擧ぐるに着手し、先づ明治七年七月琉球藩を外務省より内務省に移管し、翌八年六月内務大丞松田道之を琉球に派遣して、藩王尙泰の上京・藩制改革・熊本鎮臺分營設置等を達し、又支那國に朝貢し及び封冊を受けること、其正朔を奉することを禁止した。是はいづれも琉球併合の實を擧げるものであるから、藩王以下各種の口實を設けて極力遷延を圖つたが、政府の方針既に一定せることゝて、毫も之を顧みず、明治十二年三月十一日琉球藩を廢して沖繩縣を置き、藩王尙泰を華族に列し、東京居住を命じた。

琉球藩君臣は、此クウ・デ・ターには強硬に反對したが、日本政府の鞏固な決心の前には何等の効果がない。此に於て、支那國政府に哀訴して干渉を求めた。既に明治十年五月藩王尙泰は、三司官向徳宏を福州に遣はして、閩浙總督何璟に陳情せしめ、又駐日支那國公使何如璋東京着任後、琉球藩東京藩邸在勤三司官毛鳳來は、潜かに公使に會見、琉球朝貢阻止の顛末を詳述して、同國政府の干渉を懇請した。翌明治十一年十一月に至り、何公使は外務卿寺島宗則に會見して、日本國政府が琉球國を改革し、支那に對する朝貢を禁止したことに就いて、強硬なる抗議を提出した。その照會に、『琉球を欺凌し、擅に舊章を改む』、或は『條約を廢棄し、小邦を壓制す』等の語があり、頗る非禮であるため、外務卿はその撤回と釋明を求め、何公使はその必要なことを主張して、一時兩國關係險惡なるを思はしめたが、琉球併合問題そのものについては、毫も進展を見なかつた。



此間既に琉球廢藩が斷行せられたので、前藩王尙泰は、三司官向徳宏に命じて變裝脱走し、明治十二年六月天津に到り、北洋大臣直隸總督李鴻章に會見して、琉球廢藩置縣を報じ、干渉を哀請せしめた。恰も駐支日本國特命全權公使宍戸璣北京に着任したので、總理衙門は直ちに宍戸公使に琉球置縣を抗議し、その中止を要求した。公使は之を本國政府に報告したので、寺島外務卿は宍戸公使に訓令し、總理衙門に對して、日本・琉球間の宗屬關係を詳細に説明し、琉球置縣の合法的なるを主張せしめた。總理衙門は更に反證を擧げて、日本國政府の主張を反駁したが、外務省亦譲らず、意見は全く對立するに至つた。

是より先、前合衆國大統領ユリシイズ・シムスン・グラント (Ulysses S. Grant) 世界週航の途來遊し、日支兩國間に紛議絶えざるを遺憾とし、兩國政府首脳部に互讓の精神を以て、琉球事件の圓滿解決を圖るべきことを勸告した。兩國政府はグラントの好意を多としたが、互に體面上自ら積極的に行動し得難い事情があつた。參議兼外務卿井上馨は、公式に交渉を開始するに先んじ、私的會商を行ふを適當と認め、明治十三年初、漢詩文に長ずるを以て知られた大藏少書記官竹添進一郎(號井々)に使命を授け、個人の資格を以て、天津に赴き、李鴻章に會見豫備交渉を試みしめた。竹添書記官は果して詩文を以て李鴻章の敬重するところとなり、通譯を屏け、筆談を以て隔意なく意見を交換するを得た。此時竹添書記官は、「天下兩婚の婦なし」との譬を引き、琉球の日支兩屬の不合理なるを諷したが、李鴻章も頗る之を傾聴し、遂に琉球を分割して、臺灣省に接近せる宮古・八重山兩群島を支那國領土となし、前中山王尙氏を封じ、その代償として、明治五年以來の懸案たる日支通商條約を改訂して、内地通商權、並びに最惠國待遇を日本に適用すべき諒解成立した。ついで總理衙門も之に同意を與へたのである。

琉球問題稍前途に光明を認めため、日本國政府は、明治十三年四月宍戸公使に訓令して、竹添・李密約の趣旨に基づき、總理衙門に交渉せしめ、遂に同年十月二十一日に至つて三條より成る協約案成立し、宍戸公使は本國政府に請訓して、調印を待つのみとなつた。

然るに支那國政府内に於ては、此解決案に反對意見多く、右庶子陳寶琛・左庶子張之洞等相ついで上奏、琉球分割の不利を極論したため、廷議決せず、遂に分割論の主唱者たる李鴻章に諮問した。李鴻章は十一月十一日上奏して、日支通商條約改訂・琉球分割の得失を論じ、共に支那に不利なるを以て、新協約締結を急速にすべからざるを主張した。李がかく俄かに一變したのは、竹添書記官に會見後、琉球密使向徳宏に質して、宮古・八重山兩群島は土地硯角にして、自ら支ふるの力なく、且兩群島の主として豫定した前藩王尙泰・尙典父子の釋還を得る見込のない事を覺知したからであつた。

支那國政府は李鴻章の奏摺に従ひ、琉球分割協約締結を中止するに決し、十一月十七日總理衙門は照會を宍戸公使に致して、本協約案を南洋大臣兩江總督劉坤一・北洋大臣直隸總督李鴻章に諮問することを理由として、調印延期を提議した。宍戸公使は總理衙門の不信を痛責したが要を得ず、遂に翌明治十四年一月三日北京を退去するの已むなきに至つた。

琉球分割案破れてより、支那國政府は琉球問題に關して發議することなく、未解決のまま、明治二十七年日支開戦に及んだ。藩王を奪はれた琉球士民は、猶往時を忘れること能はず、沖繩縣廳の嚴重なる監視を脱して、天津・北京に密使を送ること數次に及んだけれども効果なく、日支戦役に際しては、支那の勝利・琉球中山國の復興を夢想した



ものすら尠くはなかつたと傳へられる。

## 第六章 日鮮新關係の成立

### 第一節 新政府成立と朝鮮

日鮮關係は過去四百年間、對馬島領主宗氏を経由する特異性のものであつた。殊に江戸幕府は朝鮮國交に關する全責任を宗氏に負はしめたため、日鮮關係は寧ろ宗氏の利害を中心として動く結果を來したことは、注意を要するところである。

かゝる事情よりして、明治新政府が朝鮮と交渉を開始したのは、自發的に出でたものではなく、宗氏初め對州（原）藩首腦部の主張に追隨したものであり、且その方法も江戸時代の舊套を追ふもので、新政府の外交とは似もつかないものであつた。

明治元年三月新政府は、對州藩の希望を容れ、外交事務中、朝鮮關係の分をその家役として宗義達（重正）に委任し、且新政府の成立を朝鮮國政府に通告せしめた。

對州藩は家老樋口鐵四郎（平和節）を大修大差使正官、菰田多記（藤尙式）を都船主に命じ、十二月十七日朝鮮國禮曹參判・參議宛書契を持して、釜山に渡航せしめた。然るに大修使なる名稱は先例なき事とて、朝鮮は先づ之が接待に難色あるのみならず、書契謄本を驗するに及んで、朝臣・皇室・奉勅等の文字があり、且朝鮮より給せる圖書

（官印）に代へて、明治新政府より授與せられた新印を押捺してあるため、たちまち大問題となつた。

明治初期に於ける日鮮關係の停頓を正しく理解するには、江戸時代對州・朝鮮間の錯綜せる外交關係について精細なる知識を要する。今之が詳細の説明を略するが、要するに對州藩より朝鮮に使節を派遣する場合、その全經費は朝鮮特に慶尙道の負擔に歸し、且使節に附隨する禮物は事實上貿易品であり、一回の遣使毎に相當の利益があつた。朝鮮側より見れば、對州使節渡來毎に經費尠くないので、對馬島倭が定例以外に各種の名義を以て、使節を頻發するのを甚だしく忌み、之を以て國家の大害とすら考へて居た。

かういふ事情があるので、明治元年末大修使が釜山に來るや、朝鮮國當局は對馬島倭が又接待の米大豆を貪らんがため、例外の使節を差遣したと解し、使命の如何を問はず、初めから忌み嫌つたのも無理からぬ次第である。その手段としては、いつも書契の文字が先規違反であることを指摘し、之が論難に時を費し、有耶無耶の裡に使節を退去せしめようとする。對州藩の方でも此常套手段をよく心得て、いつまでも倭館を去らず、朝鮮が根負けして、書契を受理し、滞在費として米・大豆等を大量支給するまで敢へて動かないのである。従うて問題が少しく紛糾すれば、二年三年かゝるのは珍らしくなかつた。大修使についても、先規通り互に書契謄本について、朝鮮側が先づ難すれば、對州藩之を辯明し、論難の果てる時はありさうにも思へなかつたのである。

平常の場合であるならば、對州・朝鮮いづれか根負けした方が讓歩して、解決を告げるのであるが、今回の大修使は兩者のいづれも屈伏し得ない事情があつた。之を對州藩より見れば、王政復古の正式通告が受理せられないとあつては、國家の威信に關するばかりでなく、自藩の運命にも關する。即ち對州藩は、舊幕府以來の慣例を申立て、朝



鮮外交を家役として委任せられたのであるが、その第一歩にして且重大なる使命に蹉跌したならば、當然外交に關する権限は消滅するものと見なければならぬ。かゝる理由を以て、同藩は例に反して、大修使接待が急速に進行しないのに、頗る焦慮して來た。

朝鮮側より見れば、問題はより複雑な形式を取つた。我文久三年十二月哲宗薨じて嗣なく、王室の遠戚に當る興宣君李昰應の第二子載晃十二歳にして、入つて大統を承け、名を熙と改めた。李太王（高宗）之である。乃ち大王大妃趙氏垂簾攝政を宣し、新王の生父興宣君を先例による大院君に封じ、政務の實權を委ねた。（朝鮮の所謂世道である。）

大院君執政の初、重大問題となつたのは、所謂邪學（天主教）である。邪學が朝鮮特異の學派の別に基づく黨論と結合して、重大なる政治問題となつたのは既に正祖の代であり、爾後歷朝之が對策に苦しみつゝあつたが、大院君は斷乎として之を彈壓するに決し、之がためフランス・アメリカ兩國との葛藤を招くとも意に介しなかつた。大院君が朝鮮全道に暨てしめた「洋夷侵犯、非戰則和、主和賣國」の石碑は今猶往々殘存して、その猛威を示して居る。

大院君の對外方針がかくの如くである以上は、日本に對する態度も自ら峻嚴ならざるを得ない。日本外交の責任者として、對州藩主宗氏と交渉に任ずるのは、東萊府使であるが、實權が譯官たる倭學訓導の手にあることは稀ではなかつた。大院君は日本外交については、府使を経ずして、直接訓導安東峻（字俊卿）に命令して居たものである。

大院君の對外方針の根本は、邪學排斥のため、鎖國を勵行するにあるが故に、既に洋夷と通和した日本との國交の如きも、毫も希望するところもなく、但先例による最少限度に止める方針であつたと解せられる。故に對州藩が新政

府の命を以て、新たな形式を以て國交を開始しようとするのに全然好意を有しなかつた。況んや書契中、朝鮮人の事大觀念を以て見れば不法に當る皇勅等の文字が用ひられたに於ては一層である。

## 第二節 日鮮關係の停頓

明治元年末派遣せられた大修使が、翌二年冬に至るも未だ復命しないことは、舊幕府時代に於ては通例の事で、毫も怪しむに足りない。然るに新政府當局は早くも對州藩の行動に疑團を抱き、明治三年二月外務權大録佐田白茅（介石）・權少録森山茂を、對馬及び釜山に派遣して事情を調査せしめた。

佐田權大録等の渡鮮は、對州・朝鮮共に衝動を與へ、對州藩は特に大修使附屬幹傳官として、對鮮交渉の經驗最も豊富なる通事浦瀬裕を上京せしめ、對鮮交渉の經過及び手續について、詳細に説明せしめた。佐田權大録の復命、浦瀬裕の説明によつて、外務省も日鮮交渉の真相を幾分覺知したものゝ如く、今や之を對州藩にのみ委任すべからざるものとなし、明治三年閏十月外務卿澤宣嘉・外務大丞丸山作樂より、各禮曹判書・參判・東萊府使・釜山僉使宛書契を附し、外務權少承吉岡弘毅・權大録森山茂・權少録廣津弘信を朝鮮に派遣した。大修使を召還せずして、新使を派遣するのは無意味であるが、果然東萊府使は對州藩吏以外の使節を受けることを拒絶した。已むなく外務省より、對州藩に命じて、紹介の任に當らしめたけれども效がなかつた。

明治四年七月廢藩置縣に及び、前嚴原藩知事宗重正（義達）を外務大丞に任じ、朝鮮關係事務を掌らしめた。乃ち宗外務大丞の名を以て、廢藩置縣並びに外交は一切外務省所管に歸した旨通告するの書契を作成し、明治五年一月外務



權大録森山茂・廣津弘信・十等出仕相良正樹を釜山に派遣した。相良十等出仕は、舊對州藩重役なるが故に、樋口鐵四郎に代つて大修大差使正官となり（樋口は歸國を命ぜられた）、倭館守深見六郎（平正景）と共に、訓導安東峻と交渉すること三箇月に及んだが、遂に決しない。此に於て相良・深見相議して、東萊府使に直接會見、決答を迫らうとして、五月二十七日在館日本人五十四名を率ゐ、倭館守門を出で、約十六キロメートルを隔てた東萊府に向つた。所謂「館倭擱出」である。釜山僉使金澈均大に驚き、急に軍校を發して阻止しようとしたが及ばない。相良・深見等遂に東萊府衙に達し、府使に會見を求めたが應じない。已むなく覺書を提出して要求條項を陳述したが、府使は差備官韓寅鎮に命じ、文書を以て、外務省書契受理・差使接待を拒絶せしめた。相良等は滞在五日にして、六月六日倭館に歸還した。

館倭擱出は、倭館が最後に行ふ非常手段で、一度此事實行せられるや、東萊府使・釜山僉使は失職として拿勘せられ、訓導・別差は嚴棍懲治を免れ得ない。従うて府使以下之を畏るゝこと甚だしく、館倭擱出の擧に出れば、對州藩要求は大抵貫徹し得たものである。然るに今次に至つては全然効果なきのみならず、府使鄭顯徳は特旨を以て待勅を免ぜられて居る。朝鮮國政府の對日方針亦知るべきであらう。

明治五年五月の擱出は、對州藩最後の活動で、今や朝鮮外交は同藩の力に及ばないことは明白となつた。外務卿副島種臣は、同年八月舊對州藩の外交權を接收するに決し、八月外務大丞花房義質・少記森山茂を對馬及び朝鮮に派遣した。花房大丞等は九月釜山に達し、舊對州藩吏を罷め、關係書類を引續ぎ、外務省十三等出仕深見六郎を倭館館司に命じた。然るに東萊府使は、深見館司が擱出の責任者なるが故に、之を館司と認めず、撤供撤市を斷行した。

もと釜山倭館に對しては、「柴炭支供」と稱して、慶尙道より無償で燃料を給與し、又「朝市」と稱して、毎日早朝守門外に市を立て、魚菜その他日用品の購買に便したものである。柴炭支供・朝市の停止を稱して撤供撤市と云ひ、その實行は非常中の非常手段で、國交斷絶の豫備手段と考へられて居た。

撤供撤市の意義を果して諒解したか疑はしいが、日本國政府も亦略朝鮮國政府の決意は想像し得られないこともなかつた。所謂征韓論の優勢となつたのは此頃よりである。

征韓論は岩倉大使一行在外中に惹起せられた大事件で、陸軍大將兼參議近衛都督西郷隆盛・參議板垣退助等の主唱するところであるが、偶、明治五年夏、外務卿副島種臣支那出張の際、總理衙門に質して、朝鮮國の内治外交は自主に委して、支那國之に干渉せずとの保證を得たと稱した——之は臺灣蕃族化外不理の保證と同一の手續によつたものであるが、前者よりは信憑し得べき根據があるため、愈々勢を得、明治六年夏に至つて、征韓論は、西郷・板垣兩參議の外に、參議後藤象次郎・外務卿副島種臣・司法卿江藤新平等の支持するところとなり、太政大臣三條實美亦同意を與へ、岩倉大使の歸朝を待ち實行に移る準備を整へた。

同年九月岩倉大使の歸朝するに及び、副使木戸參議・大久保大藏卿と協同して、征韓論に反對し、遂に勅裁を仰いで、征韓を中止するに決した。此顛末は此に詳述を要しないところであらう。

恰も此頃朝鮮に於ても形勢一轉の徴があつた。即ち排外論の中心たる興宣大院君李昰應は、明治六年隱退し、議政府領議政李裕元主として新王を輔け、危險なる對外方針を一變するに決した。明治七年二月東萊府使鄭顯徳を罷めて、副護軍朴濟寬を以て之に代へ、ついで按察使朴健休を東萊に遣はして、日鮮關係停頓の理由を調査せしめた。其結果



不正の所業ありとして、鄭顯徳を咸鏡道文川郡に竄配し、倭學訓導安東峻は、故なくして日本との和好を阻隔し、且公貨を私して民怨を致したとの罪を以て、義禁府に拘致、審問の上、明治七年四月十九日東萊府境上に於て梟首した。大院君の對日外交の結末はかくの如きものである。

是より先、日本國政府は外務省六等出仕森山茂を釜山日本公館（舊倭館）長に命じ、明治七年六月釜山に到着した。森山公館長は着任と共に朝鮮國內情一變を知り、東萊府使・按察使等に日鮮外交の真相を諒解せしめるに努めた。同年九月に至り、訓導玄昔運・別差玄濟舜倭館に來訪して、森山公館長と會見して、日鮮新關係の成立につき協議するところがあつた。朝鮮國官吏が、日本國官吏と正式に會見したのは、之を以て初めとする。ついで九月二十四日國王の腹心たる同知三軍府事趙寧夏は、密書を森山公館長に送り、日鮮國交阻隔を遺憾とし、朝鮮國政府が對日外交方針を一變し、日鮮親善に意あることを通じたのは、特に意を強からしむるものがあつた。

大院君隱退後、王妃の兄閔升鎬等戚族を以て政權を掌握したが、領議政李裕元・左議政李最應・右議政朴珪壽等と共に排外政策を一變し、外交の根本方針を平和に置き、日本との衝突を回避するに決したが、その方法については必ずしも一致しない。加ふるに傳統的に強烈なる排外思想を有する山林隱逸——崔益鉉（號勉庵）等を中心とする——は、廟議を陰に制肘し、對日外交の前途猶樂觀し得ないものがあつた。

### 第三節 日鮮條約の締結

日鮮交渉は一進一退の裡に明治八年に及んだのであるが、此頃より日本國政府は兵力を以て威嚇するの有利なるを

料り、數次に互つて軍艦を朝鮮東西海岸に派遣し、遂に日鮮交渉促進の機を作つたのである。

明治八年九月、軍艦雲揚（ブリグ型・砲艦・排水量二四五噸・長一一九呎・幅二四呎二吋・吃水八呎・砲數八・馬力一〇六・定員六五名・一八六七年英國製造）は、朝鮮西海岸示威運動の目的を以て行動中、淡水の缺乏を感じ、京畿江華府に進航しようとした。二十日艦は漢江の支流鹽河口なる頂山島沖に投錨し、艦長海軍少佐井上良馨端艇に乗じて溯江するや、草芝鎮砲臺より砲撃を受けて退き、直ちに本艦を進めて砲戰を開始したが、水路危険なるを以て中止下江し、今の仁川港の對岸に當る永宗鎮前に到り、報復のため砲撃を加へた。永宗僉使李敏徳狼狽印信を捨て、逃れ、殆ど抵抗しなかつたため、雲揚より陸戰隊を揚陸、全鎮を占領、兵器を鹵獲した後、城内官衙民家を燒棄歸艦した。

雲揚砲撃の公報至るや、日本國政府は之を機として問罪のため大使を派遣するの議あり、參議木戸孝允自ら其任に當らんことを請うたが、病によつて果さず、同年十二月陸軍中將兼參議開拓長官黒田清隆・議官井上馨を特命全權辦理大臣・副大臣に命じ、一隊の艦船を引率して、江華府に差遣するに決せられた。其任務は（一）軍艦雲揚砲撃に對して遺憾の意を表すること、（二）日鮮條約締結、（三）釜山外二港の開放、（四）彼我使節の首都駐在等の各件を、朝鮮國政府に要求するにあつた。

朝鮮國政府は、當初頂山島沖に出現した異様船の國籍を詳かにせず、唯永宗失鎮、損害甚大なるの報を得たのみであつたが、後東萊府使洪祐昌より、異様船の日本國軍艦たるの報告を得て、事態の悪化を憂慮しつゝあつた。既にして明治九年一月釜山日本國公館を経て、日本國全權大臣の差遣及びその官銜姓名を通告せられるや、之が接見のため、一月三十日判中樞府事申櫛を大官、都總府副總管尹滋承を副官に差下した。



日鮮兩國全權は、二月十一日江華府鍊武堂に會見し、之より商議を開始した。劈頭日本國全權より軍艦雲揚砲擊事件の責任を問ひ、朝鮮國全權亦その過失たることを認めたので、翌十二日より本交渉に入り、日本國全權より日鮮修好條約案を交付して、之を原案として、審議せられんことを要求した。朝鮮國全權はかゝる權限を有しないのと政府に於ける意見の區々であつたため、交渉は甚だしく遅延し、同十九日に至り、申櫛は日本國全權隨員外務大丞宮本小一等を招致して、修正意見を傳へた。日本國全權は大局に關係なきものとして之を受諾し、大體に於て條約案は決定したのであるが、朝鮮國全權は批准手續に、國王親署を要することについて、強硬な反對意見を主張し、一時交渉決裂を思はしめたが、遂に彼我共に讓歩し、國王親署に代ふるに御寶「大朝鮮國主上之寶」を新鑄して用ふることに妥協せられ、二月二十七日日鮮修好條規十二款に調印し、且同時に朝鮮國批准本書をも提出した。その主要事項は下の如くである。(一)釜山及び京畿・忠清・全羅・慶尙・咸鏡五道中の二港を日本貿易のため開放すること。(二)首都に公使、開港場に領事官を常駐せしめること。(三)朝鮮在留日本國臣民に領事裁判權を認めること。

黒田・井上兩全權の派遣は、もと嘉永・安政の交、アメリカ合衆國大使マッシュウ・ペリーのそれに倣つたもので、優勢なる兵力を以て臨み、國交開始の大本を協定するに止め、細目は別に特使を派遣して、商議せしめるものである。江華府に於ける會商は、全く此方針で完全な成功を収めたのであるが、日本國全權の態度甚だ高壓的で、朝鮮國全權と會見する機會甚だ稀であつたため、新條約の意義は充分理解せられない憾があつた。

江華府に於て調印せられた日鮮修好條規の細目は、條約調印後六箇月以内に協定すべきであつた。日本國政府は外務大丞宮本小一を理事官となし、使命を授けて、京城に派遣した。朝鮮國政府は行護軍趙寅熙を講修官に差下し、八

月二日より會商を開始したが、端なく江華會商當時意志が疏通しなかつたため、修好條規各款の過半が日鮮兩國委員互に解釋を異にするの失態を曝露した。之がため理事官・講修官は條文の解釋に關する討論にのみ時日を費し、肝心の修好條規附録・通商章程については、理事官の提出した原案中、比較的輕易で、彼我委員の意見一致したもののみを採り、重要條項は却つて留保せられ、日鮮修好條規の効力は、修好條規附録によつて、却つて制限せられる結果を來したのである。

修好條規附録交渉の經過は勿論日本國外務當局の遺憾とするところで、翌明治十年九月より外務大書記官花房義質を兼代理公使と爲し、朝鮮に差遣し、宮本理事官によつて留保せられた條項、即ち日本國外交代表者の京城駐劄、並びに釜山以外二港の開放を交渉せしめた。

此時に當り、朝鮮に於ては、修好條規締結を機會に反日空氣再び濃厚となり、戚族閔氏、元老領中樞府事李裕元を初め、國王に親近せる少壯政治家の一團が、進歩開國の意見を有するのみで、王室及び政府に對して畏怖すべき僭勢力を有する山林隱逸の儒生等は、強硬なる對外論を主唱して、政府は頗る多難であつた。

宮本理事官について對鮮交渉の任に當つた花房代理公使は、明治十年より同十三年に至るまで使命を奉ずること數回、國際間の通義に基づいて、日鮮兩國間の國交を開始すべきことを勸告し、或は朝鮮國當局の不明を指導し、遂に明治十三年十二月公使駐京及び開港問題を解決せしめることを得た。後者について云へば、朝鮮國政府は當初釜山の外に、咸鏡南道北青・全羅南道珍島兩邑の開放を主張したのであるが、共に開港場として不適當であるがため、花房公使の要求に従ひ、咸鏡南道元山・京畿道仁川兩府に確定したのである。



## 第七章 日鮮關係の進展

## 第一節 壬午政變

明治十三年十二月辨理公使花房義質京城赴任の頃より、朝鮮國改革の氣運次第に醸成せられ、その指導を日本に依頼するに至つた。その第一歩は軍制改革である。蓋し朝鮮は兵農分れず、近代的概念に於ける兵士といふものが事實上存在せず、國家危急の際備ふるところないのは、識者の常に憂懼するところであつた。然るに明治九年一月日本國全權の護衛兵が、江華府に上陸してより、その西洋式に訓練せられた軍隊の精銳なること、兵器の優秀なるに驚嘆し、倭人を輕侮するものも、その軍隊のみを畏敬する状態にあつた。従うて日鮮親善の實現と共に、先づ軍隊教官の招聘が依頼せられたのも蓋し當然であらう。

明治十四年七月、最初の陸軍教官として、朝鮮に關係深き陸軍工兵中尉堀本禮造招聘せられ、京城下都監に於て新式兵の訓練に着手した。之と前後して花房辨理公使は初度の京城駐劄公使として、京城西大門外清水館(舊京城中營)に國旗を掲げた。日鮮親善は正に實現したかの觀があつたが、此際恐るべき反動が惹起せられた。

曩に戚族・山林の囂々たる非難裡に、隱退を餘儀なくせられた大院君は、憤懣遺るに方なく、只管戚族閔氏を驅逐し、政權を恢復すべき機會を窺つて居た。偶々兵曹判書閔謙鎬、宣惠廳都提調として財政の實權を掌握してより、軍餉を私し、軍卒にして俸米を支給せられないもの多く、彼等は戚族の惡政を怨み、日本教官の指導による軍制改革に

多大の反感を有して居た。大院君機到れりとなし、不平軍卒を煽動したため、明治十五年七月二十三日、軍卒は京城内外の無頼の民と合同して大暴動を起し、先づ閔謙鎬を初め、領議政李暔應・京畿觀察使金輔鉉・吏判參判閔昌植を暗殺し、昌德宮に亂入して、王妃閔氏を索め、一時殆ど危かつた。轉じて暴徒は下都監を襲ひ、堀本中尉及び朝鮮語通譯外務省留學生三名を虐殺し、更に大院君の命を以て、日本國公使館を襲撃した。時に館員二十八名に過ぎなかつたが、公使館附武官陸軍歩兵大尉水野勝毅指揮下に、花房公使を護衛して、陸路仁川に退き、二十四日未明府使鄭志鎔の保護に投じた。須臾にして府兵暴民と合して府衙を襲ひ、府使の制止を可かない。公使一行決死奮鬪漸く濟物浦海岸に出で、二十六日附近海面にあつた英國測量艦「フライイング・フィン」(Flying Fish)に收容せられた。艦長海軍大尉(少佐)リチャード・ホスキン(Lieut.-Com. Richard J. Hoskyn)は、花房公使の懇請を容れて長崎に直航し、七月二十九日到着した。

警報を得た日本國政府は大に緊張し、先づ軍艦を釜山に派遣して居留民を保護せしめ、又井上外務卿は、八月二日下關に赴き、同地に花房公使を招致し、訓令を傳へて、八月十日再び朝鮮に赴かしめた。護衛兵として歩兵一個大隊、軍艦金剛・日進を附し、陸軍少將高島勲之助・海軍少將仁禮景範を各派遣部隊司令官に命じた。公使の任務は、(一)謝罪、(二)犯人の十五日以内處刑、(三)被害者遺族扶助料給與、(四)損害賠償の四件を、朝鮮國政府に要求するにあつた。

是より先、大院君は政權を掌握した後、秩序の回復に努め、公使來朝に先んじ、議政府照會を以て、公使以下遭難に遺憾の意を表し、日鮮間の危機を避けるのに汲々として居た。



花房公使は、八月十二日仁川着、護衛兵二個中隊を引率して、十五日に京城到着、二十日國王に謁して、日本國政府の要求を提出した。朝鮮國政府は、領議政洪淳穆・禮曹判書趙秉鎬を全權委員に命じたので、公使は領議政を訪ひ、日本國政府要求條件に對する回答を、三日以内に限つた。朝鮮國政府は回答期限を懇請するのみで、何等誠意を示さない。蓋し大院君政權を保有する間は、日本との妥協は期待し得られないのである。かくして二十三日に及ぶも回答を得ないため、公使は國交斷絶に決意し、京城を去つて仁川に向つた。朝鮮國政府狼狽の色あり、且大院君支那軍隊に抑留せられたがため、態度一變し、公使の仁川滞在を懇請し、二十八日元老李裕元を全權大臣、金宏集を副官に命じ、仁川に派遣した。

李裕元・金宏集は八月二十八日夜、仁川在泊軍艦金剛に花房公使を訪ひ、直ちに商議を開始した。翌二十九日彼我の意見一致し、三十日濟物浦協約六個條に調印した。(一)二十日以内に犯人を逮捕し、日本國官憲立會の上、審問處刑すべきこと、(二)日本國遭難者の遺族扶助料として、金五萬圓を給與すべきこと、(三)損害賠償として金五十萬圓を、五年賦にて支拂ふべきこと、(四)日本國公使館に守備兵を置き、兵營設置修理は、朝鮮國之を負擔すべきこと、(五)朝鮮國政府は特使を派して謝罪すべきこと。本協約は、同年十月朝鮮國特命全權大臣兼修信使朴泳孝來朝して、禮曹判書李會正の謝罪書を提出するに及び、全部實行せられたのである。

壬午の政變がかくの如く急速に解決を告げたのは、支那の機敏なる干渉によるところが多い。初め事變突發當時、天津滞在中の朝鮮國領選使金允植・魚允中は、護理直隸總督兩廣總督張樹聲(當時李鴻章は母憂のため現職に居なかつた)に、事變の元兇大院君にあることを告げ、出兵鎮定を懇請した。張督は幕賓薛福成の議により、速かに事を決

し、山東萊州に駐屯せる廣東水師提督吳長慶・統領北洋水師記名提督丁汝昌に命を傳へ、所屬部隊を率ゐて至急渡鮮せしめた。北洋水師は八月十七日芝罘を發し、二十日京畿南陽灣に投錨した。後直督の命により、候選道馬建忠は、宗主國派遣委員の資格を以て、花房公使に會見、日鮮兩國間の調停に當るべきことを提議したが、本國政府の命を以て謝絶せられた。

既にして朝鮮國政府が、花房公使の要求に對して誠意を示さず、兩國關係危殆に瀕するや、吳提督・丁統領・馬道協議の上、危機の切迫を避けるには、大院君を拘致するの外策なきに決し、八月二十六日大院君を軍營に招致した。大院君曉らず、兒孫を伴うて支那軍營に赴き、歡談湧くが如くであつた。馬道傍人を屏け、筆談を以て難詰すること二時間、大院君辭遂に屈したので、馬道は天津に赴き、皇帝の處分に從ふべきことを命じ、拘留して南陽に送つた。丁統領自ら水兵を率ゐて護送の任に當り、翌二十七日軍艦登瀛洲にて天津に解送した。

事變の中心たる大院君を拘留した後、吳提督は叛卒亂民の巢窟たる京城南郊梨泰院・往十里兩村を攻撃し、住民の大半を殺戮した。事變は此に於て全く鎮定したのである。

事變後吳提督は、直隸總督李鴻章の命により、麾下各營を統率して京城に駐屯し、朝鮮國秩序維持の任に當ると共に、同國君臣並びに日本國公使を監視した。同提督は寛厚の長者で、よく客を愛したため、その幕賓より河南項城袁世凱(慰庭)・江蘇通州張謇(季直)の二英傑を出した。朝鮮國君臣もその恩威に服し、明治十七年七月卒するや、京城東部訓練院に吳壯武公祠を建て、其徳を頌し、現に存する。



## 第二節 甲 申 政 變

明治十五年壬午政變の結果として、さまで廣大でない京城市内に、日支兩國軍隊が駐屯したことは、朝鮮國朝野に大衝動を與へないでは置かなかつた。機を見るに敏な半島政治家は、日支兩國のいづれかを味方として、政權を壟斷するに狂奔しつゝあつた。親日親支兩黨の生ずるのは必然の結果である。前者は革新(獨立)黨、後者は守舊(事大)黨の名を以て呼ばれた。

革新・守舊兩黨はもと判然たる差別はなかつた。即ち大院君が暴威を恣にした頃には、共に國王に親近して、世道政治打倒を畫策したものであるが、今や大院君遠く支那に拘禁せられ、亦憂ふるものなきに及んで、分裂したものと見られる。即ち大院君放逐の結果、戚族閔氏の世道政治となつたので、之に反對する一派が生じたものであつて、革新黨必ずしも革新主義でなく、守舊黨必ずしも守舊論者ではない。

戚族閔氏に反對したのは、朝鮮古來の慣習に従ひ、王室の一族たる理由を以て政治に參與し得ない錦陵尉(哲宗の駙馬)朴泳孝を初め、洪英植・金玉均等の一派である。彼等は單獨にて戚族を驅逐するには餘り微力なるを以て、當時朝鮮國改革に多大の好意を示しつゝあつた日本の兵力に依頼しようとした。其第一歩は明治十五年十月壬午政變に關する謝罪のため、朴泳孝が特命全權辦理大臣兼修信使として來朝した時に起る。此時金玉均等、後に革新黨の幹部となつた人物多く隨行し、日本國朝野の有力者と意見を交換して、其援助を期待し得ることを確め得たと云ふ。

日本國政府は、明治十六年一月辨理公使竹添進一郎に朝鮮國駐劄を命じたのであるが、此頃より外務卿井上馨は、

朝鮮國改革が同國に於ける日本の勢力を樹立する所以なるを以て、之に積極的援助を與へるに決した。従うて竹添公使及び公使館書記官兼領事島村久等が、屢々革新黨と往復して、各種の改革を畫策しつゝあつたのは、公然の祕密であつた。

日本國政府の方針を支那國政府が、默視しては居なかつた。當時對朝鮮外交は北洋大臣直隸總督李鴻章に委任せられて居た。李鴻章は朝鮮政情に精通すること井上外務卿等の比でなく、従うて其朝鮮國內政改革方針は徐々であるが、確實性を帯びて居た。元來清は、仁祖丙子以來朝鮮宗主國であり、内治外交に關しては強力なる指導權を有して居たため、閔族初め革新黨の一派を除く大部分の政治家が、其權力下に集つたのは自然である。

明治十七年秋に至り、京城に於ける政情は漸次緊張して來た。恰も此頃安南問題について、佛支兩國間に開戦を見、支那の敗報屢々到來したため、京城に於ては流言連りに行はれ、人心洶々として居た。革新・守舊兩黨此機に乗じて、暗中飛躍を試み、各自派に有利なるやう形勢を轉換するに努力した。是は寧ろ近代朝鮮史上普通に見る現象で、特に異とするに足らないのであるが、渦中に捲き込まれた日支兩國官憲は、之を晏然として看過し得なかつた。殊に朝鮮の國情に通ぜず、一部輕燥なる政客のみ圍繞せられた日本國官憲が、先づ冷靜を失ひ、危機既に到來したと速断したのは、已むを得ないところであらう。日本側と主として連絡に當つたのは金玉均で遂に、守舊黨を支那軍隊と併せて朝鮮より驅逐する案を樹て、竹添公使に實行を迫るに至つた。公使は躊躇せず、明治十七年十一月二十二日井上外務卿に請訓したが、その回訓未だ達しない間に、政變が勃發したのである。

明治十七年十二月四日、京城に於ける郵政局開局式を機會に、革新黨の暴動は愈々決行せられた。竹添公使は豫定



計畫に従ひ國王より保護の請求あるに及び、護衛兵たる仙臺鎮臺歩兵第四聯隊分遣中隊を引率して、當時國王の移座せられた景祐宮（輔國李載元邸）に赴いた。此夜革新黨の所謂大改革は斷行せられ、入衛した閔台鎬・趙寧夏・韓圭稷・李祖淵・尹泰駿・閔泳穆の六名は王命と稱して、殺害せられた。而して李載元を左議政・洪英植を右議政とし、朴泳孝・金玉均以下革新黨の除拜は行はれたのであるが、倉皇の際政令行はるゝに由なく、洪・朴・金等少數幹部の力によつて命令は下されて居た。翌五日王は昌德宮に還宮せられた。

此時に當り、京城駐屯支那軍隊は、統領駐防朝鮮親慶各營記名提督吳兆有の指揮下にあつたが、實權はその營務處（參謀長）に過ぎない袁世凱の手中に存した。初め支那軍隊は、日本國公使の行動を監視するのみで、敢て自發的に動かなかつたが、十二月六日早朝、冬至副使戸曹參判南廷哲等、支那兵營に到つて痛哭哀訴するに及び、吳統領は記名總兵張光前・營務處袁世凱と共に兵を率ゐ、國王保護を名として、昌德宮に向つて出發した。發するに先んじて、公函を竹添公使に送り、出兵の目的國王保護にあり、日本に他意なきを聲明したのであるが、昂奮した日・支兩國軍隊は遂に外交交渉を待つに遑なく、昌德宮敦化門に於て衝突するに至つた。

竹添公使は島村書記官・守備中隊長陸軍歩兵大尉村上正積と共に、國王一族を保護して昌德宮にあつたが、衆寡敵しないのと、宮内の朝鮮兵が支那兵に合し、國王の身邊却つて危険であるため、昌德宮を發して、校洞公使館に歸還した。然るに公使館亦支持し得ないがため、七日午後守備兵・居留民の一部を率ゐて仁川に撤退し、八日朝仁川領事館に到着した。當時同港には軍艦日進在泊し、直ちに陸戰隊を揚陸したのと、在仁川朝鮮・支那兩國官憲平和的態度を持したため、比較的靜穩であつた。但し京城居留民にして犠牲となつたものは、三十九名・婦人一名で、公使館附

武官陸軍歩兵大尉磯林眞三・陸軍省留學生二名亦その中であつた。

朝鮮國政府は公使撤退に甚だしく狼狽し、十二月九日督辦交涉通商事務趙秉鎬を仁川に遣はし、王命を以て竹添公使の京城歸還を促した程であるが、其態度漸次強硬となり、日本國公使が亂徒の言を妄信して兵を出し、國王を脅制し、大臣を殺害するの罪を論じて、其責任を問ひ、統領吳兆有等亦日本軍隊先づ發砲したことを詰問し來り、兩者の間激烈なる公文の往復があり、爲に交渉一時斷絶して、仁川駐在領事小林端一、公使の職務を代理するに至り、従つて京城に於ける日本遭難民の救済すら着手せられない有様であつた。

日本國公使の昌德宮退去と共に、革新黨政府は顛覆し、洪英植等多數は殺害せられたが、朴泳孝・金玉均等首領數名は、公使に従つて、仁川に引揚げ、日本に亡命した。

革新黨の改革計畫は、その表面に於て正しいもので、國王及び王妃閔氏も同意であつた。日本國公使が之に援助を與へたのは、毫も非難さるべきではない。然れども彼等の眞意は改革を標榜して、戚族を全滅し、代つて政權を壟斷しようとするのであつた。即ち政府の改革よりも、閔台鎬・閔泳翊等殺害が主たる目的であつたのである。井上外務卿・竹添公使等が、朝鮮の政情に通ぜず、革新黨と結託し、殊に竹添公使が守舊黨驅逐の名義に欺かれて、戚族閔氏殺害に陰に同意を與へたのは、許すべからざる過失と云はなければならぬ。かくして本來朝鮮國政争に原因する慘禍の主たる責任を、日本國政府自ら負ふの失態を來したものである。



第三節 漢城協約と天津協約

京城政變の善後策は極めて困難であつた。變報至るや、日本國政府は直ちに參事院議官井上毅を仁川に遣はし、必要なる訓令を竹添辨理公使に傳達せしめたのであるが、前節に於て述べた如く、朝鮮國政府は同公使を以て暴動の主たる責任者として居るため、朝鮮國政府當局と善後策を講ずることは、不可能であつた。此事情判明するに及び、日本國政府は十二月二十一日、參議兼外務卿井上馨を特命全權大使に命じ、朝鮮國に差遣した。

井上大使は海陸の護衛兵を従へて、明治十八年一月三日京城に到着した。朝鮮國政府は議政府左議政金宏集を特派全權大臣に命じ、井上大使と商議せしめた。

當時日・鮮間の空氣極めて險惡で、大使の京城到着當時、兩國官憲隨處に小衝突を演じたのであるが、兩國政府首腦部は事態の真相を直視して、相互に過失あることを認め、責任問題については一切論議することなく、問題を暴動に基づく日本國公私の損害賠償に限つたため、會商は圓滿に進行し、一月九日五箇條より成る漢城協約に調印した。その要下の如くである。(一)朝鮮國の謝罪、(二)日本國遭難民扶助料及び損害賠償として、銀十一萬圓を支給すること、(三)磯林大尉殺害犯人の逮捕處刑、(四)日本國公使館建築費として銀二萬圓交付すること等である。

甲申政變は本協約を以て結了しては居ない。蓋し革新黨政府を樹立したのは、日本國官憲の力によるものであるが、之を打倒したのは支那國官憲であるからである。加ふるに在京城支那軍隊の軍紀弛緩し、朝鮮亂兵と合同して、日本居留民を殺害凌辱掠奪した事實は、日本の輿論を甚だしく硬化せしめた事も、考へなければならぬ。

是より先支那國政府に於ても、京城に於ける日支兩國軍隊の衝突に鑑み、兩國間に政治的協定の必要なることを痛感し、事變の勃發と共に、駐日特命全權公使黎庶昌に命じて、日支兩國共同調査を提議せしめ、ついで、京城に特派せられた會辦北洋事宜大臣都察院左副都御史吳大澂も亦井上大使と會商を希望したが、共に時機に適せずとして、謝絶せられたのである。

明治十八年二月朝鮮との協定を終つた後、改めて日本國政府は朝鮮事變について協定を希望したのであるが、支那國政府は上述の理由を以て、速やかに同意を表した。依つて日本よりは參議兼宮内卿伊藤博文を特派全權大使に、支那國政府は北洋大臣直隸總督李鴻章を全權大臣に指名した。

伊藤・李兩全權は、明治十八年四月天津に於て會商を開始した。伊藤大使は京城に於ける井上大使と同一方針に基づき、既往の繫争問題は一切之を論ぜず、京城より日支兩國軍隊を一齊に撤退し、將來の禍根を除くべきことを主張した。李全權は清鮮宗屬關係に鑑み、頗る難色があつたが、伊藤全權は支那國政府の宗主國たる理由を以て、出兵優先權を默認するの色を示すに及び、兩者の妥協成り、四月十八日三條より成る天津條約に調印した。その要下の如くである。(一)本協約調印後、四箇月以内に、朝鮮國駐屯日支兩國軍隊を全員撤退すべきこと。(二)爾後日支兩國は、軍事教官を朝鮮國に派遣しないこと。(三)將來朝鮮國に重大なる事變を生じ、日支兩國或は一國出兵を要する時は先づ行文知照し、事變平定後即時撤兵すること。

本協約に従ひ、日本守備隊は七月二十一日に仁川より撤退し、支那軍隊は南陽灣より退去した。

天津協約について注意を要するのは、その第三條に『將來朝鮮國若し變亂重大事件ありて、中日兩國、或は一國派



兵を要するときの一節である。此一國とあるのは、李鴻章の言によるも中國を指すもので、中・日いづれかの一國と云ふ意味はない。即ち本協約調印後、猶支那は朝鮮出兵に關する優先權を留保して居るものである。同時に問題となり得るのは、明治十五年八月三十日濟物浦協約第五條に、日本國政府は必要により、隨時在京城公使館に守備兵を常置し得るの規定である。本協約は天津協約によつて效力を失はないため、今次撤兵に當り、日本國政府は支那國政府に對しては、その理由を天津協約に附し、朝鮮國政府に對しては濟物浦協約を理由とし、しかも同國政府より照覆を徴したのは、老功なる外交と云はなければならない。即ち濟物浦協約第五條と、明治十八年七月十八日京城駐劄臨時代理公使高平小五郎照會とによつて、日本國政府は必要あらば、何時たりとも出兵し得る權利を有して居るもので、天津協約第三條による支那國出兵優先權は空文に歸したものである。

天津協約は、日支兩國大政治家の遠大なる識見により、日支間の過早なる衝突を防止するに有效であつた。本協約が當時に於て最も公正なものであつたことは、日支兩國共に多大の不滿を以て迎へられたのによつても知られる。而して日支兩國共に各種の風説あつたにも拘はらず、誠實に之を履行したことは、明治二十六年三月東學道徒の伏閣上疏により、京城騷擾を來した際にも、特に出兵しなかつた事實によつても證せられる。若し朝鮮國君臣にして、自己の立場をよく諒解し、無益な政争を避け、群小を重用して、日支間の阻隔を企圖しなかつたならば、天津協約は朝鮮に對する一種の安全保障となり得たであらう。

## 第八章 日露關係の紛糾

### 第一節 日露國境の決定

日露國境問題は、既に嘉永六年七月ロシア國大使プチャーチン (Putiatin) 海軍中將來朝以來の繫争事件である。舊幕府に於ては、千島列島上に於てはエトロフ・ウルップ二島間の海峡、樺太に於ては北緯五〇度を以て境界とする事を主張した。前者に於ては異議なく決定を見たが、樺太に於ては北緯五〇度は理論的根據に乏しい事として、ロシア國政府は強硬に反對し、數度交渉の上、慶應三年二月二十三日ペテルブルグ暫定取極によつて、樺太島は兩國共有に決した。

明治新政府の成立と共に、失地回復の主張盛で、開拓權判官岡本監輔を樺太に駐在統治の任に當らしめ、且ロシア人に對抗の策を講じたが、新政府の威力到底北邊に及ばず、明治二年秋に至つては、ロシア國軍憲の施設積極化し、共有の實殆ど失はれる状態にあつたため、同年九月外交交渉によつて、問題の解決を圖らうとし、外務大丞丸山作樂・權大丞谷元道之等を樺太に派遣したが、徒らに大言壯語を事とし、單に事態を悪化せしめるだけで、何等の效をなさなかつた。

明治三年二月には開拓使より分離して樺太開拓使を置き、開拓次官黒田清隆を主任とし、ロシア人に對抗のため、少數の移民を送つたが、氣候風土共に當時の日本人に適しない、且移民の素質不良で、官廳の厚き保護あるにも拘は



らず獨立自治の見込なく、又移住ロシア軍民より、屢々迫害暴行を受け、少數の日本警察官吏にては、如何ともすることが出来ない有様であつた。當時日本移民居住區域は、今の大泊を中心とした海岸の一小部分に過ぎず、それすら永續の見込がなかつた。

日本國政府は樺太問題について頗る焦慮し、英・米諸國に仲裁を懇請したけれども、全く無効に終つた。明治五年に至り、外務卿副島種臣は駐日ロシア國代理公使エウゲニイ・ド・ビュツォフ (Eugeni de Butzov) に交渉して、アラスカの前例により、北緯五〇度以上を買収し、全土日本國領土とする案を立てたが、ビュツォフは之に従はず、千島全島と樺太と交換することの日本のために有利なるを説き、事遂に中止せられた。

明治六年五月に至り、開拓次官黒田清隆上奏して、樺太統治の困難なる事情を述べ、之をロシアに讓與して、日本・ロシア兩國紛擾の途を杜ち、國力を擧げて北海道開拓に従事することの急務なるを論じた。此上奏は岡本開拓判官・丸山外務大丞等の空疎な書生論と異なり、頗る適切なものがあつたので、政府は遂にその議に従ひ樺太島放棄の方針を以て、ロシア國政府と交渉を開始するに決した。

明治七年一月政府は、ペテルブルグ駐劄海軍中將兼特命全權公使榎本武揚に命じ、國境改訂をロシア國政府に提議せしめた。同國政府は外務省アジア局長ストレム・ホフ (Stremukhov) を全權委員に指名し、榎本公使と交渉せしめた。此會商は明治七年八月より開始せられ、榎本公使は、本國政府の訓令により、(一)樺太全島をロシア國に讓與し、宗谷海峡を國境とすること。(二)ウルップ島以北千島列島をその代償として、日本國に讓渡すること、(三)樺太に於ける道路橋梁等の構築費を賠償すべきこと。(四)樺太に於ける日本人の漁業權を認めること、(五)四箇條を要求した。

ストレム・ホフ全權は(一)・(三)・(四)には直ちに同意を表したが、(二)については強硬に反對し、交渉久しきに互つたが、明治八年五月七日に至り遂に日本の主張を全部承認し、八箇條より成る條約に調印した。その要點は下の如くである。(一)樺太全島をロシア國領土とし、宗谷海峡を以て境界とすること。(二)千島全島を日本國領土とし、占守海峡を以て國境とすること。(三)樺太に於ける日本國政府所有營造物の代償として、銀九萬三千八百七十七圓交附すべきこと。(四)日本人のオホーツク海及びカムチャツカに於ける漁業權を認めること。

千島樺太交換條約に於て、ロシア國政府が好意的に多くの讓歩をなした事は事實で、同國にては寧ろ日本の感謝を受くべきことを期待して居たが、日本國民は現實を無視して、此事を以て政府外交の失敗として激烈なる非難を加へ、併せてロシア大帝國の横暴を呪詛し、兩國多年の懸案解決を告げたことによつて、その關係の好轉は毫も豫期せられなかつたのである。

## 第二節 大津事件

皇帝アレクサンドル二世・アレクサンドル三世時代を通じて、ロシアの對極東方針は消極的で、從うて日露關係は平穩であつたが、千島・樺太海岸に於て、地方的小事故屢々發生し、日本國民の猜疑心を刺激したことは甚だ遺憾であつた。大津事件の背後に、此種の微妙な感情の潜んで居ることを看過してはならない。

明治二十三年の交、皇帝アレクサンドル三世は皇太子ニコライ・アレクサンドロヴィチ大公 (Tsezarevitch Nikolai Alexandrovitch) に、東洋諸國の視察見學を命ぜられた。皇太子は侍從將官陸軍少將公爵ウラヂミル・アナトリエ



ウイチ・バリヤチンスキイ (Vladimir Anatolievitch Barintinski) 以下の供奉員を従へ、装甲巡洋艦「パミヤト・アゾフ」(Pamiat Azova) に搭乗し、同「ウラヂミル・モノマフ」(Vladimir Monomakh) を供奉艦とし、又太平洋艦隊司令長官海軍中將ナジモフ (Nazimov) の直率する五隻の艦隊を従へ、明治二十四年四月日本に來航、滞在一箇月の豫定であつた。

ロシア國皇太子一行は、長崎・鹿兒島を経て、五月九日神戸上陸、日本國賓として接待委員長有栖川宮威仁親王を初め、陸軍中將川上操六・海軍少將伊東祐亨等の歓迎を受け、京都に赴き、五月十一日琵琶湖遊覽を終り、大津市街通過中、午後一時五十分頃、同市下小唐崎町に於て、警衛の任に當れる滋賀縣守山警察署詰巡查勳七等津田三藏 (三重縣士族) は、突然抜劍して皇太子に斬り付け、頭部に深さ骨膜に達する創傷二箇所を負はしめた。

犯人津田巡査は即時現場に於て逮捕せられ、皇太子は隨行軍醫ドクトル・ラムバハ (Dr. Rambach) の手當を受け、生命に別條なきこと判明したが、此椿事に對する善後策は容易ではなかつた。

明治天皇は兇報を得て、殊に宸襟を惱ませられ、五月十二日京都に行幸、翌十三日旅館常磐ホテルに御見舞、即日皇太子と御同車、神戸まで御見送あらせられた。同十九日皇太子は父帝の命により、日本見學を中止、歸國することとなつたので、天皇は重ねて乗艦「パミヤト・アゾフ」に臨御、午餐を共に遊ばされたのである。

是より先、兇變即時外務大臣子爵青木周藏は、ペテルブルグ駐劄特命全權公使西徳二郎に電命して、ロシア國政府に對して、兇變の發生を遺憾とし、且犯人は狂漢にして政治的陰謀によるものにあらざることを説明せしめたが、翌五月十二日内閣總理大臣伯爵松方正義は、元老を加へて閣議を開き、犯人を死刑に處し、又謝罪の意味を以て、大

使をロシア國宮廷に特派するに決し、五月十五日勅裁を経て、威仁親王を特派大使に、樞密顧問官海軍中將子爵榎本武揚等に隨行を命ぜられ、同月二十四日横濱出發に内定した。

此間ロシア國宮廷及び政府に於ては、皇太子供奉長バリヤチンスキイ公より公報達し、皇太子の負傷は豫想せられた如き重傷ではなく、快癒も近く、且日本國皇帝・皇后兩陛下が懇篤なる御見舞を賜はつたのを初めとし、朝野を擧げて、今回の兇變を遺憾とするの誠意を示したことが傳へられた。且西公使は數次に互つて、外務大臣ニコライ・カルロウイチ・ド・ギールス (Nikolai Karlovitch de Giers) に會見し、事件の詳細・犯人の性格について一々説明し、その諒解を得るに努めた。之によつて皇帝アレクサンドル三世を初め、同國宮廷・政府も事件の真相を漸次諒解し、本件は政治的意味を有しない突發的事件で、その前後の處置について、日本國政府に何等過失なきを認めるやうになつた。従うて威仁親王特派の報を得るや、翌十六日ド・ギールス外相は、皇帝の命を銜み、西公使を訪ひ、本件に關して日本國皇室・政府の處置に満足するを以て、此以上使節を特派せらるべき必要を認めないとの旨を通告した。日本國政府も西公使の報告により、大使特派を中止した。

外交上の手續はかくして圓滑敏速に行はれたが、猶結末を告げては居なかつた。即ち責任者及び犯人の處分問題である。日本國政府はとりあへず行政處分として、五月十六日滋賀縣知事沖守固・警部長齋藤秋夫・大津警察署長警部桑山吉輝・守山警察署長警部近藤治清を懲戒免官に處し、犯人津田三藏は免職勳章褫奪の上、臈所監獄に收容したが、其擬律について重大なる政治問題を惹起したのである。

初め青木外相は、駐日ロシア國特命全權公使ドミートリ・シェーウイチ (Dmitri Shevitch) に對して、刑法第百十



六條を適用し、日本國皇室に對する未遂罪と同じく、犯人を死刑に處すべきことを公約し、五月十二日の閣議も之に同意したのであるが、大審院長兒島惟謙は内閣が裁判所に干渉するは憲法に反するものとし、松方首相の命に従はない。政府は兒島院長以下大審院判事の説伏に百方努力したのであるが、遂に目的を達せず、五月二十七日大津地方裁判所に於て開かれた大審院法廷は、刑法第二百九十二條・第一百十二條・第一百三條第一項に據り、通常人の謀殺未遂の犯罪と認定し、犯人津田三藏を無期徒刑に宣告した。

ロシア國政府は犯人の無期徒刑に頗る不快の色を示したが、日本法律に規定せる最重刑を課した以上已むを得ずとなし、此に本件の結末を告げた。

大津事件當時のロシア國宮廷彙報を見るに、本件の原因を以て日本人の排外心に歸して居るのは、興味ある事實である。一部の法律家には、犯人の精神に異状あることを疑つて居るものもあるやうであるが、豫審廷及び公判廷に於ける犯人の陳述は、終始一貫條理整然たるものがあつて、明かに精神の健全なことを證明して居る。即ち津田三藏は、今日猶往々見るが如く、學識極めて淺薄偏狹で、容易に第三者の言動に煽動せられ、自ら國家救済の任を負ふものと盲信して直接行動に出で、却つて國家を危地に陥れる型式に屬する人物であつたと解せられる。

## 第九章 條約改正

條約改正は現代語で云へば、不平等條約撤廢と關稅自主を意味する。此問題が明治史に於て特に論議せられるのは、それが外交問題より轉じて、重大なる政治問題になつたために外ならない。本講座に於ては、幸に畏友森谷維新史料編纂官の本問題に關する研究を收められて居るため、此に單に概括的に述べるに止める。

不平等條約・關稅自主權の喪失の第一歩は、安政元年三月日米修好條約第九條に於て、最惠國條款を規定した事に起原を發し、安政五年六月日米修好通商條約第六條に於て、領事裁判權を認め、最後に慶應二年五月關稅改訂協約により輸出入稅率を一樣に一〇〇分五に引下げたことによつて、完全に實現せられた。前二者は當時の江戸幕府當局が、國際法・外交史に通じないと、彼我政治思想の相違によつて、不用意に對手國の主張に同意を與へたものであり——領事裁判權の承認の如きは、必ずしも過失と論斷し難い——稅權については、幕府當局に於て其性質を相當明瞭に認識しつつも、國際關係の緊張を緩和するの必要上、之を犠牲に供したものと見られる。

日本國・列國間の條約は、かくの如く不當に歪められた形に於て、明治新政府に引繼がれた。新政府は倉皇の際、條約の内容を検討する暇なかつたのであるが、久しからずして法權・稅權共に自主權を有しない條約によつて蒙る損失の多大なることを痛感するやうになつた。但稅權について云へば、關稅は殆ど唯一の確實な稅收入でもあり、且輸入超過時代に於て、最高一〇〇分五の稅率は、多大の苦痛には相違なかつたが、一般に財政經濟に關する知識の低い時代のこととて、その専門家を除き注目せられることは多くはなかつた。

明治前半期の日本人を極度にまで昂奮せしめたのは、不平等條約に外ならない。其中心となれる領事裁判權の如きは、此特典を享有する諸國は、其領事館に司法領事を配置し、法廷・監房を設ける義務があるものと信ぜられるのに、實際之等の設備を整頓したのは英國のみで、爾餘の諸國の領事は、概ね法律的知識に乏しい人物ばかりであつた。之



がため領事裁判権は全く濫用せられ、外國人の不法行爲を保護するの條規たる觀を呈し、其弊殆ど堪ふべからざるものがあつた。横濱・神戸・長崎・函館等古き開港場史を見るに、領事裁判権の不法適用に關する領事と地方官との交渉記事に埋つて居るのを發見し得るであらう。更に進んで領事裁判権は、居留地内に逃亡せる不逞日本人をも、法の適用より脱せしむる結果を將來した。事此に至つては國家の體面上放置すべからざる問題である。

以上は領事裁判権が不法に適用せられた場合を述べたのであるが、之を正當に適用した場合を考へて見よう。例を英國に取るに、裁判は治外法權を有する英國領事館法廷に於て、英國法律により行はれるが故に、用語は固より英語であり、辯護士を必要とする場合には英國辯護士の有資格者であることを要する。而して此法廷の判決に不服であるならば、上海に於ける英國高等法院 (Her Majesty's Supreme Court for China and Japan) に控訴しなければならぬ。更に高等法院の判決に不服な時は、英國樞密院に上告することを要する。日本の一部に起つた事件が、ウィンゾア城やバルモラル王宮に於て、ヴィクトリア女王親臨の下に、樞密院議、長以下高等法官・辯護士威儀を正し、アングロ・サクソン固有の傳統と法令に基づいて審理せられた形況に想到するならば、その如何に國威を損じ、無益の費用——凡そ英國程裁判に金のかゝる國はない——を必要としたか、思ひ半ばに過ぎるものがあらう。明治前期の國民が關稅自主權を忘れて、不平等條約撤廢に熱中したのも已むを得ないものがあらう。

明治新政府が不平等條約の撤廢に着手したのは、明治四年四月以來のことである。當時の條約は明治五年五月二十六日有効期間満期となるが故に、その一年前條約改正の交渉を行ふに決し、明治四年末特命全權大使岩倉具視に使命を授けて歐米各國に派遣したが、日本政府の不用意により、豫備交渉を行ふに先んじて、中止するの已むなきに至つ

た。

此後不平等條約撤廢は、絶えず日本國外務當局の頭腦を往來して居り、明治四年七月、日支修好通商條約には、領事裁判権が雙務的となり、又明治九年十二月日鮮修好條規には、日本國臣民に對する領事裁判権を承認せしめて居る。然れども不平等條約撤廢・關稅自主權の回復が正式に歐米諸國に宣明せられたのは、明治十五年一月外務卿(外務大臣)井上馨の交渉を以て開始せられる。

井上外相の條約案は司法權恢復の代償として、外國人に内地雜居權を認めるもので、後に至るまで條約改正の基準をなして居る。而して司法權回收の手段として、外國人判官を日本國司法裁判所に任用し、外國人の被告たる場合には、日本人判官より、外國人判官を多數たらしめるのにある。井上外相は關係列國公使全部を外務省に招致し、前後數年に互り會議を開いたが、列國の主張區々であり、且法權・稅權回收に對する報償過大で容易に進行しない。加ふるに外國人判官任用と内地雜居については、國內に強硬な反對意見も起り、遂に中止せられるに至つた。

井上外相辭職後後任となつた外務大臣伯爵大隈重信は列國會議を捨て、明治二十一年末より、個別的に不平等條約撤廢を交渉することとした。其要旨は外國人判官を大審院に置き、外國人の被告たる場合の最終裁判に參與せしめるにあり、井上外相案に比して若干の進歩を示して居る。

思ふに不平等條約撤廢に當り、關係列國の反對の根據となるのは、常に當該國法典の不備、裁判所・刑務所の設備の不完全、判官の法律的知識の不充分と、身分保障の不完全等の事項である。日本國政府はドイツ・フランス等諸國より専門の法律家を招聘し、又多數の學徒をヨーロッパ諸國に派遣して法律を學習せしめ、憲法・刑法・民法等の法



典編纂を急ぎつゝあるが、短日月にして完全を期し難い。従うて其過渡期に於て、外國人裁判に便法を設けることは已むを得ないが、判官に外國人を任用する點は、如何にしても適當な方法とは見られない。當時朝野に於て行はれた條約改正反對論の大多數は、理論を無視し、政治上・感情上より政府攻撃の手段としたもので見るに足るもの少いが、唯外國人判官任用反對論だけは、改正條約案の弱點を衝いて居る。

大隈外相は明治二十二年十月十八日兇變によつて職を去り、條約改正は遂に中止せられた。然れども不平等條約撤廢は國民の一致した輿論である。明治二十五年八月陸奥宗光、外務大臣に任ぜられるや、日本國司法制度と抵觸することなき方法、即ち日本人・外國人無差別に、日本國裁判所に於て、日本人判官により、日本法律に基づき、裁判を行ふの案を立て、翌二十六年七月以降駐英特命全權公使子爵青木周藏に命じて、英國外務大臣キムバリーイ伯 (Kimberley) に交渉せしめた。英國政府は當初頗る難色があつたが、當時日英通商關係も頗る重大を加へつゝある事情に鑑み、遂に同意を表し、明治二十七年七月十六日改正條約の調印を了した。之より日英改正條約を基準として各國に交渉し、明治三十年末を以て關係各國との條約改正を了した。

改正條約に於ては、不平等條約撤回を主としたため、司法權の回復・最惠國待遇の雙務的協定は完全に目的を達したが、關稅自主權については、此時猶未解決であつた。而して稅權回復が關係列國の同意を得て、日本國政府の希望通り實現したのは、實に明治四十四年中の事である。

## 第十章 日支戰役

### 第一節 朝鮮と日支の抗爭

明治十八年の天津協約は、差迫つた日支の衝突を回避するに效があつた。然れども兩國の間に介在する朝鮮は、常に安全度の最も低い爆藥である。甲申政變後、亡命した革新黨の首領金玉均・朴泳孝等のため、日本國政府は絶えず惱まされて居た。亡命客自身が不謹慎であることは、刻々輿論の同情を失ひつゝあつたが、それにも増して國民の感情を刺激したのは、朝鮮國政府の態度であつた。戚族閔氏は、甲申政變に對する私怨を亡命客に報いようとしつゝあつたが、それが常に朝鮮國王及びその政府の名に於て行はれたのである。日本國政府の詰責に對しては、如何なる事實も無根と斷ずる厚顏さを有して居た。日本國政府も國民も、朝鮮に對しては唯憤慨あるのみであつた。

次に支那朝鮮關係は如何であつたであらうか。甲申政變後、李鴻章は袁世凱の才幹を認め、漸次重用して、駐劄朝鮮總理交渉通商事宜となし、宗主國の代表者として、絶大なる權限を與へた。朝鮮が袁總理の威令に服したのは、極めて短時間であつた。少時にして國王及び戚族の注意は、北方の強隣ロシアに向けられて居た。裏切られた袁世凱は激昂のあまり、李鴻章に打電して、『我に五百の兵を與へよ、韓王を廢して群小を擒にせん』と請願したと云ふ。宗主國を裏切り、隣邦の誠意を無視する朝鮮國王及び戚族を廻つて、日支兩國の抗爭は刻々と深刻を極めつゝあつた。

明治二十七年三月二十九日、金玉均は上海に於て同國人洪鐘宇に殺害せられ、朴泳孝は東京に於て、李逸植のため



危害を加へられようとした。共に國王の密旨に基づくものである。此事件によつて説明し難い國民的昂奮が日本に於て惹起せられた。もと此暗殺は朝鮮國王の命に出でたことは、否定し得ない幾多の證據がある。而して金玉均暗殺事件に關する江蘇海關道聶緝縶・上海駐在日本國總領事大越成徳の處置は、周到を缺いたにもせよ、意識的に出でたものではない。然るに日本の輿論は、當の朝鮮國王及び戚族を非難すると共に、より強い敵意を、本件に關して外交上、政治上責任極めて軽い支那に向け始めたのである。

金玉均暗殺によつて惹起せられた日支關係の惡化を、更に極度にまで進めたのは、東學黨匪の叛亂である。東學は慶尙北道慶州邑の兩班崔濟愚を開祖とし、我萬延元年儒佛道三教の長を採り、一教を創始したと稱するが、要は簡單なる祈禱・呪文及び豫言を以て、民間の信仰を得たものである。濟愚は元治元年左道惑民の罪を以て死刑に處せられたが、其同族にして高弟たる崔時亨之を繼承し、漸次潜行的に根強い信仰を南朝鮮に扶殖し、遂に今日の天道教・治天教・上帝教三派の大をなしたものである。

近代朝鮮に於ては、純粹な宗教團體を認め得られない。固有たると外來たるを問はず、必ず黨論と連絡し、政治的鬭争の中に没頭するを常とする。東學の如きはその危険性の最大のもので、教祖の仲冤に隠れて、政治運動に狂奔しつゝあつた。従うて朝鮮國政府寧ろ戚族にとつて、東學は畏怖すべき政敵とも見られた。

東學關係の政治的暴動は大小絶えなかつたが、之に戚族の虐政が加はつて重大化したのは、明治二十七年の春である。即ち全羅南道古阜郡の吏胥全孫準といふもの、郡守趙秉甲と争うて叛亂を起すや、東學は直ちに之と提携して、全羅・忠清・慶尙三道を風靡し、遂に同年六月一日全羅道首邑全州を占領した。猶此叛亂の背後には、支那より放還

せられて京城隱退中の大院君が活動し、東學を利用して戚族を打倒し、自家に政權を收めんことを畫策しつゝあつた。東學の叛亂日に猖獗なるを最も憂慮したものは、その目標とせられた戚族閔氏である。當時閔族の代表者は、議政府左贊成閔泳翊（所謂世道である）であつたが、彼は叛亂鎮定遲延するに従うて、戚族に不利なるを看取し、急速に鎮定を圖るがため、精銳なる外國軍隊を利用することを考慮するやうになつた。大院君にもせよ、閔族にもせよ、眼中たゞ自家と政權あるのみで、國家の休戚などには全く風馬牛であつた。

## 第二節 朝鮮國內政改革と日支開戦

閔泳翊・袁世凱間に協定せられた出兵援助は、國王の同意を得て、明治二十七年六月三日公式に請求せられた。袁世凱は直ちに李鴻章に打電し、李は直隸提督葉志超麾下部隊出動を命ずると共に、駐日支那國特命全權公使汪鳳藻を通じて、天津協約第三條に従ひ、日本國政府に出兵を通告した。

日本國政府は、かねてより東學の叛亂に注意し、各種の情報を蒐集しつゝあつたが、支那國出兵の公報を得て、直ちに賜暇歸朝中の京城駐劄特命全權公使大島圭介に歸任を命じ、又勢力均衡のため、濟物浦協約第五條に従ひ、混成一個旅團を出兵するに決した。

大島公使は六月九日京城に到着したが、當時東學黨匪は既に政府軍と妥協して全州を撤退し、京城は殆ど平素と變りなき程度に靜穩であつた。之がため同公使は多數の軍隊を駐屯せしめる理由なきに苦しみ、袁世凱の提議に従ひ、共同撤兵を外務大臣陸奥宗光に上申した程である。然るに當時政府・軍部共に此機會を利用して、朝鮮國政府を改造



し、日本國の勢力を確立すべしとの主張が熾であつたため、内閣總理大臣伯爵伊藤博文は陸奥外相と協議の上、六月十四日支那國政府に對し、共同して朝鮮國內政を改革すべきことを提議したが直ちに拒絶せられた。之は豫想せられたところなので、日本國政府は單獨行動を執るに決し、大島公使に訓令するところがあり、六月二十六日同公使は國王に謁見して、朝鮮國內政改革の必要を説き、その方法を説明した。其要は(一)中央政府及び地方制度の改革及び人才の登用、(二)財政整理、(三)裁判の改正、(四)軍隊の改革、(五)教育制度の確立の五箇條にあり、到底急速に實施し得るものでなかつた。公使の意は政治の改革より、實は政府の改造にあつたことは勿論である。

朝鮮國政府は袁世凱の後援を得て、強硬に改革に反對したので、大島公使は支那の勢力を朝鮮より驅逐した上でなければ、改革の目的を達し難しとなし、七月十日これについて、陸奥外相に上申した。

日本國政府は既に開戦の方針を決し、但その時期を待つて居たため、大島公使の請訓に接して、若干の注意を與へた後許可した。其結果同公使は七月二十日朝鮮國政府に、清鮮宗屬關係の破棄を要求し、又政府改造のため大院君を再起せしむるに決し、七月二十三日大院君の承諾を得て、戚族閔氏を驅逐し、王宮景福宮に迎へて政權を委任した。

是より先、李鴻章は袁世凱の建議を容れ、朝鮮に出兵したが、是は全く天津協約第三條の趣旨に従ひ、朝鮮の内亂に際して、宗主國としてその鎮定に當るもので平定後直ちに撤兵するの意味を有し、之を機會に兵力を以て朝鮮に於ける日本の勢力を一掃する意志は毫も有しなかつた。されば日本の出兵と斷乎たる決意を見て大いに周章し、一面袁世凱に訓電して、朝鮮に於ける日支の衝突を極力回避せしめ、一面北京外交團の有力者ロシア國特命全權公使カシニ伯(A. P. Cassini)・英國特命全權公使サー・ニコラス・オーコナー(Sir Nicholas R. O'Connor)に、日支兩國の仲裁

を依頼して、只管平和的解決に奔走しつゝあつた。

李鴻章と反對の立場にあつたのは、北京宮廷である。宮廷に於ては、日本の行動を不法として、開戦論頗る盛であつた。李鴻章の政敵戸部尚書翁同龢・禮部尚書李鴻藻等その中心をなし、その主戦論は孝欽皇太后(所謂西太后)を動かし、滿廷を風靡した。翁同龢の背後には、新たに狀元を以て、翰林院編修に擧げられた張謇の活躍を知らなければならぬ。かゝる状態にあつたため、李鴻章は北洋大臣としての責任上、勝利を豫想せずして、開戦を決するの苦境に迫られて居た。

李鴻章が外交上あらゆる手段を講じて戦争を回避して居るため、日本の豫期した時期に未だ開戦に至らず、出先軍憲は宣戦の遅延が、日本に次第に不利となるを焦慮しつゝあつた。その結果宣戦に先んじて、海軍は七月二十五日牙山灣外にて、陸軍は二十九日成歡・牙山に於て衝突、支那國海陸軍を撃破したのである。

同治期末直隸總督に擧げられてより、日本との衝突を豫想し、鉅資を投じて新式陸海軍の整備に汲々として居た李鴻章が、此時に當つて遂に決しなかつたのは何故であるか、其理由は一言にして云へば、李の所謂新式陸海軍は内容空虚で、實戦に當り戦勝の確信無きためである。其最も著しいものに北洋海軍がある。

李鴻章が日本國を假裝敵として建設した北洋海軍は、排水量七千五百噸の戦艦定遠・鎮遠を主力とし、十數隻の新式艦より成り、巡洋艦のみを以て編成せられた日本國艦隊に對して、一大脅威をなしたことは事實で、かの富士・八島の兩戦艦も、定鎮級を撃破する目的を以て、設計せられたものである。然るに此有力なりし北洋海軍も、日支開戦頃には徒らに形態のみ畏るべく、實勢力敢へて怖るべきものではなかつた。其第一原因は提督丁汝昌以下幹部將校の



無能と腐敗による。丁提督個人としては、剛毅なる武人として中外に重きをなしたが、もと馬隊營官の出身で、複雑なる新式海軍の知識に昧く、實権はいつしか旗艦艦長兼參謀長たる北洋海軍右翼總兵劉步蟾に移つて行つた。劉總兵は支那海軍最大病弊たる福建閩の創設者といつてよいであらう。即ち左翼總兵林泰曾（鎮遠艦長）以下、同郷出身將校を引いて、各艦副長に充て、海軍部内に動かすべからざる勢力を扶植した。之がため提督の威令全く行はれず、將校の腐敗と下士官兵の軍紀紊亂は言語に絶して居た。

更に重大なのは宮廷の腐敗である。即ち光緒二十年十月十日（明治二十七年十一月七日）、孝欽太后の萬壽節（還曆祝典）舉行に決して居たが、その莫大なる經費の支出に苦んで居た。太后は遂に總管太監（宦官長）李蓮英の言を用ひ、北洋海軍經常費中より、巨額の大典準備費を連年流用した。總理海軍衙門大臣醇親王載灃・會辦大臣慶親王奕劻・同李鴻章、其不法を知るけれども、太后の内旨に出でるがため、之を阻止することが出来ない。其結果、北洋海軍所屬各艦の艦體・機關の破損は多く修理せられず、彈藥軍需品は大缺乏を告げて居た。

李鴻章が最も信頼した北洋海軍の實狀かくの如く、必勝の見込到底なき場合に於て、日本との開戦をつとめて回避した理由も、よく諒解せられるであらう。

### 第三節 日支媾和

李鴻章の股肱たる北洋海軍が、明治二十七年九月十七日鴨綠江沖に於て、陸軍は九月十六日平壤に於て潰滅するや、李は早くも戦局の前途を料り、媾和の日一日遅延すれば、それだけ日本の勝兵を驕らしめ、條件日に苛酷なるを豫想

した。是に於て李は北京外交團に干渉を求め、媾和の機會を捉へるに努力を開始した。幸にして最近の國難により、再び難局に當ることゝなつた宗室の元勳恭親王奕訢、亦大局より打算して、李の媾和論に援助を與へたため、事は案外速かに進行した。李鴻章は日本の要求の範圍を知るところを先決問題とし、十一月末天津海關稅務司グスタフ・デットリング (Gustaf Detring) に内命を授けて派遣したが、日本國政府は正式の使節でないことを理由として、上陸すら許さず、デットリングは空しく神戸より歸國するの已むなきに至つた。

是より先恭親王は、駐支合衆國特命全權公使チャールズ・デンビー (Charles Denby) を仲介者として、日本國政府の意嚮を知るに努力しつゝあつたが、デットリングの使命失敗するに及び、改めて總理衙門大臣戸部左侍郎張蔭桓・兵部右侍郎署理湖南巡撫邵友濂を全權大臣に指名し、兩全權は明治二十八年一月三十一日會商地たる廣島に到着した。日本國政府に於ては、伊藤首相・陸奥外相を全權大臣に任命したが、支那國全權の本國に於ける地位高からず、かかる重大なる責務に堪へ得るかに多大の懸念を有して居た。果然二月一日廣島縣廳に於ける第一回會見に於て、張・邵兩全權の全權委任狀に不備の點あるを理由として、之との會見を拒否した。此際伊藤首相は、支那國全權隨員たる候選道伍廷芳を私かに招致し、支那にして媾和の誠意を有するならば、恭親王若くは李鴻章の如き元勳を派遣すべきことを注意したと云ふ。

伊藤首相の注意は、仲介者たるデンビー公使を通じて、公式に傳へられたので、支那國政府は改めて北洋大臣李鴻章を頭等全權大臣に、養子李經方を參議官に命じ、同大臣一行は三月十九日會商地たる下關に到着した。

媾和條件については、最初李鴻章は朝鮮獨立・軍費賠償の二條件を豫期したが、戰勝國はかかる寛大なる條件にて



満足することは豫想し得られなかつた。明治二十八年一月十一日、廣島御前會議に於て、政府及び軍部首腦者相會し、明治天皇親臨の下に御前會議を開き、媾和の基礎を、(一)朝鮮獨立、(二)遼東半島及び臺灣全島の割讓、(三)軍費賠償、(四)新たに締結せらるべき日支條約は、歐米諸國支那國間の現行條約を基準とすべきことの四箇條とした。即ち陸海軍・財政・外務各當局の要求を、公平に按配したものであつた。

媾和に關する日支會商は、三月二十日下關春帆樓に於て開始せられたが、その第一に支那國全權より提議せられたのは、休戦の件であつた。日本は新たに臺灣遠征軍を派遣したため、休戦を不利とし、交渉停頓中、三月二十四日李全權が、春帆樓より旅館引接寺への歸途、群馬縣無職小山豊太郎のため、拳銃を以て狙撃せられ、顔面に重傷を負うた。彼亦津田三藏と同一型の熱狂的愛國者である。

國賓に對する再度の兇變は、上下を震駭せしめたが、日本國政府の誠意あり機敏なる處置により、大事に至らなかつた。乃ち支那國政府は參議官李經方を全權大臣に進め、李鴻章の代理として、三月三十日休戦條約(臺灣を除く)に調印した。

李鴻章の負傷猶全治に至らないが、交渉を久しく遅延せしめることを得ないので、四月一日日本國全權部は、文書を以て媾和條件を、支那國全權に提示し、四日を限り一部修正、或は承認の回答すべきことを要求した。その要左の如くである。

- 一 支那國は朝鮮國の獨立を認めること。
- 二 遼東半島・臺灣・澎湖列島の割讓。

三 軍費庫平銀三億兩(約金四億五千萬圓)の賠償。

四 支那・歐米諸國間の現行條約を基準として、日支條約を締結し、又最惠國待遇を認めること。

五 北京・沙市・湘潭・重慶・梧州・蘇州・抗州の開放。

李鴻章は割地については、既に已むを得ざることを認め、恭親王・慶親王等と協議の上、孝欽太后・德宗の勅許をも得て居るのであるが、條件意外に苛酷なため、四月四日の期日に至り、第一・第三・第四各項の修正、第二・第五兩項を全般的に拒否した。而して又別に覺書を以て、日本國全權部の再考を求め、遂に第二項割地に於ては、奉天省安東縣・寬甸縣・鳳凰廳・岫巖州及び澎湖列島に限り、第三項償金は一億兩に減額を主張したが容れられず、四月十日李鴻章全權して會議に臨むに及び、左の修正案を提示せられた。

- 一 原案に同じ。
- 二 奉天省南部に於ては幾分を減ずるもその他は原案に同じ。
- 三 償金は庫平銀二億兩(約金三億圓)に減額。
- 四 原案に同じ。
- 五 沙市・重慶・蘇州・抗州四市の開放。

伊藤全權は本案を以て最後のものと言明したので、李全權は或は本國の窮情を述べ、或は日本國民の高義に訴へて、條件の緩和を求めたが效なく、四月十四日を期限として、諾否を決答するに定められた。

此間李全權は本國政府と電報を往復して居た。當時の清廷としては、萬策盡きて李鴻章の外交的手腕にのみ期待し、



『一分を争ひ得ば一分の益』あるを憑むの外なかつたが、四月十三日李全權より日本の修正案を受諾するの外策なきを請訓したので、十四日回訓して同意を與へた。

四月十五日の會見に於て李鴻章は日本國修正案の受諾を聲明し、此に媾和條件の大本は確定した。翌十六日彼我隨員によつて條約案を對校し、四月十七日調印せられた。超えて四月二十日明治天皇は媾和條約を御批准あらせられたのである。

## 第十一章 三國干涉

### 第一節 日支戰役と列強の干涉

北洋大臣李鴻章は日本との媾和に當り、第三國の干涉により、自國に有利なるやう、局面を展開するに多大の力を致した。李は恭親王と協議の上、英・ロシア・フランス・ドイツ・アメリカ合衆國代表者に對して依頼するところがあつた。中にも前ドイツ國特命全權公使マックス・フォン・プラントが在支久しく、支那語を能くするところより、同公使を通じて、皇帝ウィルヘルム二世 (Wilhelm II.) 及び、外務大臣マルシャル・フォン・ビーバーシュタイン (Marshall von Biberstein) 男の干涉を極力懇請し、媾和條約調印即日まで期待するところがあつたけれども、何等の結果を齎さずして終つた。然るに救ひの手は意外の方面より降つたのである。

日支開戦に當つて、駐支ロシア國公使カシニ伯は、李鴻章の依頼により、駐日同國特命全權公使ミハイル・ヒトロ

ウ (Mikhail Hiltrovo) と相應じて、連りに活動し、兵力を以て日本に壓迫を加へ、開戦を阻止するの計畫を立てたが、皇帝アレクサンドル三世はロシアと利害深からざる極東の紛争に深く立入ることを好まず、カシニ公使の冒險外交に同意を與へられなかつた。

アレクサンドル皇帝は明治二十七年十月二十日崩じ、新帝ニコライ二世の治世となり、先帝の忠實なる老外交家ド・ギールス亦久しからずして逝き、前朝以來の重臣大藏大臣セルゲイ・ユリエウイチ・ウツェ (Sergei Yurievitch Vite) 事を用ふるに及び、ロシアの極東政策は一新せられ、漸次活動の徴が認められた。

日支媾和會議に於て、日本が朝鮮の獨立及び滿洲の一部割讓を要求したとの公報達するやウツェ藏相は日本が戰勝の餘威に乗じて、遼東半島を占領し、北支那の死命を制するが如きは、到底ロシアの利益と相容れないものと信じ、日支媾和條約の成立を阻止することの必要あることを上奏した。新帝は海軍元帥アレクサンドル・アレクサンドロウイチ大公に命じて、關係各官即ち外務・大藏・陸軍・海軍各大臣及び參謀總長を召集、藏相ウツェの意見を審議せしめられ、ついで又御前會議を開き、藏相の主張により下の如く決した。(一)ロシアは、北部支那の現狀を維持せんがため、南部滿洲占領の要求を斷念するやう日本に勸告すべきこと。若し日本にして上記の勸告を容れざるときは、ロシアは自ら最善と信ずる行動に出づべきこと。(二)ロシアの今回の行爲は、何等領土的野心を有するものにあらず、自衛上已むを得ざるに出でた旨、支那及び關係列國に聲明すべきこと。

かくして對日方針決するや、ロシアの單獨行動を不利とし、外務大臣公爵アレクセイ・ボリソフウイチ・ロバノフ・ホストフスキイ (Alexei Borisovitch Lobanov-Rostovskij) に命じ、關係列國に勸誘せしめた。ロバノフ外相の老練



な外交は、咄嗟の間に、ドイツ・フランス兩國の熱心なる同意を得た。英國が参加しなかつたのは、重大なる意義があるものと考へられて居たが、最近當時の外務政務次官たりしグレイ卿 (Viscount Grey of Fallodon) の記事により、單に偶然の原因に過ぎないものであることが判明した。

此事は明治二十八年四月上旬、日本の媾和條件が支那國全權部に提示せられた後數日の間にあつたが、三國の利害關係錯綜して、細目協定に時間を要したのと、一方媾和會議進行中で、條件未だ確定に至らないため、漸次遅延した。媾和條約は四月十七日調印せられたが、三國の意見猶一致に至らず、漸く二十日前後、三國政府より各駐日代表者に命じ、一齊に日本國政府に勸告書を提出せしめるやう協定せられた。

明治二十八年四月二十三日、ロシア國特命全權公使ミハイル・ヒトロウ、フランス國特命全權公使フランソア・ジュール・アルマン (François-Jules Harmand)、ドイツ國特命全權公使フォン・グートシュミット (Von Gutschmidt) は相伴うて、外務省を訪問し、外務次官林董 (陸奥外相は病氣引籠中) に會見、各本國政府の訓令により、『日本國にて遼東半島を領有するは、實に支那國首都を危うするの恐あるのみならず、又朝鮮國の獨立を有名無實となすものにして、極東永久の平和に障害を與ふるものと認む』るを以て、三國政府は『日本國政府に對し、重ねて其誠實なる友誼を表せんがため、茲に遼東半島を確然領有することを放棄せんことを勸告す』との覺書を手交した。(ドイツ國公使は日本語を用ひ、口頭で同一趣旨を傳達した。) 所謂三國干涉として知らるゝもののである。

## 第二節 遼東半島の還付

日支開戦に當つて、伊藤首相・陸奥外相は、日支間の紛争に第三國の容喙を絶対に許さない方針を決し、曩に英・ロシア・合衆國の仲裁を絶対に拒否した。之によつて日本は、開戦より媾和に至るまで、列強の掣肘を免かれ、自己の意志通りの條件を戦敗國に指定するを得たのであるが、之と同時に國際間に全く孤立し、列國より猜疑の眼を以て、常に監視せられたのは已むを得なかつた。

日本國政府は流石に孤立の不安を感じて、關係列強の意嚮を探るに努め、殊に陸奥外相はロシアを最も危険視し、或は自ら駐日公使ヒトロウと會談し、或は駐露公使西徳二郎に電訓して、同國外相ド・ギールス、次官シシュキン (Shishkin)、新外相ロバノフ公等に會見し、日本の媾和條件に對する意見を質さしめたが、ロシア國代表者は單に外交的辭令を以て終始するのみで、適確の意見を知るに難かつた。フランス・ドイツ兩國との聯合干涉の如きは、陸奥外相に取つては、正に青天の霹靂に異るところがなかつたのである。

かくしてペテルブルグ・ベルリン・パリイ・ロンドン間に暗號電報連りに往復しつゝある間に、俎上に載せられた日本に於ては、伊藤首相以下朝野擧つて戦勝の祝酒に酔飽し、貴重な數日を無爲に空費したのは、駐外外交官の無能にもよるが、誠に遺憾なことであつた。従つて四月二十三日林外務次官の警報到着した際は、周章爲すところを知らなかつた。當時廣島大本營に滞在したのは、伊藤首相の外に、陸軍大臣陸軍大將伯爵山縣有朋・海軍大臣海軍大將伯爵西郷從道の二名に過ぎず、陸奥外相は疾病のため、兵庫縣舞子にて靜養中であつた。

四月二十四日大本營に於ては、首相・陸相・海相は明治天皇御前に參集し、三國干涉について會議を開いた。外相は電報を以て、開戦を賭しても媾和條約を維持すべきを主張したが、之は外交上・軍事上絶對不可能なため問題とは



ならず、さりとて無條件で、三國の勸告に従ふことも得ないから、遂に伊藤首相の主唱により、列國會議を召集し、その決議に従ふことに決した。伊藤首相は即日舞子に向ひ、京都より來會した大藏大臣伯爵松方正義と、陸奥外相の病室に於て、再び會議を開いた。外相は列國會議を以て無謀危険なものとして強硬に反對し、遂に外相の主張により、三國の勸告は之を拒絶するも、開戦に至らしむべからずと云ふに決した。換言すれば、三國干涉の一部又は全部を認めると云ふに外ならない。此決議を以て上奏裁可を得た。

四月二十五日より駐外代表者は、陸奥外相の訓電によつて、大活動を開始した。西公使はロシア國外相ロバノフ公を訪うて、勸告の撤回を懇請すべき訓電を受けたが、同外相との會見によつて得た印象は、ロシアの決心は鞏固であるから、速かに遼東半島を放棄し、開戦の危険を避けるに如かずと云ふにあつた。駐獨特命全權公使子爵青木周藏は、日本國政府の怠慢、ドイツ皇帝及び政府の好意を無視し、此干涉を招くに至つたとなし、電報を以て本國外務大臣を譴責すると云ふ珍事を惹起した。英・フランス・合衆國・イタリア各國外相は、來訪せる日本國公使を鄭重な外交的辭令を以て、送迎したに過ぎない。中にも英國外務大臣キムバリーイ伯は、特命全權公使加藤高明に讓歩を暗示した程である。

日本國政府は駐外使臣よりかゝる絶望すべき報告を受けて、相當讓歩するの外なきを知り、遼東半島中、金州廳（關東州）を除き、他は全部領有を斷念するに決し、四月三十日駐露・獨・佛各公使に訓電を發し、當該國外務大臣に通告せしめた。遼東半島の價值が、旅順・大連に存することは説明を要しないところなので、ロシア國外相ロバノフ公は、五月三日西公使に對して日本國政府の提議を受諾することを得ざる旨通告し、フランス・ドイツ兩國政府も同

一步調を取つたことは勿論である。

此時に當り、支那國政府は日本の孤立無援の状態にあるのを利用して、媾和條約批准延期を提議し來つた。云ふ迄もなく三國干涉の結果を待ち、更に媾和條約を修正し、列國の後援の下に條件を緩和すべき第一歩である。此要求に接するや、陸奥外相は遼東半島問題の解決を急にするの必要を認め、伊藤首相に協議して、五月四日京都に臨時閣議を召集した。出席者は首相・藏相・海相・内相・外相及び海軍軍令部長海軍中將子爵樺山資紀で、席上外相の主張に基づき、遼東半島に關する三國の勸告には完全に讓歩し、支那に對しては、媾和條約批准を急速に實行せしめるに決した。乃ち明治天皇の勅裁を仰ぎ、五月五日駐露・獨・佛三國公使に訓電を發し、「日本帝國政府は、露獨佛三國政府の友誼ある忠告に基づき、奉天半島を永久に領有するを斷念するを約す」との旨を通告せしめた。

陸奥外相は、初め三國の勸告は受諾するも、その條件は支那と直接交渉し、第三國の干與を許さざる方針であつたが、之は事實上行はれ得べきところではない。一切の條件は三國の承認を要したのである。

陸奥外相は病勢次第に昂進したため、文部大臣侯爵西園寺公望、外務大臣臨時代理を命ぜられ、その局に當つた。七月十九日同臨時外相より露獨佛三國公使に内示した案は、(一)遼東半島還付の代償として、庫平銀五千萬兩（金七千五百萬圓）受領すべきこと、(二)軍費賠償金第一回分割高五千萬兩を完了と共に、遼東半島より撤兵すべきこと等である。三國政府は協議の結果、九月十一日代償金を庫平銀三千萬兩に減額し、第二の條件も稍緩和した。日本國政府は之を受諾するの外なかつた。

かくして交渉は初めて日支兩國の直接交渉に移され、支那國政府は總理衙門大臣李鴻章、日本國政府は駐支特命全



權公使男爵林董を各全權委員とし、同年十一月八日遼東半島還付條約は成立した。

絶對的孤立外交が、如何に畏怖すべき結果を生ずるか、驕れる日本政治家は、初めて深刻な經驗を體得したのである。

## 第十二章 獨立國としての朝鮮

### 第一節 朝鮮の獨立と改革

朝鮮王國が清の藩屬たる地位より、獨立したのは、明治二十七年七月であるが、條約によつて確認せられたのは、翌二十八年四月にある。是に先んじて、同年一月七日國王は、王世子・宗室及び群臣を率ゐて、宗廟・社稷に謁して、洪範十四條を誓ひ、獨立自主の大本を宣示せられた。其結果先づ元首以下の尊號を改め、國王殿下を大君主陛下、王妃殿下を王后陛下、王世子邸下を王太子殿下、王世子嬪邸下を王太子妃殿下と規定した。同年末に至り、紀年に干支を用ふの法を廢し、開國紀元を以て之に代へ、且太陰曆を廢しグレゴリウス曆を採用した。明治二十九年（開國五百五年）初めて元號を建て、建陽と稱し、翌三十年（建陽二年）八月には光武と改元した。同年十月十二日、國王は日支兩國に倣ひ皇帝と稱し、王后を皇后、王太子を皇太子と改め、國を大韓帝國と號した。

かくの如く朝鮮國獨立の體裁は徐々に整頓したが、其實は毫も存しなかつた。もと明治二十七年八月二十日、大鳥特命全權公使・朝鮮國外務大臣金允植間に調印せられた暫定合同條款により、日本は朝鮮の獨立自主を擁護するため

に、同國內政改革の義務を負うて居る。實際問題としても、日支開戦の直接原因が、朝鮮國內政の腐敗に基づく以上は、兩國のいづれが戰勝者となるも、朝鮮の大改革は免れ得ない。換言すれば朝鮮の改革は、同國自體にも、極東の平和を維持する上にも絶對必要である。然るに朝鮮國君臣は改革の意義を理解しない。否改革とは王室、或は大院君自家の權力を鞏固にすることと信じて居る。第三者より先を見れば、弊政を助長する事が、朝鮮人の觀念によれば改革である。朝鮮の改革は朝鮮人の力にては永久に不可能である。恐らく朝鮮人の最もよき友人であつた宮内府參議官ウィリアム・フランクリン・サンズ (William Franklin Sands) すら、朝鮮國君臣が、國政改革の必要と意義を理解しないのに絶望した。近代朝鮮の政治外交を論ずるに當り、先づ注意を要するのは此點である。

明治二十七年七月以後、朝鮮政治家を指導して、國政改革を行ふに當り、此種の障害が無限に續出した。大鳥公使は戚族閔氏が敵國支那と聯絡して居たため、政敵大院君に援助を與へ、之に配するに金宏集・魚允中・金允植等、比較的公正なる立場にある政治家を以てし、従前日本國に接近し、改革論を唱道する少壯有爲の人士を重用して、内政改革の實を擧げるに努力した。之に對して重大な障害となつたのは大院君である。

大院君が往時讐敵を以て目した日本と提携したのは、一に戚族を遂うて自家の手に政權を收め、之を愛孫李垞鎔に傳へるに外ならない。大鳥公使亦大院君に信賴することなく、嚴に監視を怠らず、その暴横なる施政に掣肘を加へたため、大院君は不満に堪へず、早くも改革派と軋轢を生じ、改革事業は遅々として進まず、遂には内紛を外面に曝露するに至つた。此に於て日本國政府は同年十月十四日大鳥公使を召還し、維新元勳の一人たる内務大臣伯爵井上馨を其後任とした。



井上特命全權公使は、十月二十六日多大の期待と畏怖裡に着任した。新任公使の第一に着手したことは、大院君より政權を剝奪することである。内政改革に大院君を必要とした時代は既に過ぎ、當時に於てその存在は百害あつて、一利を認め得られない。公使は大院君に對して、その執政中の不信と虚偽を痛責したため、流石の大院君も返す辭なく、十一月二十二日自發的に隱退を申出でた。

大院君政局を去つた後、井上公使は國王に政權を賦與し、金宏集・魚允中・金允植等の重鎮をして、責任内閣を組織し、國王を輔弼せしめる方針であつた。之は當然で最も妥當のやうに考へられるが、その實朝鮮の政情を無視した方法である。

井上公使案による責任内閣の出現は、朝鮮人の政治思想によれば、國王より實權を奪つて、臣下に賦與する結果を來すのである。而してその中心は官吏の任免權に存する。朝鮮に於ける政治は、大臣以下地方官に至るまでの任免を意味するものと云つてよい。詮薦の道宜しきを得るのは善政であり、國家興隆の徴であるが、之に反すれば惡政であり、衰滅の原因となる。所謂世道が政權を壟斷し、鉅富を致すのも、詮薦の權を收めるからである。大院君が政權を掌握すると共に、李竣鎔を内務協辦に任じ、大臣を代理せしめたのも、内務衙門が地方官の任免權を有するからである。改革の結果、かゝる重大なる權限が、日本の官吏任用令に倣うて、内閣詮考局に移管せられたため、國王は甚だしく憤懣せられ、金宏集内閣を見ること讐敵の如く、其倒壊殄滅を圖られたのも已むを得ないところであらう。

戦勝によつて、朝鮮を仁祖丙子南漢山城及び江華府の屈辱より解放したのは、日本である。其結果日本が朝鮮に對して、或程度の優越權を獲得するのは政治上當然と考へられる。下關講和條約第一條に、「清國は朝鮮國の完全無缺な

る獨立自主の國たることを確認す」とあるのみで、日本が同一義務を負はないのも此意味による。三國干渉も此點に全然及ばなかつたのを見れば、之は中外に認められた權利である。加之日本が開戦の一理由として、朝鮮國改革を主張して居る點より見れば、改革を指導して、獨立自主の實を擧げしめる義務を有するものである。其改革事業が、朝鮮國君臣の無誠意・無理解に加へて、日本國當局の方針に錯誤あつたがため、何等の効果をあげ得なかつたことは、兩國のために最大不幸と云はざるを得ない。

## 第二節 乙未政變 日露協定

大島・井上兩公使の指導した改革事業が遂に蹶跌したのは、前節に述べた政情に加ふるに、宮廷派の擡頭と、之に密接な關係を有する國際情勢をも考慮しなければならぬ。明治二十七年七月以來、戚族閔氏は完全に政局より驅逐せられ、且戚族が結託した支那の徹底的慘敗のため、彼等の受けた打撃は意外に甚大で、再び往時の勢威を恢復し得る見込はなかつた。

戚族政權打倒後、之に代つた大院君亦日本國の勢力により政權を失つた後、之に代るべき有力なる同族的結合は存しなかつた。正祖以來一百年、王室は久し振りで、戚族の壓迫より脱し、政權に接近することを得た。井上公使は政權が國君の手に歸するのを當然として、之に援助を與へたことも與つて力がある。朝鮮の政情に通じない同公使は、國王に政權を賦與することが、宮廷一派の擡頭となり、その弊戚族或は大院君政權に比して、毫も劣るものでないことを豫想しなかつた。



次に考ふべきは國際情勢の變遷、特にロシアとの關係である。ロシアが朝鮮北境を威嚇したのは、既に哲宗朝であるが、李太王時代に至つて、或は節使、或は修信使を經由して、此北方の大國が畏怖すべき強國であることを知つた。明治二十三年頃、代理公使兼總領事カルル・イワノウィチ・ウーベル(Karl Ivanovitch Waiber)が來任するに及び、早くもロシアに款を通じようとして、袁世凱の激昂を招いたことすらあつた。戰勝國日本がロシアの威嚇の下に、唯々としてその最大戰勝紀念牌たる遼東半島を還付した事實は、朝鮮國君臣に一大衝動を與へ、從來の守舊・改新兩黨以外に新たな黨派の活動を見ることとなつた。新黨派はロシアに接近して、日本の勢力を掣肘すべしと云ふものと、合衆國がその國是よりして公正なるが故に、之に依頼して獨立を全うすべしと云ふものもあり、或は兩者を合同したものである。假に親外派とも命名しよう。此一派は大院君の没落、王室の政權恢復の頃より、ロシア國代理公使ウーベル、合衆國公使館書記官(後に辦理公使)ホレス・ニュートン・アレン(Horace Newton Allen)と連絡して連りに活躍し、改革に不満なる國王・王后に接近して、其勢力侮り難いものがあつた。改革事業の進行が困難であることは、此邊の事情にも關係があつたのである。

明治二十八年六月頃に至つて、井上公使の指導した改革事業は完全に失敗に歸し、唯同公使の個人的勢力によつて、形骸を止めるに過ぎなかつた。故に同年九月同公使歸朝し、樞密顧問官陸軍中將子爵三浦梧樓後任となるに及び、形勢は瞬時にして一變した。

井上公使の出發後、宮廷一派は三浦公使の存在を無視して、改革事業の破壊に着手した。之は正しく國際信義を無視するものであるから、日本側の激昂は固より、朝鮮人改革派もその横暴を憤り、宮廷派陰謀の中心たる王后閔氏を

呪詛しないものはなかつた。此に於て復大院君を擁立し、宮廷派を一掃しなければ、改革の目的を遂げ得ないと論ずるもの多く、領事官補堀口九萬一・前朝鮮國軍務協辦李周會等はその中心であつた。三浦公使・公使館一等書記官杉村濟も他に方法なきを以て、大院君の暴横を制止すべき嚴重なる條件附の下に、之に同意を與へ、朝鮮國軍部顧問官岡本柳之助を通じて、大院君の承諾を得た。偶、十月上旬宮廷派が、改革派最後の牙城たる訓練隊を解散しようとするに及び、之を機會として、大院君は十月八日未明、訓練隊將兵及び日本人有志を従へて、景福宮に入り、豫定の改革を斷行した。改革進行中、王后閔氏(明成皇后と諡す)を初め、宮内府大臣李耕植・訓練隊長洪啓薰等是不幸兇手に瘞られたのである。

大院君と王后閔氏は終生相容れない政敵であつた。既に壬午政變に於て、兇手は王后に及ぼうとし、一時其瘞去が信ぜられた程である。明治二十七年七月改革に於ても、大院君が第一條に擧げたところは廢后であるが、大島公使の斷乎たる反對によつて中止せられた。第三次に於ては遂に免かれることを得なかつたものである。

乙未政變に於て、政治上最も重要なのは、加害者の逮捕處刑よりも、寧ろ責任の所在を明かにすることである。日本國政府は外務省政務局長小村壽太郎を京城に特派して、真相を調査せしめた。其結果三浦公使・杉村書記官・堀口領事官補及び居留民四十餘名を召還逮捕し、謀殺及び兇徒聚衆の罪を以て、廣島地方裁判所の豫審に附したが、證據不充分で全員免訴釋放した。乙未政變は遺憾であるが、善後の處置については、機敏且公正であつたことはまだしものことである。

乙未政變は朝鮮に於ける日本の勢力を一掃し、改革事業に致命的打撃を與へたものである。此に乗じて活動したの



は親外派で、農商工部大臣李範晉はその代表的人物であつた。彼等はロシア・合衆國兩國公使館を背景に、十一月二十八日景福宮を襲撃し、暴力を以て國王遷幸・金宏集内閣打倒を計畫したが、不成功に終つた。然れども國王は深く一身について不安を感じられ、明治二十九年二月十一日拂曉、王太子(李王圻)・宮人(貴妃)・嚴氏を従へ、秘かに貞洞ロシア國公使館に蒙塵せられた。

國王蒙塵は親外派の完全なる勝利である。金宏集内閣は即日倒れ、總理大臣金宏集・度支部大臣魚允中等は亂民のため虐殺せられ、改革派の大多數は日本國に亡命したのである。

朝鮮國王のロシア國公使館滞在は長期に亘り、其間朝鮮國大臣と雖も時に謁することを得ず、政令那邊より出でるか疑はしめるに足るものがあつたので、日本國政府は之を黙視することを得ず、朝鮮國駐劄公使小村壽太郎に訓令して、ウエーベル代理公使に交渉せしめ、明治二十九年五月十四日覺書に調印し、日露兩國代表者一致して、朝鮮國王に還宮を勧告し、及び兩國軍隊の朝鮮駐屯定員等について協定を遂げた。本覺書は出先官憲の覺書であるがため、日本國政府は、ロシア國皇帝ニコライ二世戴冠式に際して渡露せる特命全權大使陸軍大將侯爵山縣有朋に訓令して、ロシア國外務大臣ロバノフ・ロストフスキイ公と會見せしめ、明治二十九年六月九日の覺書に於て、朝鮮國財政及び軍備整理について協定し、小村・ウエーベル覺書を確認せしめるところがあつた。

かくの如く國王還宮が日露兩國間に協定せられたにも拘らず、國王は外國公使館内の簡易平和な生活を愛せられたもの、如く、各種の口實を設けて退去を延期せられ、滿一年を経て明治三十年二月十一日貞洞に改築成れる慶運宮(德壽宮)に歸還せられた。

ウエーベル公使は、明治三十年九月メキシコに轉じて京城を去つた。もとロシア國政府は朝鮮に於て日本と衝突する意志を有しないので、同公使轉任後久しからずして、對朝鮮政策を改め、駐日特命全權公使男爵ローマン・ロマン・ウイチ・ローゼン(Roman Romanovich Rosen)に命じて、日本國外務大臣男爵西德二郎と交渉せしめ、明治三十年四月二十五日覺書を以て、朝鮮國の獨立を保障し、且同國に於て、日本が商工業に關する優越權を有することを承認したのである。

### 第十三章 義和拳匪亂と日本

#### 第一節 義和拳匪の公使館攻圍

義和拳は白蓮教の一派と考へられて居る。此種の秘密結社は支那の如く國土廣大民衆夥多にして、しかも中央政府の權力徹底しない國には常に存し、且野心ある政治家に利用せらるれば、往々大亂を醸成する危険性を有するものである。

日支戦役後、ロシア・ドイツを初め、列強の支那に對する壓迫漸次激しくなるに及び、孝欽皇太后を初め清廷が、強烈な排外心を懷抱するに至つたのは蓋し當然であらう。更に戦後徳宗(光緒帝)が、工部主事康有爲・舉人梁啓超等を重用して、變法自强を企圖したのは、太后の忌諱に觸れ、却つて守舊派の勢力を鞏固にした觀がある。當時守舊派の巨頭として太后を補佐したのは、徳宗の従兄端郡王載漪・軍機大臣管理兵部事務榮祿の二人であつた。



次に守舊派に限らず、支那人上下を問はず、基督教に對して強い反感を有して居たことは事實である。基督教は漢民族の思想慣習と相容れないために、基督教に不利益な流言多く民間に信ぜられ、しかもその教士・教民は背後に本國の勢力を憑み、地方官憲人民に對して、往々不法行爲あり、進んでは一旦洗禮を受けた教民は、假令犯罪あるも、教士の保護によつて、逮捕を免かれるが如き事件もあり、遂に官憲及び一般民衆に敵視せられるに至つたのは、否定し得ない事實である。

義和拳匪は明治二十九年頃より山東地方に活躍し、所在基督教士及び教民を虐殺する等の暴行があつたが、山東巡撫李秉衡は守舊派の有力者として、毫も撻束を加へず、彼がドイツ國政府の抗議によつて免ぜられ、やがて後任に指名せられた毓賢も、同一型に屬する人物として、密かに拳匪に通謀し、守舊派巨頭の一人軍機大臣兵部尙書剛毅を通じて、義和拳匪の忠憤用ふるに足ることを、孝欽太后に推奨したと傳へられる。

明治三十二年末より、義和拳匪は山東より直隸に侵入し、所在の教民を虐殺し、暴行を恣にしたが、直隸總督裕祿は拳匪が宮廷と連絡を有するがため、之に彈壓を加へること能はず、明治三十三年一月頃より、北京・天津間に猖獗を極め、五月には鐵道線路を破壊、電信線を切斷するに至つた。孝欽太后の信任篤かつた榮祿は、重大なる國際問題を惹起することを憂へ、適當なる取締を行ふことを進言したが、太后は端郡王・剛毅の言を聽き、之に従はない。却つて拳匪を義民となし、之に依頼して、國權を恢復することを計畫するに至つたものである。

北京外交團は、義和拳匪の暴動を當初重大視しなかつたが、支那國官憲の取締方針に不安を感ずるに至り、明治三十年五月二十日以後數次會議を開き、總理衙門に對して、匪徒の嚴重取締を要求したが、全く總理衙門の行爲に誠意

が認められなかつた。此に於て、總理衙門の同意を得て、五月三十一日太沽在泊列國警備艦より、護衛兵を招致した日・英・合衆國・フランス・ドイツ・ロシア・イタリア・オーストリア・ハンガリア八國の海水兵合計將校二十名・下士官兵四百二十三名・機關銃四挺である。

列國護衛兵到着後も、北京の形勢毫も緩和せられることなく、六月十日に至つて孝欽太后も、遂に洋夷剿討に決せられたものの如く、外國人の讐敵とも云ふべき甘肅提督董福祥に入京を命じ、端郡王を總理衙門大臣に任じた。又同日列國増遣陸戰隊は、天津・北京間に於て阻止せられた。此頃より北京は全く戰時状態となり、義和拳匪は市中を横行して、教會堂及び外國人に關係ある建築物に放火、教民を殺害するもの相つゞいたので、外交團の決議により、公使館區域たる交民巷の警備を嚴にし、又居留民を以て義勇隊を編成した。

六月十九日總理衙門は外交團に對して、二十四時間以内に北京引揚を要求し、其交渉中二十日午後支那國正規兵先づ發砲し、此に愈々公使館攻圍は開始せられたのである。

當時の北京外交團首席は、イスパニア國特命全權公使ドン・ベルナルド・デ・ロガン(Don Bernardo J. de Colosan)であるが、非常時に當り、外交團を統率するに堪へないため、英國特命全權公使サー・クロード・マクドナルド(Sir Claude M. McDonald)が、豫備役陸軍歩兵少佐にして、實戰の經驗あるを以て、總指揮官に推し、その統制に服することゝなつた。而してマクドナルド公使の令下に、主として防禦を立案したのは、日本國公使館附武官陸軍砲兵中佐柴五郎であつた。

公使館攻圍は六月二十日より七月十六日に亙る約一箇月間最も激烈で、護衛兵及び義勇兵の死傷は非常な數に上つ



た。七月十八日頃より半休戦状態となり、八月六日より激烈な攻撃再開せられたが、同十四日に至り遂に聯合軍の到着を見、支那正規兵は北京を撤退した。

公使館を攻圍したのは、主として甘肅提督董福祥の統率した武衛後軍であつた。攻撃の激烈であつたのも當然であらう。猶騷擾に於ける犠牲者の主要なものは、六月二十日開戦前に於て、ドイツ國特命全權公使クレメント・アウグスト・フォン・ケッテラー (Klement August von Ketteler)、日本國公使館書記生杉山彬、開戦後日本人側の戦死者は、公使館二等書記官梶原陳政、外交官補兒島正一郎 (元大審院長兒島惟謙の息)、陸軍歩兵大尉安藤辰五郎等である。梶原書記官の死は、支那文化の最も聰明なる理解者の喪失を意味するものとして、寧ろ外國人間に痛惜せられた。猶義勇隊中に、服部宇之吉・狩野直喜兩博士の参加せられたことは特筆に値しよう。

## 第二節 聯合國の出兵 講和

明治三十三年五月下旬京津の形勢切迫するや、在極東列國艦隊は太沽沖に集中し、同月三十一日外交團の要求に應じて、若干の陸戦隊を北京に送つたが、固より公使館地域守備に不足であるため、六月五日英國支那艦隊司令長官海軍中將サー・エドワード・シイモア (Sir Edward H. Seymour) は、列國先任將校と協議の上、出來得る限り多数の陸戦隊を揚陸することとし、同日シイモア司令長官自ら聯合陸戦隊總指揮官となり、總員將校百十六名・下士官兵一千九百五十六名・野砲及び機關銃十九門を率ゐて、天津に到着した。然るに楊村以北鐵道破壊せられて進むを得ず、加ふるに直隸提督聶士成等の軍に包圍せられて非常の危険に遭遇し、參謀長海軍大佐ジョン・ジェリロー (John R.

Jellicoe) 以下多数の死傷を生じ、辛うじて天津に退却した。因みに當時極東に勤務した英獨兩國海軍將校が、十四年後大艦隊の司令長官として、各祖國の運命を雙肩に負ひ、戰場に相見えたのは興味ある現象である。英にてはジェリロー、ピーティ兩海軍元帥、キイス海軍大將等、ドイツにてはフォン・ホルツェンドルフ、フォン・ウセドム、ファン・ポール、ランス各海軍大將等である。

清廷が列國と開戦の決心を有するに於ては、海兵・水兵にて北京救援の目的を達することを得ないのは勿論で、必ず大部隊の陸兵を派遣しなければならない。その最も機敏であつたのは、ロシア國關東長官海軍中將エウゲニイ・ミハイロウィチ・アレクセエフ (Evgeni Mikhailovitch Alexiev) で、六月十日旅順駐屯狙撃歩兵第三旅團長陸軍少將アナトール・ミハイロウィチ・ステッセル (Anatol Mikhailovitch Stoessel) に出動を命じ、太平洋艦隊所屬諸艦に分乗太沽に急航、十二月に上陸天津に急行せしめた。日本政府は十五日第五師團より、歩兵二個大隊に特科隊若干を加へた臨時派遣隊を編成し、陸軍少將福島安正を司令官に命じた。之に英・合衆國・フランス各國派遣部隊も到着したので、七月九日より天津一帯の支那正規軍を攻撃して、直隸提督聶士成を斃し、同十四日には天津城を陥れた。

聯合軍先發隊は少数で、到底支那正規兵を撃破して、北京に到達し得ないこと明かとなつたため、聯合國特に日・ロシア兩國は更に有力なる軍隊を派遣するに決し、日本政府は第五師團 (師團長陸軍中將男爵山口素臣)、ロシア國政府はシベリア第一軍團を増援するに決した。七月末日には、兩國主力を初め、英・合衆國・フランス・ドイツ・イタリア・オーストリア・ハンガリア各國増遣部隊も到着したため、愈々北京に向つて進軍を開始することとなり、日露間の協定により、シベリア第一軍團長陸軍中將ニコライ・ペトロウィチ・リネウィチ (Nikolai Petrovitch Line-



ritch)は總司令官に指名せられた。聯合軍は八月五日より行動を起し、直隸提督馬玉崑を撃破して、同十四日北京を陥れ、公使館救援の目的を達した。

是より先八月六日、ドイツ皇帝ウィルヘルム二世はロシア國皇帝ニコライ二世と協議の上、陸軍元帥伯爵アルフレッド・フォン・ワルターゼー(Alfred von Waldersee)を聯合軍總司令官に指名し、關係諸國の同意を得たが、同元帥がドイツ本國兵を引率して到着したのは九月二十七日で、其精銳も用ふるに所がなかつた。

聯合軍の北京攻撃に際して、孝欽太后・徳宗は八月十四日北京を去り、陝西省西安府に蒙塵せられた。直隸總督裕祿・前四川總督李秉衡等守舊派巨頭の自殺相つき、軍機大臣剛毅は病歿した。此危機に當つて、太后は兩廣總督李鴻章を北洋大臣直隸總督に復し、總理衙門大臣慶親王奕劻と共に全權大臣に指名し、善後策を講ぜしめた。

媾和の基準が、(一)謝罪及び責任者處罰、(二)軍事費賠償、(三)將來の保障、(四)通商條約の改訂にあることは當然とせられたが、各國利害を異にするため、外交團内の協議に時を費し、支那國全權と會商を開始したのは、明治三十三年十二月二十四日、最終議定書に調印したのは、翌明治三十四年九月七日である。其主要簡條は左の如くである。

- 一 フォン・ケッテラー公使・杉山書記生殺害に對する謝罪使を、ドイツ・日本兩國に派遣すること。
- 二 責任者として莊親王載勛・端郡王載漪・山西巡撫毓賢・甘肅提督董福祥等の死刑(端郡王・董福祥は勅命で無期流刑に代へられた)。
- 三 軍費及び損害賠償庫平銀四億五千萬兩(約六億三千萬圓)を、三十九年賦を以て、支拂ふべきこと。

四 北京各國公使館に守備兵を常置す、又北京太沽間の防備撤廢及び渤海灣主要海港・首都を聯絡する鐵道主要地點に、列國守備兵を常置すること。

五 通商航海條約の改訂。

六 總理各國事務衙門を外務部と改稱し、六部の上に置くこと。

義和拳匪亂は長く漢民族の屈辱とするところであるが、聯合國にとつても、毫も名譽あるものではなかつた。聯合軍は一八六〇年(萬延元年)十月の歴史を繰返して、清廷及び政府に屬するあらゆる財寶を掠奪したのみならず、その分配についても、好ましからぬ内紛を惹起した。聯合軍高級將校にして、瀆職の罪を犯さなかつたものは、殆ど稀であらう。最後に最も醜態を極めたのは賠償金で、ロシア・ドイツ・フランス三國の如きは、あらゆる名義を以て、「獅子の分前」を争ふに汲々であつた。此間に伍して、日本が此事件に最大の力を致し、しかも謙讓にして公正なる態度を失はず、列國の醜い競争に超然として居たのは、正に鷄群の一鶴たる觀があり、國際間の信用を著しく昂めたのは事實である。

## 第十四章 ロシアの極東進出

### 第一節 旅順・大連の租借

帝政ロシアの末期、雄大なる極東進出は、實にセルゲイ・ウイッテの計畫に基づく。即ち彼は皇帝アレクサンドル三



世治下に於て、フランスの資本を輸入して、シベリア鐵道を建設し、既にバイカル湖東に到つて、重大なる障害に會した。之よりウラヂウオストクに達する豫定線は、工事困難にして、且經濟的價值尠き黒龍江地方を迂回しなければならぬ。ウイッテは反覆熟考の結果、滿洲橫斷線を立案し、勅許を奏請したが、アレクサンドル皇帝は、外國領土に鐵道線路を建設する結果によつて生ずる外交上の重大なる紛糾を思ひ、裁可せられなかつた。

アレクサンドル三世崩じ、ニコライ二世の治世となるに及んで、ウイッテはかねての計畫を實施すべき好機會を得た。彼は下關講和條約によつて、日本が滿洲南部に有力なる根據地を有することは、その大理想と相容れないため、遂に三國干涉の首動者となつて占領地を支那に還付せしめた。ついで講和條約により、支那が庫平銀二億三千萬兩（約金三億四千五百萬圓）の償金支拂に苦んで居たので、ウイッテは進んで之に財政的援助を與へ、フランス金融資本家に紹介して、鉅額の外債を起し、償金を皆濟せしめた。

ウイッテはかくの如き異常な好意を示して徐に機會を待ちつゝあつたが、明治二十九年六月モスクワに於て、ニコライ皇帝戴冠式舉行に際して、總理衙門大臣李鴻章が、支那國特派大使として、參列するの機會を利用し、ウイッテは外相ロバノフ公と協議して、戴冠式舉行の前數日、六月四日李鴻章と露支秘密同盟協約を締結し、支那が日本より攻撃を受けた場合に、兵力を以て援助を與へ、之が報償として、吉林・黒龍江兩省を通過して、シベリア鐵道を延長することに同意した。而して其細目は同年九月八日ドイツ國兼ロシア國駐劄支那國特命全權公使許景澄・露支銀行總裁ロートシュティン (Rothstein) 間に協定せられた（世に所謂カシニ密約と稱するものは、上記二條約を混同したもので、實在はして居なす）。

條約によつてシベリア鐵道支線建設及び經營權は、別に東省鐵路公司と稱する露支合辦の會社に繼承せられ、明治三十年三月より、技師長ユーゴウイチ (Yugovitch) 測量を開始し、三十六年七月全線開通、營業を開始した。

東支鐵道建設權獲得は、ロシアの極東進出として、一期を劃したものである。此成功にロシア政治家は著しく刺激せられ、殊にドイツの膠州灣租借の先例に倣ひ、旅順口及び大連灣占領を主唱するものを出した。その中心はロバノフ公の後任たる外務大臣伯爵ミハイル・ニコラエウイチ・ムラウイェフ (Mikhail Nikolaevitch Muraviev) である。ウイッテは最近の露支同盟協約の趣旨に反すると、南滿洲進出が日英兩國との葛藤に捲き込まれる危険があるため、外相の案には同意を躊躇して居た。然るに皇帝の恩寵厚き陸軍大臣陸軍中將アレクセイ・ニコラエウイチ・クロバトキン (Alexei Nikolaevitch Kuropatkin) が、熱心にムラウイェフ外相を支持するに及び、皇帝は遂に之に従ひ、旅順・大連占領に決し、太平洋艦隊司令長官海軍中將ドゥバーソフ (Durbassov) に命じ、避凍の名義を以て、明治三十年十一月十八日旅順口に入港せしめた。ついで駐支臨時代理公使アレクサンドル・イワノウイチ・パウロフ (Alexandr Ivanovitch Paulov) に命じ、支那國全權總理衙門大臣李鴻章・張蔭桓に交渉せしめた。果して孝欽太后は露支秘密同盟協約締結の精神を没却するものとして、旅大租借に強硬に反對せられ、議容易に纏らなかつた。ロシア國政府は或は兵力を以て威嚇し、或は全權委員を買収して、遂に明治三十二年三月二十七日條約に於て、旅順口及び大連灣を二十五箇年の期限を以て租借することを得た。ついで同年七月六日協定によつて、東支鐵道支線を新租借地まで二十五年の期限を以て延長するに決せられた。

新租借地は當初沿黒龍江軍管區に編入し關東州と稱したが、明治三十二年九月二十五日、同軍管區より獨立し、そ



の長官は皇帝に直隸し、陸海軍を總轄する權限を賦與せられ、海軍中將エウゲニイ・アレクセエフ關東長官に親任せられた。

三國干渉によつて一度昂奮した日本の輿論は、關東州租借によつて昂奮を新たにせられ、日露間の溝渠再び越ゆべからざるものとなつた。ロシア國當局の釋明如何にもせよ、日本が旅大を占有すべからずして、ロシアが之を占有し得べき理由は、單に強國・弱國の相違以外に發見し得ないからである。

## 第二節 ロシアの滿洲占領

帝政ロシアに滿洲占領の機會を與へたのは、義和拳匪亂である。明治三十三年六月頃より、河北地方の匪徒は、漸次東三省地方に侵入し、鐵道を破壊し、ロシア人従業員に危害を加へようとするもの續出した。七月八日に至り、東三省地方官憲は、遂に東支鐵道建設技師長ユーゴウイチに對して、正式に該鐵道引渡及び従業員の撤退を要求し、拒絶せられるに及び、支那正規兵の敵對行動は開始せられ、少數の鐵道守備兵は之を阻止するの力なく、所在の支那兵を撃退しつゝ、ロシア國境或は關東州に退却した。當時哈爾濱には、東支鐵道建設本部署かれ、ユーゴウイチ技師長以下多數の非戦闘員集合し、鐵道守備隊司令官陸軍少將ゲルングロス (Gerngros) は、鐵道守備兵及びコサック騎兵を指揮して防禦に努めたが、優勢なる支那軍隊に包圍せられ、頗る苦戦しつゝあつた。

滿洲擾亂の報至るやロシア國政府は、迅速に出兵の命を下し、南滿は關東守備軍司令官陸軍中將スポーチッチ、北滿は黑龍江州軍務知事陸軍中將グリブスキイ (Gribski) 、各鎮壓の任に當り、陸軍少將サーハロフ (V. V. Sakharov)

の率ゆる支隊が八月三日哈爾濱を救援したのを初めとし、十月中旬には、鐵道沿線の支那正規兵及び義和拳匪を掃蕩し得た。

義和拳匪亂によつて蒙つた損害は莫大で、ロシア國當局の報告するところによれば、約七千萬金ルーブルに達したと云ふ。

ロシア國政府は、直ちに鐵道守備隊を増員すると共に、之に砲兵を附したが、之にて全鐵道守備に不充分であると稱し、沿黑龍江軍管區・東部シベリア軍管區を動員して、連りに軍隊を滿洲に輸送し、東支鐵道沿線一帯には、支那軍隊の駐屯を許さず、全部ロシア正規兵を以て交代し、事實上滿洲占領と異るところがなかつた。之がため關係列國の注意を喚起するに至つたので、ロシア國政府は明治三十三年九月七日、特に出兵の理由を説明し、滿洲地方の秩序確立し、鐵道保護の必要なきに至らば、速かに撤兵すべき旨聲明するに至つた。

此聲明より二箇月遅れて、明治三十三年十一月二十四日、關東長官アレクセエフ海軍中將は、奉天將軍増祺と交渉を重ね、第一次露支秘密協約を締結した。其内容は(一)奉天省内の支那軍隊の武装解除及び解散、(二)防備地點及び兵器製造所を、ロシア國軍憲に交付すること、(三)地方警察は奉天將軍の指揮下に存置するけれども、同地駐在ロシア國警察官の監督を受くべきこと等より成り、臨時占領の状態を永久的にしようとするものである。

露支第一次秘密協約は、同年十二月には早くも北京外交團の知るところとなり、強硬なる抗議を、全權大臣慶親王・李鴻章に致したため、支那國政府は遂に該協約の無効を宣言するに至つた。

當時ロシア本國政府内に於て、滿洲政策に關して意見が二に分れて居た。陸軍大臣クロボトキンは積極論を主張



し、大蔵大臣ウイッテは滿洲占領の結果、ロシアが外國と好ましからぬ紛糾に陥ることを憂へて之に反對したが、積極論には關東長官アレクセエフを初め、追隨者多く、皇帝も之に同意せられたので之に決定し、明治三十四年二月、ペテルブルグに於て、外務大臣伯爵ウラヂミル・ニコラエウイチ・ラムスドルフ (Vladimir Nikolaevitch Lamsdorf) は、支那國特命全權公使揚儒と交渉を開始した。其根幹は(一)ロシア國は東三省全土を支那國に返還すること、(二)ロシア國は鐵道守備のため、軍隊を東三省に駐屯せしめること、但し地方秩序恢復し、且(六)・(七)兩條件實行せらるゝに至らば、撤兵すべきこと、(三)支那國は鐵道全通前に、軍隊を東三省に駐屯せしむべからざること、(四)將軍・大臣以下地方官の處置宜きを得ざる時は、ロシア國の要求に應じて、之を罷免すべきこと、(五)東三省・蒙古の軍隊は、外國人教官をして訓練せしむべからざること、(五)東三省・蒙古・新疆省の鑛山採掘權及び鐵道建設權は、ロシア國の受諾なくして、外國人に許すべからざること、(六)今回の事變による損害及び軍費を賠償すべきこと、(七)關外・關内鐵道建設權を賦與すること。

第二次秘密協約案は、第一次協約に比して稍緩和せられたが、猶之を實施すれば、東三省は支那領土たるの實を失ふものである。支那國政府は、揚公使を督勵して、ラムスドルフ外相・ウイッテ藏相の反省を求め、或はロシア國皇帝に親電を發して、條件の緩和を懇請したが其效なく、遂に三月十六日を以て調印の期日と定められた。揚公使は憂悶の餘り、ラムスドルフ・ウイッテの個人的同情に訴へようとしたが、共に會見を拒絶せられた。此時に當り、日・英・米三國を初め、列國代表者は強硬なる抗議を提出したため、ロシア國政府も遂に其主張を曲げ、四月六日露支密約撤回を宣言した。揚公使は之に先んじて任地に薨死したが、同公使が内外の惡聲を浴びつゝも遂に屈せず、一身を犠牲

として、國權を擁護した態度は、弱國の外交官として模範的のものであらう。

第二次露支秘密協約の失敗後、ロシア國政府は更に駐支特命全權公使パウエル・ミハイロウイチ・レッサル (Paul Mikhailovitch Lessar) に訓令して、直隸總督李鴻章と交渉せしめ、明治三十四年十月に至つて、下の條項につき意見の一致を見た。(一)東三省及び關外鐵道を還付すること、(二)本年度内に奉天省、次の二個年間に吉林・黑龍江省より撤兵すること、(三)奉天將軍の統率する軍隊は、ロシア人教官によつて訓練せらるべきこと。

本協約は第二次協約に比して條件は、稍緩和せられたけれども、猶不當のところ多く、支那國政府内に於ても強硬なる反對があり、遂に調印に至らなかつた。

かくの如く三回に亙る秘密協約全部失敗に歸し、且明治三十五年一月日英同盟協約成立して、日・英兩國が滿洲問題については、兵力に訴へても、ロシアの不當要求を阻止するの決心を示すに及び、ロシア國政府内に於ても、反省するところがあり、殊に積極論の中心たるクロバトキン陸相も漸次意見を緩和にし、南滿洲經營に努力することは、支那若くは日英兩國の衝突を來すの危険があり、目下のロシアとしては、極力此危険を回避すべきであると主張するやうになつた。此に於てロシア國政府は、東三省撤兵について、レッサル公使に訓令し、總理外務部事務慶親王・會辦王文韶との間に、明治三十五年四月八日左の要項の條約に調印せしめた。

(一) 東三省をロシア軍隊占領以前の狀態に復すること。

(二) 本協約調印後六箇月以内に奉天省西南部より撤兵し、次の六箇月以内に奉天省殘部及び吉林省より、又次の六箇月以内に、黑龍江省駐屯のロシア軍隊を撤退すべきこと。







その廣大なる領土と、不安なるヨーロッパの政情は、日本の新艦隊によく對抗し得る大艦隊を極東に分派することを  
 助艦を建造しようとするにあつた。かゝる雄大にして、整一なる新式大艦隊は、英國を除き他に類例のないところで、  
 之が完成の上は、極東に於ける無敵艦隊の出現を見るのである。英國海軍は世界に於ける絶對優越であるにもせよ、  
 其第一は日支戦役後の日本の躍進である。戦勝によつて獲得した三億四千五百萬圓の償金は、維新以來の財政を根  
 本より整理し得て、しかもその過半を軍備擴張、就中海軍大擴張に投ずるの餘力を生じた。明治二十八年より十年計  
 畫として、金二億一千三百萬九百六十四圓を投じて、當時世界に於ける最大最強の「マジネスチック」級（排水量一  
 萬五千噸）戦艦四隻、日本海軍獨特の設計に成る二十センチ砲・九千五百噸級装甲巡洋艦六隻及び之に伴ふ多數の補  
 助艦を建造しようとするにあつた。かゝる雄大にして、整一なる新式大艦隊は、英國を除き他に類例のないところで、

フ伯等は、同じく日本と協調するの必要は認めて居た。  
 日英提携論は寧ろ外交當局の主張で、日支戦役・三國干渉に當り、外務次官として難局に當つた林董伯等の主唱に  
 基づくものゝ如くである。當時東洋に於て英露兩國は隨處に衝突を演じ、殊に最近滿洲を中心としたロシアの極東進  
 出に對し、英國は多大の猜疑を以て監視しつゝあるので、同國と提携してロシアの極東進出を阻止するのは、寧ろ外  
 交上の定石とも云ふべきものである。然れども世界最大最強として自他共に認められる大英帝國、殊に「光榮ある孤  
 立」を標榜する其外交が、極東の第二流國との提携を肯ずることは殆ど豫想し得られないところであつた。事實上過  
 去三十年間、日本は英國の同情を求めらるる必要に迫られたこと屢々であつたにも拘はらず、英國は必ずしも日本の好き  
 友人と云ふを得なかつた。外務大臣陸奥伯が林次官の日英同盟論を實行不可能と見て、默殺の態度を執つたのも無理  
 からぬ次第である。然るにその英國が率先日英提携論を主唱したのは、全く國際情勢の變化に外ならない。

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| レ | ル | ク | ソ | レ | ル | ソ | ク |
| ロ | ー | ツ | ク | ロ | ー | ツ | ク |
| 十 | 二 | 三 | 十 | 十 | 二 | 三 | 十 |
| 母 | 口 | イ | イ | 母 | 口 | イ | イ |
| 高 | 高 | サ | サ | 高 | 高 | サ | サ |
| 同 | 噴 | 同 | 噴 | 同 | 噴 | 同 | 噴 |
| 陸 | 海 | 陸 | 海 | 陸 | 海 | 陸 | 海 |
| 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 |
| 陸 | 海 | 陸 | 海 | 陸 | 海 | 陸 | 海 |
| 陸 | 海 | 陸 | 海 | 陸 | 海 | 陸 | 海 |

國語水交史 五 噴 水



許さない。換言すれば、明治三十七年日本海軍擴張の完成と共に、英國の極東に於ける優越權は危險に瀕する。更に注意を要するのは、日本が海軍建設に當つて、その艦艇の殆ど全部を英國に注文したことである。此事は如何ばかり英國の重工業を潤ほし、且造船・造兵技術の進歩に貢獻したか、計り知るべからざるものがある。英國上下を通じて、豫期以上に親日熱の起つたのは、寧ろ當然と云はなければならない。

明治三十三年の義和拳匪亂は、英國の極東外交に重大なる一轉期の到來したことを明示した。即ち支那政情の不安定のため、同國に投下せられた莫大なる英國資本は常に危險に直面すること。並びに極東に於ける英國海陸軍兵力は、到底之が保障をなすに足るだけ充分でないこと。此二點を考慮する時は、英國の取るべき政策は、日本の極東に於ける地位を認め、之と提携して支那に於ける自國の利益を保護し、且ロシアの進出を防止するの外に出でないことを解し得られる。

## 第二節 日英同盟の成立

前節に於て述べた如き國際情勢の變化は、英國政治家の神經を強く刺激したこと云ふを待たない。過去六十三年間ヴィクトリア女王の治下に於て、アングロ・サクソン族は文字通り「空前の大帝國を保有し」、外交上光榮ある孤立を誇つて居たが、明治三十四年一月二十二日同女王の崩御、エドワード七世の新しき治世に入ると共に、孤立外交を清算すべき時期の到來を暗示した。

當時の保守黨内閣は、前朝以來の老政治家ソールズベリ (Salisbury) 侯の主宰するところであるが、植民大臣ジ

ゼフ・チャムバーレン (Joseph Chamberlain) は、率先して孤立外交の放棄・ドイツとの提携を論じ、外務大臣ランズダウン (Lansdowne) 侯亦その必要を認め、ドイツの内意を探りつゝあつた。當時ドイツに於ては、南アフリカ戦役に關聯して排英氣分甚だ強く、交渉容易に進行の見込なかつたが、兩者の意見を交換中、英獨同盟に日本を參加せしむべきやの問題が提起せられた。即ち明治三十四年三四月の交、駐英ドイツ國臨時代理大使フォン・エックルトス・タイン (Von Eckhardtstein) は、日本國特命全權公使男爵林董に對して、英獨日三國同盟の可能性を暗示したことがある。

英國政府に於ても、英獨同盟に關する交渉を進めると共に、極東に於ては日英提携の必要あることを認め、其方法について、首相ソールズベリ侯は、ランズダウン侯と協議しつゝあつた頃、エックルトス・タイン代理大使の暗示に力を得た林公使は、明治三十四年四月十七日外務省にランズダウン侯を訪ひ、同公使個人の意見として、極東の平和を保持するため、「日英兩國にて何とか永遠の取極を爲す」事の緊要なることを開陳した。同外相は首相の海外旅行中なるを以て、明答を避けたが、林公使の意見を傾聴して、此問題の協議について、充分好意を有することを示したと云ふ。

此後林公使はランズダウン外相と會見すること數次、英國政府の意嚮も略判明し、日英同盟の可能性充分あるを認め、七月十五日日本政府に打電して、その決心を促した。内閣總理大臣子爵桂太郎は、先づ電報を以て外務大臣に内定した駐支特命全權公使男爵小村壽太郎の意見を問ひ、その同意を得て、元老の意見を質した結果、遂に日英同盟の方針に向つて進むに決し、八月上旬林公使に回訓したと云ふ。



日英同盟に關する公式交渉は、十月上旬より極秘裡に開始せられた。其要領は當初韓國獨立の保證・支那國の領土保全・門戶開放主義の擁護等に過ぎなかつたが、交渉の進行に伴ひ、之にては當初の目的たる極東に於ける日英兩國の利益を保護するに不充分なるを認め、更に一步を進めて、日英兩國の極東に於ける各自特殊利益の存在を確認し、此利益が第三國に侵害せられる場合には、共同して擁護することを協定するに至つた。

かくして第一次日英同盟協約は、明治三十五年一月三十日英國外相ランスタウン侯・日本國公使林男間に調印せられた。其要項左の如くである。

一 日英兩國は、支那國及び朝鮮國の獨立を承認し、且英國は支那國に於て、日本國は支那・朝鮮兩國に於て、特殊利益を有するを以て、第三國より此利益を侵害せらるゝ場合には、必要なる措置を執ること。

二 日英兩國のいづれかゞ一に規定する利益を保護せんがために、第三國と開戦したる時には、他の同盟國は嚴正中立を守ることに當ること。

三 二の場合に於て、若し他の國が該同盟國に對して交戦に加入する時は、他の同盟國は來て援助を與へ、共同作戰に當ること。

四 本協約の有効期間は五箇年とすること。

日英同盟の成立に當り、一時困難なる障害をなしたのは、伊藤前首相の日露提携論であつた。同侯は日英同盟と同時に日露同盟に關する交渉を試み、兩者中有利なものを取ることを可とするの意見を有して居た。之に桂首相との誤解も加はり、明治三十四年十二月外遊の途、ペテルブルグに到り、藏相ウイテ・外相ラムスドルフ伯と此問題につ

いて協議した。然るに日本國政府の方針既に日英同盟に決して居たため、ロシアに對する交渉は中止せられるに至つた。

伊藤侯等の主張には尠からざる認識不足が存する。即ち日露提携論は、ウイテ・ラムスドルフ・イズウ・リスキイ等の日露協調論を以て出發點としたのであるが、不幸にして彼等は當時ロシア國政府部内の實勢力を代表しては居ない。故にウイテ等と伊藤侯間に、同盟に類する協定成立しても、少時にして空文に歸したことは略豫想し得られる。

## 第十六章 日露戰役

### 第一節 滿鮮問題と日露の衝突

滿洲還付條約による第一期撤兵期に先だつこと六日、明治三十五年十月二日、ロシアは奉天省遼河以西地方より撤兵したが、第二期撤兵期たる明治三十六年四月八日に至るも、奉天・吉林兩省より撤兵しないばかりでなく、却つて駐支臨時代理公使ゲオルギイ・ド・プランソン (Georg de Plançon) に訓令して、支那國外務部に對して、(一)東三省の地を、他國に讓與又は租賃せざること、(二)蒙古の現状維持、(三)ロシアの同意を得ることなくして、東三省の港市を開放せざること、(四)東三省占領中、ロシア人の獲得したる利権は、撤兵後も其效力を有すること、等の條件を提出せしめた。此要求は東三省をロシアの保護下に置き、且所謂門戶開放を認めないものなるが故に、總理外務部事務慶親王は、日英米三國公使の抗議に従ひ、ロシアの要求を拒絶し、且條約による撤兵を、誠意を以て實行すべ



きことを要求した。

此頃に至つて、朝鮮北境に於てロシアの活動が漸次顯著となつた。朝鮮國政府は、明治二十九年八月鴨綠江木材伐木權を、ロシア商人ブリネル (Briner) に許可したが、同人は更に此利權を鴨綠江木材株式會社に譲渡した。此會社は純然たる政治的使命を有するもので、國務顧問官アレクサンドル・ベゾブラゾフを主宰者とし、實際の經營は陸軍中佐マドリトフ (Madritov) その任に當り、宮廷より多額の資金を仰ぎ、ロシア現役軍人を根幹とし、之に頭目林成岱の率ゆる馬賊を加へ、鴨綠江下流一帯に軍事的施設を行ひ、特に龍巖浦に軍事的根據地を建設しようとした。此事は日本は固より、列國の視聽を聳動せしめるのであつた。

ロシア國政府の極東政策が、明治三十六年に至つて俄かに活潑となつたのは、宮廷内の積極論者が勢力を得たのに由る。その中心は侍從兼國務顧問官アレクサンドル・ミハイロウイチ・ベゾブラゾフ (Alexandr Mikhailovich Bezobrazov) で、侍從將官海軍少將アバザ (Abaza)、同陸軍少將ウァガーク (Vogak) 其羽翼をなし、内務大臣ウァチエスラフ・コンスタンチノウィチ・ブレエウエ (Vyacheslav Konstantinovich Plehve) は其最も有力なる後援者であつた。ベゾブラゾフの出身教養共に云ふに足りないが、彼の積極的滿鮮占領論は、いたく皇帝ニコライ二世を動かし、明治三十五年六十年の頃には信任他に及ぶものなく、内治外交一切に干與せざるはなかつた。關東長官アレクセエフは、ベゾブラゾフと結託して、其地位を固くしたと傳へられる。

明治三十五年滿洲還付條約締結に當つて、ベゾブラゾフ・アレクセエフは共に干與することを得なかつたが、彼等は極力之に反對し、今條約に従つて撤兵すれば、東三省隨處に土匪蜂起し、東支鐵道は到底圓滑に運轉し得ないであ

らうと主張し、ウィッテ・クロバトキン・ラムスドルフ等の撤兵論を排して、遂に皇帝の勅許を得たばかりでなく、鴨綠江木材利權を保護するため、軍隊を鳳凰城より鴨綠江一帯に配置した。此後ベゾブラゾフの上奏により、極東委員會を置き、内務・外務・大藏・陸軍四大臣を初め、關係大官を以て組織することゝなつた。

極東委員會は、先づ陸軍大臣クロバトキン陸軍大將を極東に派遣して、其政情及び軍備を視察せしめ、其出張中數次に互り、御前會議を開き、中にも明治三十六年五月二十日會議に於て、(一)滿洲還付條約の廢棄、(二)滿洲に於ける兵力不足なるを以て、ヨーロッパ・ロシアより増兵し、平時尠くとも七萬の兵を常駐せしむること、(三)滿洲にロシアの保護下に特別區域を設置すること、(四)鴨綠江左岸朝鮮國內に、ロシアの勢力範圍を設置すること、(五)滿洲に外國の干渉を許さざることを等の各項を議定し、極東政策の根幹となした。此等三項により、八月十三日極東總督府を旅順に置き、關東長官アレクセエフ海軍大將、總督に親任せられた。

クロバトキン陸相は、六月東京に來り、桂首相・小村外相等と會見し極東問題について意見を交換し、兩國の互讓によつて、目睫に迫れる日露の衝突を回避すべき希望を述べたが效なく、歸途旅順に到り、六月三十日關東長官・支那國及び朝鮮國駐劄公使・侍從將官ウァガーク・國務顧問官ベゾブラゾフ等を召集して、極東問題を審議したが、其結果單にアレクセエフ・ベゾブラゾフ等の主張を強めたに過ぎなかつた。

日本國政府は、如上の形勢を見て深く決心するところがあり、明治三十六年六月二十三日明治天皇親臨の下に、御前會議を開き、各元老、桂首相・小村外相・陸軍大臣陸軍中將寺内正毅・海軍大臣海軍中將男爵山本權兵衛列席の上、遂に滿洲は之をロシアに委するも、朝鮮は完全に日本の勢力範圍となし、ロシアの干渉を許さざるに確定した。



如上の方針に基づき、小村外相は七月二十八日ロシア國駐劄特命全權公使栗野慎一郎に、滿鮮問題について、ロシア國政府と商議を開始すべきことを電命し、左の條件を開陳せしめた。

- 一 支那朝鮮兩國の獨立・領土保全を尊重すべきこと。
- 二 ロシア國は朝鮮に於ける日本國の優越權を、日本國は滿洲に於けるロシア國の特殊利益を承認すべきこと。
- 三 日本國は朝鮮國に於ける改革のため助言及び援助（軍事上）を與ふるの權を有すること。

ラムスドルフ伯はペテルブルグにては不便多きを以て、交渉を東京に移すことを提議し、其結果十月三日より小村外相と、駐日ロシア國公使ローゼン男との間に再開せられた。ロシア國政府は、五月二十日極東委員會の議決に従ひ、滿洲に關しては日本の容喙を許さず、問題を朝鮮に限り、日本の優越權を認めるが、之に嚴重なる制限を附し、殊に朝鮮國領土を軍事上の目的を以て使用せざること、北緯三十九度（大體平壤・元山間を連ねる一線）以北の朝鮮國領土を中立地帯とするといふが如き、根本に於て、日本國政府の主張と相容れないものがあつた。

小村外相とローゼン公使との會商は、三箇月以上斷續して行はれたが、其結果は大體より見て、何等進捗の跡を示して居なかつた。上述の如く日本國政府の大方針として、滿洲問題については妥協の餘地があるが、朝鮮については斷乎として讓歩しない決心である。然るにロシアとしては、滿鮮國境相接するがため、朝鮮北部に日本が有力なる根據地を保有することに、多大の不安を感じざるを得ない。朝鮮を度外視して、奉天・吉林兩省の安全を保ち得ないのは、三十年前も今日も略同一の事情に置かれて居る。朝鮮北部中立論は、單にベゾブラゾフ・アバーザの獨斷論とは見做し難い。此問題について、ロシア國政府最後の決定が如何であつたか、今日傳へられる史料は區々撞着するもの

が多く、遽かに信憑し難いが日露交渉の中心は此點にかゝつて居た。

此時に當りウイッテは アレクサンドロフ・ニコラエヴィチ 大臣會議議長（各國の首相に當る地位なるも實權を有しない）の閑職に轉じ、クロパトキンは辭表を提出して慰留せられたが、在職久しきを期し得られない。極東總督アレクセエフは日露開戦には同意しなかつたが、積極論者である。即ち日露協調論者は多く其地位より追はれ、積極論者の全盛となり、之がため日露の交渉は翌明治三十七年に入り危殆に瀕した。

明治三十七年一月十二日、日本國政府は御前會議を開き、小村外相の提案に基づき、中立地帯設置を絶對に拒否せる最終修正案を作成し、翌十三日之をローゼン公使に交付した。同公使は危機の切迫したことを直感し、直ちに本國政府に上申したが、同國に於ては猶中立地帯設置を斷念する能はず、極東總督を初め關係當局の意見を徴し研究中、日本國政府はロシアに誠意なしと斷じ、二月四日御前會議に於て、國交斷絶に決定し、翌五日栗野公使に撤退を命じ、又ローゼン公使に旅券を交付した。超えて二月九日旅順及び仁川港外に於て戰鬪は開始せられ、十日には宣戰の詔勅が公布せられたのである。

## 第二節 日露戦役と國際情勢

近代戰爭の特異性として、政治的要素が頗る濃厚なるを常とするが、日露戦役はその典型的のものである。此戰爭に於て、日本・ロシア兩國は各國運を賭して戦つたが、其戰場は兩國領土にあらざる滿洲である。而して戰爭の目的とするところは、自國にあらざる朝鮮・支那兩國の獨立保障である。帝政ロシアが極東に於て、滿洲・朝鮮問題を以



て日本と戦ひ、敗れたけれども、其領土は狭小なる樺太島が占領せられたのと、ウラヂウ・ストックが數回日本艦隊の重砲弾を浴びた以外、殆ど何等損害を蒙つて居ない。それにも拘らず、ロシアは戦敗によつて致命的の大打撃を受け、政治的社會的に大動搖を來し、遂に一九一七年(大正六年)の大革命の遠因をなして居る。之を日本側より見れば、戦勝による損害は、戦敗によつてロシアの蒙つた損害に殆ど等しく、その得るところは狭小なる樺太島の南半と、支那の同意を條件とした關東州租借と、之に附隨する若干の利権に過ぎない。國民が之を以て意外とし、政府の無爲戦勝による利害を完全に收める事を得ざるものと考へ、一時戦敗國首都に於けると同一程度の擾亂を惹起した。然るに國民の悲觀に反して、戦勝によつて獲得した事實上の利益は意外に大きく、その犠牲を償つて充分餘裕あり、政治的社會的に異常な發達を遂げる素因をなした。是は全く戦争の目的と結果が、軍事的より寧ろ政治的に重大なる意義を有して居るからである。

日支戦役は全く極東に於ける地方的小事件であつた。日露戦役は全世界の大事事件である。戦争の経過によつて、世界大戦を十年前に惹起し得る可能性は絶無とは云ひ難かつた。従つて兩交戦國の勝敗は、軍事上と共に、國際情勢によつて決せらるべき可能性に富めることを示すものである。以下簡單に之を説明しよう。

日本はロシアを對象として、英國と同盟して居る。若し日本が朝鮮・滿洲問題を對象として、ロシアと開戦すれば、英國は直ちに同盟協約に規定する義務によつて拘束せられる。故に日本國政府は明治三十六年七月愈、ロシアと交渉を開始するに先んじ、駐英公使林子に命じて、英國外相ランズダウン侯に諒解を求め、同國政府は特に閣議を召集、審議の上、同意を與へた。爾後日本國政府は、日露交渉の経過、兩國特に日本國戰備の程度を誠實に説明し、明治三

十七年二月五日國交斷絶に當つても、直ちにその旨通告し英國政府の同意を得た。

英國政府は日本國政府の説明、若くは自國參謀將校の調査により、極東地方駐屯のロシア軍隊は豫備兵より成り、その兵器は舊式なるを以て、開戦の當初、日本野戦軍が容易に之を撃破し得ることを疑はなかつたであらう。但海軍は必ずしもしかく有利な觀察をなし得なかつたものゝ如くである。第一にロシア太平洋艦隊は全部新式艦艇より成り、其勢力日本艦隊に匹敵し得るのみならず、豫定の建艦計畫進行し、「ボロヂノ」(Borodino)級最新式戰艦五隻を極東に増遣し得れば、日本艦隊に比して、絶對的優勢を占めることゝなる。此に日本の焦慮と、英國の苦心が存する。乃ち英國は努めて日本海軍の増勢に援助を與へ、ロシア海軍の膨脹を抑止する手段を考慮した。明治三十六年十二月末、日本國政府がアルヘンチナ國より、二十サンチ砲・七千五百噸級最新式裝甲巡洋艦日進・春日兩艦の購入・廻航に關する挿話は之を示すもので、ロシア海軍の痛憤を招いたものであつた。

英國の領土は全世界に散在し、その資本は全世界産業を培養し得たが故に、多少の統制を考慮することによつて、兩交戦國に深甚なる利害を與へることが出來た。其著しい例は、明治三十八年初第二太平洋艦隊(バルチック艦隊)極東廻航であらう。英國政府はカーチフ税關・南アフリカ政府に命を下して、同艦隊の英炭積取に制限を加へたがため、同艦隊は空しくマダガスカルに滯泊すること數箇月、其間に艦底汚損・機關故障續出し、又軍紀の頹廢其極に達せしめ、その間日本國艦隊をして、半歳に亙る旅順封鎖による損傷を修理し、乗員に休養を與ふるの時間を得しめたものである。戦役中を通じて、英國海軍省は、海軍大佐アーネスト・トルブリッジ(Ernest C. T. Troubridge)同ウィリアム・ヘケナム(William C. Pakenham)の如き有爲の將校を、日本艦隊に搭乗、本國海軍と聯絡の任に



當らしめたのも、首肯し得るであらう。

次にアメリカ合衆國は、戦役中最も有力なる日本の友人であつた。アメリカ國民が日本國民に同情したのは、主として感情的のものであるが、それが非常に有力な形を持つて居たことは、注意すべきところであらう。殊に時の大統領シオドア・ルーズヴェルト (Theodore Roosevelt) が日本に有した好意と同情は、後世より殆ど想像し難いところで、同大統領の國際間に有する大勢力が、日本の地位を有利に轉開するに當つて如何に貢獻したか、殆ど料り難いものがある。

日本が英・米兩國即ちアングロ・サクソン族の援助と同情を背景として居るのに對して、ロシアはフランスの有力なる援助を期待して居た。日英同盟に匹敵すべきものに、露佛同盟が存する。然れども此同盟はドイツを對象とし、ヨーロッパを主體とするものであるが故に、日英同盟成立後、明治三十五年三月二十日其效力を極東にも及ぼし得べきことを宣言したにも拘らず、極東を舞臺とし、ロシアを目標とする日英同盟に比して、拘束せられるところ多いのは當然であらう。殊に戦役中、フランスは英國との葛藤を怖れたために、ロシアに與へ得る援助は英國のそれに比して、遙かに價値尠きを免かれなかつた。第二太平洋艦隊東航に際して、日本側で、フランスの同艦隊に與へた利益を、甚だ過大視して居るのは、修正さるべきものであらう。

最後に注意を要するのは、交戦國をめぐる國際資本戦である。兩國共に國內に蓄積せられた資本は貧弱で、主として外國資本、即ち日本は英・米兩國に、ロシアはフランスに依頼した。兩交戦國に戦争資金を供給した國際資本家は、又背後に於て、互に握手して居たのである。戦局の發展するに伴ひ、英・米資本家は、日本國財政當局に戦勝を機會

に、速かに戦局を收拾し、媾和に當つて過大の要求を提出すべからざるを忠告し、フランス資本家は、ロシア國政府首脳部に對して、敗戦と擾亂に資金を供給するの危険を注意し、速かに無益の抵抗を斷念すべきことを警告——寧ろ命令——した。後者は殊に媾和を促進するに多大の効果があつたやうである。

日露戦役の國際資本戦に於て、ユダヤ系資本家の演じた役目は頗る重要である。乃ちアレクサンドル三世即位以降ロシア國內に行はれた、慘虐なるユダヤ人迫害に激昂したフランス金融界の巨頭男爵アルフォンス・ド・ロチルト (ロスタイルド) (Alphonse de Rothschild) は、ロシアに對する金融を拒絶し (後に日本戦債引受を承諾した)、又ドイツ系ユダヤ人にして、合衆國金融界の巨頭たるクーン・ロエブ商會社長ジェコブ・ヘンリー・シフ (Kuhn Loeb & Co., Jacob Henry Schiff) が、従前日本國政府と何等取引關係がなかつたにも拘はらず、戦債募集のため滯英中の日本銀行副總裁高橋是清に對して、一舉二千五百萬弗の日本外債引受を申込み、同國に於ける戦債募集の道を開いたことは、特筆に値するものであらう。

### 第三節 日露媾和

日露戦役に於て、日本軍は速戦速決、ロシア軍は持久戦の方針を取つたが故に、開戦後久しきに亙つて、戦局を決定するが如き決戦を見ることなく、従つて媾和の機會を發見するに困難であつた。開戦十箇月後の明治三十八年一月二日旅順要塞開城は、日本軍の得た最初の決定的勝利なので、フランス・合衆國に於ては、媾和に關する動きを見せたが、當時ロシア軍總司令官クロバトキン大將は、奉天を中心に大兵を集中し、近く大會戦豫想せられたため、問題



とならなかつた。

明治三十八年二月より三月上旬に亙る奉天會戰は、第二回の日本軍の決定的勝利であつた。媾和の機會は再び來つた。ロシア國內に於ては、戰爭の前途について自信を失ふもの多く、日本に於ても兵力財力共に不安を感じ、政府、軍部共に媾和の機會を捉ふるに汲々たる状態にあつた。合衆國大統領シオドア・ルウズヴェルトは此情勢を見て、媾和の機會到來せるものと思ひ、アメリカ駐劄兩交戰國及び關係各國使臣を通じて日露兩國政府に協議を開始した。然るにロシア國皇帝ニコライ二世は、猶局面展開を計り、第二太平洋艦隊の東航に多大の望を囑し、媾和を促進するの意なく、ルウズヴェルト大統領の計畫も自然延期となつた。

明治三十八年五月二十七・八日の日本海海戰は、單にロシアのみならず全世界を震動せしめた。媾和は世界の輿論となつた。ロシア國皇帝が衷心和を希ふと否とに關せず、是以上戰爭を繼續することは不可能となつたのである。

日本國政府は此機會を逸しはしなかつた。五月三十一日小村外相は、合衆國駐劄特命全權公使高平小五郎に電訓して、ルウズヴェルト大統領の好意により、同大統領が自發的に日露媾和の機會を促進せられんことを懇請せしめたのである。

ルウズヴェルト大統領は日本國政府の懇請を以て當然のもの認め、六月六日其腹心たるロシア國駐劄特命全權大使ジョージ・ヴァン・マイヤー (George von L. Meyer) に命じて、特に皇帝に謁見し、大統領の意見として、率直に戰爭繼續の無用と、媾和の緊要なることを勸告せしめた。ニコライ皇帝は考慮の上、同意の回答を與へられた。ロシアの同意を得た後、同月十日駐日特命全權公使ロイド・グリスコム (Lloyd C. Griscom) に命じて、正式に媾和勸告

を、日本國政府に致さしめた。日本國政府の欣然快諾を得たのは勿論である。

媾和開始決定後、全權委員の指名・會商地の選定について猶時間を費し、遂に日本國全權委員は、小村外務大臣・高平特命全權公使、ロシア國全權委員は、大臣會議議長セルゲイ・ウイッテ、新任駐米特命全權大使ローマン・ローゼン男に確定し、會商地は合衆國大統領の選定によりニュー・ハンプシャー州ポートマス (Portsmouth) 軍港に決定した。媾和議會に於ては、戰勝國の提出すべき條件が最も肝要である。日本國政府は軍部と協議の上、用意周到なる媾和條件を作成し、明治三十八年七月十五日明治天皇の勅裁を得た。其大要左の如くである。

- 一 日本國が朝鮮國に於て、政治・軍事・經濟上優越權を有し、且必要なる指導・保護・監理を行ふの權を有すること。
- 二 ロシア國軍隊を一定期限内に、滿洲より撤退せしめること。
- 三 關東州租借地及び東支鐵道南滿洲支線の讓渡。
- 四 軍費賠償。
- 五 中立國港抑留中のロシア軍艦の引渡。
- 六 樺太島及び附屬島嶼の割讓。
- 七 沿海州漁業權を日本國臣民に許與すべきこと。
- 八 極東に於けるロシア海軍力の制限。
- 九 ウラヂウ・オストク軍港の武装解除。



以上の中第一より第三に至る三項は、絶對的根本條項で、再考の餘地なきもの、第四より第七に至る四項は、全權委員に於て極力その實現を期すべきもの、第八・第九兩項は全權の自由裁量に委任せられたものである。

ポーツマス講和會議は、明治三十八年八月十日より開始せられた。小村全權は戰勝國代表者として、先づ講和條件を提示した。即ち全部にて十一條より成り、上記の第九項を除く全部である。ウイッテ全權は、第一・第二・第三の根本條件については些少の修正を以て受諾したが、第四・第五・第六・第八各條については、ロシアの威嚴に關するものとして、之を拒絶した。殊に彼我の難關は、樺太島割讓及び軍費賠償にあり、八月中旬に至つて交渉は殆ど停頓した。

八月十八日の會議に於て、日本國全權は遂に一步を譲り、第五・第八兩項を撤回した。即ち抑留中のロシア軍艦は敗戦により大損害を蒙れるもので、軍事上の價値に乏しく、極東に於ける海軍力制限は、ウイッテ全權よりロシアが極東に於て大海軍を維持する意志なきことを聲明したからである。樺太島割讓及び軍費賠償についても、小村・ウイッテ兩全權の非公式會商の結果、日本國全權は、軍費賠償の要求を撤回し、更に樺太島を二分し、北半部返還の代償として、若干の金額（小村全權は金十二億圓を提議）を受領するに妥協せられた。

ルウズヴェルト大統領は、日露交渉の停頓を憂慮しつゝあつたが、妥協案成立の報を得て稍安堵し、直ちにマイヤー大使に電命して、ロシア國皇帝に妥協案の採用を勸告せしめたが、皇帝は斷乎として當初の方針を固執し、寸地も譲るべからず、一錢も支拂ふべからずとなし、ウイッテ全權に妥協案を撤回すべき旨命ぜられた。ウイッテは兩條件の拒絶を不可能となし、皇帝に再考せられんことを求めたが、許されなかつた。

マイヤー大使の報告を得た大統領は講和を成立せしめるには、更に一步の讓歩を日本に求むるの外なきを料り、八月二十二日滯米中の私的使節男爵金子堅太郎を通じて、日本國政府及び全權に、樺太北半部還付に對する賠償金放棄を勸告せしめた。

然れども此時日本の輿論は甚だ強硬であり、又ロシア國皇帝は樺太島南半部割讓に猶同意せられて居ないので、彼我全權は八月十七日妥協案について激論を交換し、同月二十八日の會議を以て最終となし、各自本國引揚の準備に着手した。

日本國政府は、八月二十二日合衆國大統領の勸告に對し、代償金十二億圓を更に減額するの用意あることを告げたが、同二十七日小村全權より、ロシア國全權の態度強硬で、決裂の外なきの報告に接するや、遂に代償金要求を撤回するに決し、八月二十八日小村全權に回訓した。

八月二十九日（一日延期）の最終會議に於て、ウイッテは決裂の確信を以て、會議の席上に現れたが、小村全權の意外なる讓歩により、決裂より成立に導き得た。是より先ルウズヴェルト大統領は、マイヤー大使を通じて、ニコライ皇帝より樺太北半部無償還付を條件として、南半部讓渡の承諾を得て居たものゝ如くである。

八月二十九日より、兩國隨員及び法律顧問は講和條約を起草し、九月五日兩國全權之に調印した。其要左の如くである。

一 日本國は、朝鮮國に於て、政治・軍事・經濟上優越權を有し、且必要により、指導・保護・監理を行ふの權を有すること



- 二 日露兩國は、十八箇月以内に、鐵道守備隊を除き、全軍隊を滿洲より撤退すること。
- 三 關東州租借地及び東支鐵道南滿洲支線（但長春・旅順間）を、支那國の同意を得て讓渡すること。
- 四 北緯五十度以南の樺太島及び附屬島嶼を讓與すること。
- 五 沿海州漁業權を日本國臣民に許與すること。

## 第十七章 朝鮮 併合

### 第一節 朝鮮の保護

乙未政變後、朝鮮に於ける對日感情極度に悪化し、小村壽太郎・原敬の如き有力なる政治家が公使として來任したけれども、殆ど施すに策がなかつた。然れども明治三十年二月國王の慶運宮還宮と共に、李範晉等親外派の勢力漸次衰へ、爲に對日感情次第に緩和し、殊に明治三十一年以來、侯爵伊藤博文・公爵近衛篤磨の如き大政治家・名門出身の有力者が朝鮮を訪問して、同國君臣と意見を交換したことは、相當の効果があつたことと認められる。

當時日本の強敵を以て目せられたるロシア國辦理公使アレクサンドル・パウロフ、合衆國辦理公使兼總領事ホレエス・アレンは依然京城に駐留し、皇帝は親臣李容翊・李學均等を通じて、連りに兩國との接近を圖られた。然るにロシアは滿洲經營に全力を注ぎ、朝鮮の如きは之を重要視せず、殊に同國の對朝鮮政策は恰も猫眼の轉するが如く、一定の方針なく、パウロフ公使の立場も頗る困難であつた。合衆國は當初より朝鮮に興味を有せず、アレン公使獨り笛

吹くとも、本國に於ては之に追隨して躍る者はなかつた。

此間にあつて京城在留外國人間に、スフィンクスを以て目された特命全權公使林權助は、明治三十一年四月以降、京城南山麓公使館に蟠居して、貞洞なる慶運宮及び列國公使館を眼下に俯瞰し、其勢力は隱然宮廷及び外交團を壓して居た。

此頃に至つて、朝鮮に於ける日本の勢力は恰も滿洲に於けるロシアの勢力と等しく、牢固として抜くべからざる性質を帯びて來た。乙未政變後、ロシア・アメリカ・フランス諸國人にして、各種の利權を獲得したものが多かつたが、その二三を除き、いづれも之を經營すべき資本と技術を缺き、或は日本資本家の出資を仰ぎ、或は利權を讓渡するもの續出したのは、朝鮮に於ける如何なる事業も、日本の諒解なくしては、行ふべからざることを如實に示して居る。パウロフ公使がアレクセエフ極東總督・ペゾブラゾフ等と協力して案出した鴨綠江木材會社も、唯日本の感情を害し、日露間の危機を促進せしめたのみで、日本の勢力に毫も實質的打撃を加ふることが出来なかつた。

日露開戦頃に至つては、大韓帝國は事實上獨立を維持すべき力なしと認められて居た。明治三十七年二月九日仁川沖海戦に於ける日本艦隊の行動は、極めて大膽なる中立侵害であるにも拘らず、之を監視せる列國軍艦長は、形式的の抗議を提出したのみで、「ワリャーグ」艦長海軍大佐ルウドネフ (Varyag, Rudnev) の提議による中立維持の手段を執ることを拒絶した。若し韓國が完全なる獨立國として、中外に認められて居たならば、重大なる國際問題を惹起した筈である。

仁川沖海戦に於ける朝鮮の地位が、判然たる形式を取つたのは、明治三十七年二月二十三日林公使・韓國外部大臣



臨時署理李址鎔間に締結せられた日韓議定書である。本協約によれば、(一) 韓國獨立の保障、(二) 日本國政府は韓國内政改革に付助言を與ふるの權を有すること、(三) 第三國の侵害若くは内亂により韓國に危險ある場合には、日本國政府は臨機必要なる手段を取るべく、之がため軍事上必要なる地點を占領し得べきこと、(四) 日韓兩國政府は、相互の承認を経ずして、本議定書の趣旨に反する協約を締結するを得ざること、等の條項より成り、純然たる同盟協約である。ついで同年五月十八日韓國政府は、ロシアと締結せる條約協定を全部破棄し、政治的利權を無効と宣言した。

日露戰役中は、日本國政府は韓國駐劄軍を置き、軍政を布いたため、韓國宮廷も策動の餘地尠く、日支戰役當時に於けるが如き地方的騷擾を見ることは殆どなかつた。

明治三十八年九月ポーツマス媾和條約第二條により、日本は朝鮮に於て政治上・軍事上及び經濟上優越權を有し、必要なる指導保護及び監理の措置を執り得べき權を認められた。其方法として、日本國政府は韓國政府の外交權を接収することを急務とし、小村全權よりルウズヴェルト大統領に商議して、其快諾を得、又九月二十四日林駐英公使(董)に電命して、英國政府に交渉せしめ、同國政府より欣然同意すべき旨回答を得た。

同年十一月日本國政府は、特に樞密院議長侯爵伊藤博文を特派大使として、韓國皇帝を訪問せしめ、又林公使に電訓して、外交權接收の交渉を開始せしめた。十一月十五日伊藤大使は、皇帝に謁見してその使命を開陳し、外交權接收の已むなきに至つた事情を詳細に説明し、同日又林公使は外部大臣朴齊純を招き、協約案を手交した。新協約の内容容知らるゝや、宮廷を中心として反對運動隨所に起り、韓國政府に於ても參政(總理)大臣韓圭高・外部大臣朴齊純等は強硬に反對した。同十七日に至り、伊藤大使・林公使は韓參政以下各部大臣を招致し、協約案について協議し、學

部大臣李完用等の意見により、若干の修正を加へ、皇帝の裁可を得て、十八日午前一時三十分調印を了した。其要左の如くである。

- 一 日本國政府は、今後韓國外交關係事務を指揮監理し、日本國外交代表及び領事は、外國に於ける韓國臣民及び利益を保護すべきこと。
  - 二 韓國政府は、今後日本國政府の仲介によらずして、國際的性質を有する條約協定を締結せざること。
  - 三 日本國政府は其代表者として、韓國首都に統監、各開港場に理事官を置くこと。
- 保護協約に對する韓國宮廷一派の反對運動は、遂に侍從武官長陸軍副將閔泳煥・前議政大臣趙秉世等の憤死を招き、民心を甚だしく昂奮せしめたが、皇帝自身は必ずしも反對の意嚮は有せられなかつたやうである。蓋し朝鮮は久しく明・清の藩屬として、内治外交其指導を仰ぎ來つた。今度の協約は明・清に代へるに、日本を以てするものである。日露戰役の結果、朝鮮の地位に變動を來すことが必然來るべき運命であるならば、外交權の喪失位は萬已むを得ない、との意見を有せられたと傳へられる。

## 第二節 統 監 政 治

日韓議定書に基づき、明治三十八年十二月二十日勅令を以て、統監府及び理事廳の官制が公布せられた。統監は日本國政府を代表して、朝鮮に於ける外交關係事務を統轄し、且韓國駐劄軍司令官を指揮命令するの權限を有するもので、樞密院議長伊藤侯之に親任せられた。



明治政府の元勳にして、世界的政治家たる伊藤統監が、戦勝國の餘威を以て來任した事は、尠くとも一時朝鮮國君臣を懾服せしむるに充分であつた。加ふるに外交を完全に接收し、優勢なる軍隊を駐屯せしめ、半ば軍政を布いたので、朝鮮國內の各種の紛糾は根絶せしめ得るものと信ぜられて居た。然るに此期待は少時にして全く裏切られた。その事情を詳細に説明することは本講座の目的でないので、此には對日關係に現れた部分につき簡単に記述しよう。

其第一は外交權接收についての日本國政府の誤算である。韓國駐外使臣の全部召還と、京城各國公使館の撤退によつて、國としての朝鮮が、外交機關をすべて喪失したと考へたのは早計であつた。統監府開設以前と雖も、韓國外部大臣と各國公使との交渉は殆ど問題とすに足らず、實際の外交は皇帝個人より、別入侍を通じて、公使・領事以下あらゆる種類の外國人——韓國政府備より新聞通信員・宣教師・ブローカーに至るまで人を選ばない——を介して、直接本國政府の有力者に交渉する方法を執つて居た。外交權接收は、形式的の方面は完全に行はれたけれども、實際の方面は之を接收する方法がない。統監着任後も、皇帝及び宮廷は、對外交渉に大なる不便を感じて居なかつたことは事實である。

第二の重要問題は、官制上統監が軍司令官に命令權を有するにも拘はらず、軍部が統監の統制に服しないことである。第三は皇帝及び宮廷が毫も舊態を改めず、朝鮮人は固より日本人・外國人あらゆる種類の群小政客・ブローカーに圍繞せられ、依然策動を繼續して來たことである。此状態は朝鮮君臣及び民衆自身にとつても、最も有害なものであつた。第四に統監政治に對する兩班階級の反對運動が、朝鮮特異のある形態を取つて來たことである。是は恰も仁祖丙子役直前に稍、近いものがあつた。

以上の四原因が最も複雑な形式を取つて、國際的に出現したのが、有名なハーグ密使事件である。

此事件の中心人物が、皇帝の親臣にして、ロシア國內に亡命せる李範普及び前中學堂備教師合衆國人ホーマー・ハルバート (Homer B. Hulbert) であるのは事實らしく、彼等は當初京城駐在ロシア國總領事ゲオルギイ・ド・ブランソン及び外務大臣アレクサンドル・イズウォルスキイを通じて、ロシア國皇帝を動かさうとしたが、イズウォルスキイ外相は前章に於て述べた如く、元來日露提携論者なるが故に、此種の陰謀に一顧をも與へず、却つてロシア國駐劄日本國特命全權大使本野一郎に注意を與へた程である。

ロシア國政府に對する運動失敗に歸した後、第二回ハーグ平和會議に於て、小國代表の同情を得て、會議に參列しようとして計畫したのである。即ち前議政府參贊李相高・前平理院檢事李儒 (日本留學生出身)・前駐露公使館書記官李琦鍾 (英語を能くす) に、信任狀を授けて派遣した。一行は明治四十年六月末ハーグに到着し、韓帝國全權委員として會議に參加を請求し、ハルバートは各國新聞を通じて、世界の輿論を喚起しようとしたが、蘭國政府及び平和會議議長 (ロシア國全權) アレクサンドル・イワノウィチ・ネリドフ (Alexandr Ivanovitch Nelidov) は、共に朝鮮國の利益は、條約によつて日本國政府之を代表すとの理由を以て之を拒絶し、ハルバートの運動も、殆ど何等の効果を奏しなかつた。

ハーグ密使事件は、嘗に國際信義を無視するのみならず、日韓保護協約違反なるが故に、日本國政府は、同年七月十五日特に外務大臣子爵林董を京城に急派し、伊藤統監と協議の上、善後策を講ぜしめた。

當時の韓國內閣總理大臣は李完用であつたが、政府部内の官吏は何人も密使事件に干與して居なかつたので、統監



は皇帝個人の責任を問ひ、首相以下閣僚も輔弼の責を負ふことを辭したため、皇帝も遂に七月十九日讓位を宣言せられた。乃ち皇太子(圻)(純宗)即位せられ、隆熙と改元せられた。

ハーグ密使事件は、明治三十八年十一月日韓議定書の不完全な事を示したので、日本國政府は嘗に外交權接收のみならず、内政上についても充分なる指導監督を行はなければ、保護の實を挙げ得ないことを痛感し、之を目的とする新協約の締結を提議し、七月二十四日統監・李總理大臣間に調印せられた。其要は左の如くである。

- 一 韓國政府は施政改善に關して、統監の指導を受けること。
- 二 法令の制定及び重要な行政處分には、統監の同意を要すること。
- 三 高級官吏の任免は、統監の同意を要すること。
- 四 統監の推薦する日本人を、韓國政府官吏に任用すること。

新協約による重要な事項は、(一)侍衛隊一大隊を除き韓國軍隊の解散、(二)警視總監以下高級警察官吏に日本人を任用し、事實上警察權を接收したこと、(三)各部次官其他主要官吏に日本人を任用したこと、(四)宮廷の大改革、(五)財政整理等である。之と同時に統監府官制を改革し、新たに副統監(親任)を置き、子爵曾彌荒助之に任せられた。

日韓新協約による軍隊解散は、非常の難事業で、明治四十年七月二十四日京城に於ける侍衛歩兵第一・第二聯隊の解散を機會に大暴動勃發し、ついで之が全國的に波及し、其鎮定には數年の歲月と尠からざる犠牲を要したのである。

### 第三節 朝鮮併合

明治四十年七月以來、朝鮮の政情は一變したといつてよい。過去殆ど半世紀韓帝國統治に當られた太皇帝は、德壽宮(慶運宮)に隱退せられ、新帝は昌德宮にあつて大政を總攬せられて居る。朝鮮の如き君主獨裁制の國に於ては、國君の禪讓毎に、前代の政治が根本より覆されるのを常とする。加之今度は日韓協約の成立によつて、韓國政府の實權は統監に移り、併合は今や時日の問題となつた。

日鮮併合が不可避であることは、朝鮮政治家の多數も認めるところであるが、其時期は頗る問題である。日本國政府部内に於ても、急進・漸進の論が對立して居た。伊藤統監が併合の朝鮮人及び國際關係に及ぼす影響を考慮し、急進論に賛成しなかつたことは、明言してもよいであらう。同統監が明治四十二年六月十四日樞密院議長に轉じた後も、此方針は曾彌新統監の繼承するところとなつた。

此時に當り併合に關する機會を作つたのは日鮮兩國元勳の遭難である。即ち伊藤樞府議長は、明治四十二年十月滿洲視察の途、同二十六日哈爾濱驛に於て黃海道海州邑生安重根(應七)の狙撃するところとなつて薨去し、ついで十二月二十二日韓國内閣總理大臣李完用は、兎漢李在明(平安道生)に襲はれ、重傷を負うた。此兩事件は共に個人的の暴舉で、背後に何等有力なる政治團體の存するものなかつたけれども、畢竟するに統監政治の不徹底を示すもので、更に一步を進めて日鮮併合を斷行すべしとの論が、漸次有力化して來た。朝鮮人にも李容九といふものがあり、東學道主權時亨の門弟で、後に治天教の開祖となつた人物であるが、一進會と稱する政治團體を組織して、日本政治



團體と提携し、日鮮合邦を主唱し、明治四十二年十二月四日、會員百萬を代表して併合の必要を聲明し、且皇帝に上疏し、統監・日韓兩國首相に建議したのである。

當時曾彌統監は前統監の遺策を繼承して、併合尙早論を懐抱して居たやうであるが、日本國政府内に於ては、山縣樞密院議長・桂總理大臣・陸軍大臣陸軍大將子爵寺内正毅を初め、併合斷行論優勢を占め、既に明治四十二年七月より、その方法について研究中であつた。翌四十三年五月三十日曾彌統監病を以て辭するに及び、寺内陸相統監を兼ね、山縣樞府議長の養嗣山縣伊三郎、副統監に親任せられた。新統監は軍部の完全なる諒解と、一致せる支持の下に、何時たりとも併合に着手し得ることゝなつた。

寺内統監は、桂首相・小村外相等と協議を重ねて、韓國併合處理の具體案を作成し、同年七月閣議に附して決定を見た。其重要條件は左の如くである。

- 一 韓國を朝鮮と改稱すること。
- 二 朝鮮人は、特に法令若くは條約によるの外、日本人と全然同一の地位を有すること。
- 三 韓國皇帝を太公、皇太子英親王珧を公に封じ世襲、太皇帝は終身太公に封じ、殿下と稱し、並びに歳費を給すること。
- 四 皇弟義親王珧以下宗室功臣には、各班位に應じて、日本國皇族に準じ、或は朝鮮貴族に列し、世襲財産を給すること。
- 五 朝鮮に於ける官吏は、其階級・資格を考慮の上、なるべく朝鮮人を採用すること。

六 朝鮮には當分帝國憲法を施行せず、法律を要する事項は、之と同一效力を有する制令を以て代ふべきこと。

寺内統監は明治四十三年七月二十三日、京城に着任した。同八月十六日より官邸に李完用總理大臣を招致し、併合について商議し、上記方針によつて作成せられた條約案を提示した。李總理も併合に對する日本國政府の方針、及び輿論については充分承知して居り、實際併合に當つては、日本國政府の提議の妥當なるを認めたと、但皇室の處分については、特に慎重を要するを以て、原案を緩和せられんことを求めた。即ち李總理案によれば、韓國・皇帝共に最近の稱に係るを以て之を廢止するも支障なく、李氏建國の古に復し、朝鮮・李王を以てすべしと云ふにある。統監は太公が外國皇族の最高尊號（或は舊ドイツ聯邦に於て行はれた *Grossherzog* の譯語でもあらう）であることを注意したが、總理は朝鮮の事情ヨーロッパと異なるものあるを指摘したので、統監も再考を約し、桂首相に請訓の上、李總理の意見に同意を表した。此に於て李總理等は、皇帝・太皇帝に謁して、統監との交渉の内容を奏したところが、太皇帝は皇室の前途について、宮内府大臣閔丙奭・侍從院卿尹德榮を勅使として、統監に懇諭せられるところがあり、統監も之を拜承した。

かくして併合に關する一切の準備は整つたので、明治四十三年八月二十二日、寺内統監・李總理大臣間に併合條約は調印せられた。之に先んじて、皇帝が宗室・元老・大臣を御前に召して下された勅語は、併合の趣旨をよく盡くして居る。「朕東洋平和を鞏固ならしむる爲、韓日兩國の親密なる關係を以て、彼我相合し一家をなすは、互相萬世の幸福を圖る所以なるを念ひ、茲に韓國の統治を擧げ、此を朕が極めて信賴する大日本國皇帝陛下に讓與することを決定し、仍て必要なる條章を規定し、將來我が皇室の永久安寧と、生民の福利を保障する爲、内閣總理大臣李完用を全



権委員に任命し、大日本帝國統監子爵寺内正毅と會同商議せしむ」と。

併合條約調印と共に、日本國政府は、従前朝鮮と條約を有する諸國に對して宣言を發し、今後同國と列國間の條約は無効に歸するも、日本國政府は、關係列國が朝鮮に於て有する利益は、充分之を尊重すべき旨説明した。列國は明治三十八年保護協約成立以來、此事あることを豫期して居たので、通商上の利益に於て若干の留保をするものゝ外、完全に併合を承認した。

かくして内外の準備盡く整つた八月二十九日、日韓兩國一齊に併合條約を公表し、且併合に關する詔書・統監諭告を宣布した。同日又詔書を以て、前韓國皇帝・前皇太子・太皇帝を各昌德宮李王・王世子・德壽宮李太王に封じ、皇弟義親王李瑠・興王李熹（李載冕 大院君の長子）を各公となし、世襲（李太王を除く）せしめ、並びに皇族の禮を以て待ち、殿下の敬稱を用ひしむる旨宣布せられた。

超えて九月三十日勅令を以て、朝鮮總督府官制發布せられ、翌十一月一日より施行せられるに定められた。即ち寺内統監は朝鮮總督、山縣副統監は朝鮮總督府政務總監に親任せられ、併合の實效に擧がつたのである。

（昭和九年三月十五日於漢城駱山下梨花草堂稿）



書庫

昭和九年五月二十八日印刷  
昭和九年六月二日發行

岩波 日本歴史  
第九回配本五

版權  
所有

編輯者 國史研究會同人代表  
黑板勝美  
東京市神田區一ツ橋通  
印刷發行所 岩波茂雄  
東京市神田區美土代町  
印刷所 三秀會

木 四 島 寺

發行所 東京神田一ツ橋通 岩波書店



終